

# 鳥栖市地域防災計画

## 本編

( 令和5年2月 改訂版 )

鳥栖市防災会議

## 目 次

第1編	総則	
第1章	総則	
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の構成	1
第4節	防災の基本理念	2
第5節	計画の推進	2
第2章	防災関係機関の責務と処理すべき事務及び業務の大綱	
第1節	実施責任	3
第2節	処理すべき事務及び業務の大綱	5
第3章	本市の概況	
第1節	自然的環境	1 3
第2節	社会的環境	1 3
第2編	災害の特性と被害想定	
第1章	風水害	
第1節	本市の気候	1 4
第2節	これまでの風水害被害	1 4
第3節	被害想定	1 6
第2章	地震	
第1節	本市の地域特性	
第1	本市の地勢、地質	1 7
第2	本市の地盤	1 7
第3	活断層	1 7
第2節	これまでの地震災害	2 2
第3節	被害想定	
第1	基本的考え方	2 3
第2	想定地震の設定	2 4
第3	被害の想定	3 2
第3編	災害予防・減災計画	
第1章	災害に強いひとづくり・まちづくり	
第1節	災害に強いひとづくり	
第1	自主防災組織の育成	4 0
第2	消防団の育成強化	4 0
第3	企業防災の推進	4 0
第4	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	4 1
第5	ボランティア活動の環境整備	4 1
第6	防災知識の普及啓発	4 1
第7	防災訓練	4 2
第8	災害教訓の伝承	4 2
第9	技術者の確保	4 3

第2節	災害に強いまちづくり	
第1	市街地の整備	4 3
第2	災害危険箇所の対策	4 3
第3	公共施設、交通施設等の整備	4 5
第4	ライフライン施設の機能の確保	4 6
第5	建築物等の安全性の強化	4 7
第6	農作物の被害予防対策の推進	4 7
第7	危険物施設等の保安の強化	4 7
第8	地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	5 0
第3節	災害応急活動対策の整備	
第1	災害応急活動体制の整備・強化	5 1
第2	情報の収集、連絡・伝達体制の整備・強化	5 2
第3	災害時の広報体制の整備・強化	5 3
第4	災害時の相互協力・応援体制の整備・強化	5 4
第4節	救急・医療体制の整備	
第1	救急・救助体制の整備	5 5
第2	災害時医療体制の整備	5 5
第5節	避難対策実施体制の整備	5 6
第6節	緊急輸送体制の整備	
第1	道路輸送体制の整備	5 9
第2	航空輸送体制の整備	5 9
第7節	生活救援体制の整備	
第1	物資調達体制の整備	6 0
第2	応急給水体制の整備	6 0
第3	ごみ・がれき処理体制の整備	6 0
第4	し尿処理体制の整備	6 1
第5	公衆衛生対策実施体制の整備	6 1
第8節	災害時「住」対策実施体制の整備	6 1
第9節	要配慮者支援体制の整備	6 2
第10節	応急教育・保育体制の整備	6 5
第11節	原子力災害対策の整備	
第1	情報収集・伝達及び広報体制の整備	6 6
第2	緊急時モニタリングの実施体制の整備	6 6
第3	避難住民の受入体制の整備	6 6
第12節	災害復旧・復興への備え	6 7
第4編	災害応急対策計画	
第1章	防災関係情報の収集・伝達経路	
第1節	防災関係情報の種類、内容	6 8
第2節	情報の伝達体制	7 5
第2章	防災配備体制	
第1節	防災配備体制設置基準	
第1	配備の基準	8 1
第2	非常時の参集・招集方法	8 5
第2節	災害情報連絡室	8 7
第3節	災害警戒本部	8 9

第4節	災害対策本部	9 1
第3章	災害応急対策	
第1節	災害時の情報連絡体制	
第1	非常通信の手段	1 0 2
第2	災害時の通信連絡系統図	1 0 3
第2節	災害時の調査	
第1	概況調査	1 0 4
第2	中間調査	1 0 5
第3	確定調査	1 0 7
第4	被害情報のとりまとめ・伝達	1 0 7
第5	被害状況等の報告	1 0 8
第3節	災害時の広報	
第1	災害情報等の広報	1 1 0
第2	報道機関への広報	1 1 1
第3	防災関係機関の広報	1 1 2
第4節	相互協力・応援要請	
第1	自衛隊派遣要請	1 1 3
第2	県知事への要請	1 1 5
第3	他自治体、防災関係機関への要請	1 1 6
第4	民間企業等への要請	1 1 7
第5	受援のための措置	1 1 7
第6	従事命令・協力命令	1 1 8
第7	ボランティアセンターの設置・運営	1 1 9
第5節	避難対策	
第1	避難情報	1 2 2
第2	避難誘導等	1 2 4
第3	主な施設における避難	1 2 6
第4	帰宅困難者対策	1 2 6
第5	大規模な避難	1 2 7
第6	原子力災害による避難	1 2 7
第7	避難所の開設	1 2 8
第8	避難者の受入れ	1 2 9
第9	避難所の運営	1 2 9
第1 0	飲料水、生活用水の供給	1 3 1
第1 1	食料、生活必需品の供給	1 3 1
第1 2	避難長期化への配慮	1 3 1
第1 3	避難所の統合・廃止	1 3 1
第6節	災害救助法の適用	
第1	災害救助法の適用基準	1 3 2
第2	被災世帯の算定基準	1 3 3
第3	救助業務の実施者	1 3 5
第4	災害救助法の適用手続き	1 3 5
第5	災害救助法による救助の実施	1 3 6
第7節	救助活動	
第1	救助要員の編成	1 3 7
第2	救助資機材の確保	1 3 7

第3	救助活動の実施	1 3 7
第4	自治会等による救助活動	1 3 8
第5	行方不明者の捜索	1 3 8
第6	救護所への傷病者の搬送	1 3 9
第7	安否情報の確認	1 3 9
第8節	消火活動	
第1	出火防止、初期消火	1 4 0
第2	消火活動	1 4 0
第9節	危険箇所の対策	
第1	危険箇所の警戒・情報収集	1 4 1
第2	安全対策の実施・応急措置	1 4 2
第3	広報及び避難	1 4 2
第10節	災害時の医療救護	
第1	後方医療体制の確立	1 4 3
第2	医療班の編成	1 4 3
第3	医薬品・資機材の調達	1 4 4
第4	現地救護所・臨時救護所・助産所の設置	1 4 4
第5	現地救護所・臨時救護所の活動	1 4 5
第6	後方医療機関への搬送	1 4 5
第7	巡回救護の実施	1 4 6
第8	心のケア対策	1 4 6
第11節	交通管制	
第1	交通規制	1 4 7
第2	緊急輸送道路の確保	1 4 7
第3	運転者に対する広報	1 4 8
第12節	緊急輸送対策	
第1	緊急輸送	1 4 9
第2	ヘリポートの設置	1 4 9
第3	緊急通行車両の届出	1 5 0
第4	緊急輸送実施体制	1 5 0
第5	物資輸送拠点の設置	1 5 1
第13節	ライフラインの応急対策	
第1	上水道の応急・復旧対策	1 5 2
第2	下水道の応急・復旧対策	1 5 3
第3	工業用水道の応急・復旧対策	1 5 3
第4	電気の応急・復旧対策	1 5 3
第5	電話の応急・復旧対策	1 5 3
第6	ガスの応急・復旧対策	1 5 4
第7	鉄道の応急・復旧対策	1 5 4
第14節	公共施設等の応急対策	
第1	市の施設並びにその他の公共施設の応急・復旧対策	1 5 5
第2	道路及び橋梁の応急・復旧対策	1 5 5
第3	河川管理施設の応急・復旧対策	1 5 6
第4	砂防施設等の応急・復旧対策	1 5 7
第5	治山施設等の応急・復旧対策	1 5 7
第6	農地農業用施設の応急・復旧対策	1 5 7

第15節	生活救援対策	
第1	緊急給水	158
第2	飲料水、生活用水の給水	159
第3	食料等の応急配給	161
第4	食料の需要の把握	161
第5	食料の確保・供給	161
第6	炊き出しの実施	163
第7	生活必需品の需要の把握	163
第8	生活必需品の確保・供給	163
第9	義援物資・義援金の受入れ・配分	164
第10	災害時総合相談窓口業務	166
第11	罹災証明	167
第16節	災害時における「住」対策	
第1	被災住宅の解体、撤去	169
第2	被災住宅の応急修理	169
第3	応急仮設住宅の需要の把握	170
第4	応急仮設住宅の用地の確保及び建設	170
第5	応急仮設住宅の入居者の募集・選定	171
第6	公営・民間住宅等の確保	172
第7	公営・民間住宅の入居者の選定	172
第17節	災害時の環境・衛生対策	
第1	食中毒の予防	173
第2	被災地の保険衛生・防疫活動	173
第3	仮設トイレの設置	175
第4	し尿の収集・処理	175
第5	生活ごみの処理	175
第6	災害廃棄物処理の計画・実施	176
第7	遺体の処理	176
第8	遺体の埋火葬	177
第18節	災害時の警備対策	
第1	被災地内の安全確保	179
第2	被災地内の社会秩序の維持	179
第19節	要配慮者支援対策	
第1	要配慮者の避難支援・安否確認	180
第2	孤児、遺児の保護	180
第3	高齢者、障害者の保護	181
第4	避難所での要配慮者支援対策	181
第5	福祉避難所の確保と移送	181
第6	巡回ケア対策及び広報・相談窓口の設置	182
第7	応急仮設住宅の供給と復旧期ケア対策	182
第8	外国人対策	183
第20節	応急教育・応急保育	
第1	学校の災害直後の措置	183
第2	児童、生徒及び教職員の安否確認	184
第3	応急教育の実施	184
第4	保育所の災害直後の措置	185

第5	園児及び職員の安否確認	185
第6	応急保育の実施	185
第2 1 節	農産物等対策	
第1	農産物応急対策	186
第2	家畜応急対策	186
第2 2 節	危険物等の保安計画	
第1	火薬類の保安	187
第2	高圧ガスの保安	187
第3	石油類及び化学製品類の保安	188
第4	放射性物質の保安	188
第5	毒物・劇物の保安	188
第2 3 節	石油等の大量流出の防除対策計画	
第1	石油等の大量流出の防除対策	189
第2 4 節	応急金融対策	
第1	応急金融対策	190
第2 5 節	災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	192
第5編	災害復旧・復興計画	
第1章	災害復旧・復興計画	
第1節	災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	
第1	災害復旧・復興事業	194
第2	迅速な原状復旧	194
第3	計画的復興	196
第2節	市民生活安定のための支援	
第1	被災者の生活確保	197
第2	農林業に対する復旧・復興資金の確保	199
第3	中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保	199
第4	義援金品の受入れ・配分	200

# 第1編 総則

## 第1章 総則

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の性格
- 第3節 計画の構成
- 第4節 防災の基本理念
- 第5節 計画の推進

## 第2章 防災機関の責務と処理すべき事務及び業務の大綱

- 第1節 実施責任
- 第2節 処理すべき事務及び業務の大綱

## 第3章 本市の概況

- 第1節 自然的環境
- 第2節 社会的環境



# 第1編 総則

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、鳥栖市防災会議が作成するものであり、本市の地域に係る防災に関し、市、県、消防機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これらの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、郷土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の性格

この計画は、本市の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

- 1 国（中央防災会議）の防災基本計画に基づいて作成し、佐賀県地域防災計画等との整合を図ったものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、本市の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置付けするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。
- 3 国土強靱化に関する部分については、その基本目標である
  - ① 人命の保護が最大限図られる
  - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
  - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - ④ 迅速な復旧・復興を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。
- 4 今後、国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画等が修正された場合や本市を取り巻く条件、防災に関する情勢に変化が生じた場合など、この計画に反映させる必要があると認める場合には修正するものとする。

### 第3節 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。

- |     |            |
|-----|------------|
| 第1編 | 総則         |
| 第2編 | 災害の特性と被害想定 |
| 第3編 | 災害予防・減災計画  |
| 第4編 | 災害応急対策計画   |
| 第5編 | 災害復旧・復興計画  |

## 第4節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念は、以下のとおりである。

### 1 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

### 2 災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

「人命第一で。対策は前広に幅広に。」(令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項)

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、防災関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

### 3 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

## 第5節 計画の推進

市はもとより、防災関係機関及び市民は、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実するため、この計画に定めた各種対策の推進に当たることとする。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための対策を推進する。

なお、推進にあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

## 第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務及び業務の大綱

### 第1節 実施責任

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。

併せて、市及び県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

#### 1 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、消防機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 消防本部（鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部）

消防本部は、関係自治体、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て災害の防除、被害の軽減のための防災活動を実施する。

#### 3 県

県は、災害が市町の区域を越え広域にわたる時、災害の規模が大きく市（消防機関を含む）で処理することが不相当と認められる時や防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町（消防機関を含む）間の連絡調整を必要とする時などに、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、市町（消防機関を含む）及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

#### 4 警察署

警察署は、警察法、警察官職務執行法、道路交通法等に基づき、県民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

#### 5 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき、災害派遣を実施する。

#### 6 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市（消防機関を含む）及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

#### 7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市（消防機関を含む）及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

8 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市及びその他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

9 市民・事業所

市民・事業所は、「自らの身の安全は自らが守る、自分たちの地域の安全は自分たちで守る」という防災の基本である自助・共助の意識を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がける。

また、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、お互いに助け合い自主防災活動を行う。

## 第2節 処理すべき事務及び業務の大綱

市、県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

### 1 市

処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市防災会議及び市災害対策本部に関すること</li><li>○ 防災に関する調査、研究に関すること</li><li>○ 市内の保全事業等に関すること</li><li>○ 防災に関する組織の整備に関すること</li><li>○ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること</li><li>○ 防災に関する物資等の備蓄に関すること</li><li>○ 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること</li><li>○ 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること</li><li>○ 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること</li><li>○ 災害時の広報に関すること</li><li>○ 避難指示等の避難情報に関すること</li><li>○ 避難所の開設・運営に関すること</li><li>○ 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること</li><li>○ 災害時における消防団との連絡調整に関すること</li><li>○ 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること</li><li>○ 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること</li><li>○ 被災市有施設及び設備の応急措置に関すること</li><li>○ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること</li><li>○ 要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画作成に関すること</li><li>○ ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること</li><li>○ 他の市町村との相互応援に関すること</li><li>○ 災害時の文教対策に関すること</li><li>○ 災害復旧・復興の実施に関すること</li><li>○ 原子力災害対策に関すること</li><li>○ その他市の所掌事務についての防災対策に関すること</li></ul>

### 2 消防本部

処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害対応に関する設備及び資機材の整備に関すること</li><li>○ 危険物施設等の保安確保に必要な規制、指導に関すること</li><li>○ 災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査報告に関すること</li><li>○ 消防活動に関すること</li><li>○ 被災者の救助、救急活動に関すること</li><li>○ 他の消防機関等との相互応援に関すること</li><li>○ 市の活動の援助に関すること</li></ul>

### 3 県

#### 処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務

- 県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- 市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること
- 防災に関する調査、研究に関すること
- 県土保全事業等に関すること
- 防災に関する組織の整備に関すること
- 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
- 防災に関する物資等の備蓄に関すること
- 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
- 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
- 災害時の広報に関すること
- 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
- 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること
- 防疫その他保健衛生に関すること
- 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること
- 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
- 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること
- ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること
- 自衛隊の災害派遣に関すること
- 他の都道府県との相互応援に関すること
- 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること
- 災害時の文教対策に関すること
- 災害復旧・復興の実施に関すること
- その他県の所掌事務についての防災対策に関すること

### 4 警察署

#### 処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務

- 災害警備計画に関すること
- 警察通信確保に関すること
- 関係機関との連絡調整に関すること
- 災害装備資機材の確保に関すること
- 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- 防災知識の普及に関すること
- 災害情報の収集及び伝達に関すること
- 被害実態の把握に関すること
- 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
- 行方不明者の調査に関すること
- 危険箇所の警戒及び住民に対する避難の指示、避難誘導等に関すること
- 不法事案等の予防及び取締りに関すること
- 被災地、避難所、重要施設等の警戒に関すること
- 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
- 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
- 広報活動に関すること
- 死体の見分・検視に関すること

5 自衛隊

処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務	
○	災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関すること
○	災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関すること

6 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務
(1) 九州管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること</li> <li>○ 広域的な交通規制の指導調整に関すること</li> <li>○ 災害時における他管区警察局との連携に関すること</li> <li>○ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること</li> <li>○ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること</li> <li>○ 災害時における警察通信の運用に関すること</li> <li>○ 津波警報等の伝達に関すること</li> </ul>
(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害復旧事業費の査定立会に関すること</li> <li>○ 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の適切な短期貸付の措置に関すること</li> <li>○ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関すること</li> <li>○ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関すること</li> <li>○ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関すること</li> </ul>
(3) 九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害状況の情報収集</li> <li>○ 関係職員の現地派遣</li> <li>○ 関係機関との連絡調整</li> </ul>
(4) 九州農政局 (佐賀地域センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国土保全事業（農地海岸保全事業、農地防災事業等）の推進に関すること</li> <li>○ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の情報収集に関すること</li> <li>○ 応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産用資材等の円滑な供給に関すること</li> <li>○ 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関すること</li> <li>○ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導とこれらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること</li> <li>○ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること</li> <li>○ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること</li> <li>○ 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関すること</li> <li>○ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談窓口の設置に関すること</li> </ul>

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務
(5) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林治山による災害防止に関する事</li> <li>○ 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関する事</li> <li>○ 災害対策用木材（国有林）の払下げに関する事</li> <li>○ 林野火災対策に関する事</li> </ul>
(6) 九州経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事</li> <li>○ 災害時の物価安定対策に関する事</li> <li>○ 被災商工業者への支援に関する事</li> </ul>
(7) 九州産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策に関する事</li> </ul>
(8) 九州運輸局 (佐賀運輸支局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における輸送用車輛のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関する事</li> <li>○ 自動車運送事業者に対する運送命令等に関する事</li> <li>○ 運送等の安全確保に関する指導等に関する事</li> <li>○ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関する事</li> </ul>
(9) 大阪航空局 (福岡空港事務所、佐賀空港出張所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関する事</li> <li>○ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事</li> <li>○ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事</li> </ul>
(10) 福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象・水象・地象（地震にあつては、地震動に限る）に関する予報・注意報・警報の発表及び伝達に関する事</li> <li>○ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関する事</li> <li>○ 津波警報等・地震及び津波に関する情報の発表及び伝達に関する事</li> <li>○ 災害時における気象資料の提供に関する事</li> <li>○ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事</li> </ul>
(11) 九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常通信体制の整備に関する事</li> <li>○ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事</li> <li>○ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出しに関する事</li> <li>○ 災害時における電気通信の確保に関する事</li> <li>○ 非常通信の統制、管理に関する事</li> <li>○ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事</li> </ul>
(12) 佐賀労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工場、事業所における労働災害の防止のための指導等に関する事</li> </ul>
(13) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、筑後川河川事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関する事</li> <li>○ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関する事</li> <li>○ 水防警報の発表及び伝達に関する事</li> <li>○ 水防活動の指導に関する事</li> <li>○ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事</li> <li>○ 高潮、津波災害等の予防に関する事</li> <li>○ 河川災害対策に関する事</li> <li>○ 大規模災害時における緊急対応の実施に関する事</li> </ul>



7 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務
(1) 西日本電信電話株式会社 (佐賀支店)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事</li> <li>○ 気象警報、津波警報の伝達に関する事</li> <li>○ 災害時における通信の確保に関する事</li> </ul>
(2) 株式会社NTTドコモ (佐賀支店)	
(3) KDDI株式会社	
(4) ソフトバンク株式会社	
(5) 日本銀行 (福岡支店、佐賀事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通貨の円滑な供給確保に関する事</li> <li>○ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関する事</li> </ul>
(6) 日本赤十字社 (佐賀県支部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における医療救護の実施に関する事</li> <li>○ 災害時における血液製剤の供給に関する事</li> <li>○ 義援金品の募集、配分に関する事</li> <li>○ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事</li> </ul>
(7) 日本放送協会 (佐賀放送局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民に対する防災知識の普及に関する事</li> <li>○ 気象（津波）予警報等の周知に関する事</li> <li>○ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関する事</li> <li>○ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関する事</li> </ul>
(8) 西日本高速道路株式会社 (九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米高速道路事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関する事</li> </ul>
(9) 九州旅客鉄道株式会社 (鳥栖駅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事</li> <li>○ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事</li> <li>○ 災害時における鉄道輸送の確保に関する事</li> </ul>
(10) 日本貨物鉄道株式会社 (九州支社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事</li> <li>○ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事</li> <li>○ 災害時における鉄道輸送の確保に関する事</li> </ul>
(11) 日本通運株式会社 (鳥栖支店)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事</li> </ul>
(12) 九州電力送配電株式会社 (鳥栖配電事業所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事</li> <li>○ 災害時における電力供給の確保に関する事</li> </ul>
(13) 日本郵便株式会社 (鳥栖郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における郵政業務の確保に関する事</li> <li>○ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事</li> </ul>

8 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務
(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	○ 災害時における入院患者等の安全確保に関すること ○ 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(2) 一般社団法人佐賀県LPガス協会 (鳥栖支部)	○ LPガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関すること
(3) 公益社団法人佐賀県トラック協会	○ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(4) 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会	
(5) 株式会社エフエム佐賀	○ 市民に対する防災知識の普及に関すること ○ 気象（津波）予警報等の周知に関すること
(6) 株式会社サガテレビ	○ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること
(7) 長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局	
(8) 一般社団法人佐賀県医師会 (鳥栖三養基医師会)	○ 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(9) 公益社団法人佐賀県栄養士会	○ 災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること
(10) 公益社団法人佐賀県看護協会	○ 災害時における看護、保健指導に関すること
(11) 一般社団法人佐賀県歯科医師会 (三養基・鳥栖地区歯科医師会)	○ 災害時における医療救護活動への協力に関すること ○ 身元確認に対する協力に関すること
(12) 一般社団法人佐賀県薬剤師会 (鳥栖三養基薬剤師会)	○ 災害時における医療救護活動への協力に関すること ○ 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること
(13) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 (鳥栖市社会福祉協議会)	○ 災害ボランティアに関すること ○ 生活福祉資金の貸付けに関すること ○ 市が行う被災者状況調査の協力に関すること

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務
(1) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合	○ 市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関する事
(2) 鳥栖商工会議所	○ 市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関する事
(3) 鳥栖市区長連合会	○ 市域内の災害対策への協力に関する事
(4) 鳥栖市婦人連絡協議会	○ 避難行動要支援者対策への協力に関する事
(5) 鳥栖市民生委員児童委員連絡協議会	
(6) 水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者	○ 水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ○ 災害時における給水の確保に関する事
(7) 電気通信事業者 (西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社を除く)	○ 電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ○ 災害時における通信の確保に関する事
(8) 鳥栖ガス株式会社、液化石油ガス（LPガス）事業者	○ ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ○ 災害時におけるガス供給の確保に関する事
(9) 国立大学法人佐賀大学医学部付属病院	○ 災害時における入院患者等収容者の安全確保に関する事 ○ 被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関する事
(10) 病院等医療施設の管理者	
(11) 社会福祉施設の管理者	○ 災害時における施設入所者の安全確保に関する事
(12) 私立学校等の設置者等	○ 災害時における幼児、児童及び生徒、学生の安全確保に関する事 ○ 災害時における文教対策の実施に関する事
(13) 道路・下水道施設・河川・砂防施設等・治山施設・ため池等農業用排水施設の各管理者・施行者	○ 所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事
(14) 危険施設等の管理者	○ 災害時における危険物施設、高圧ガス施設、LPガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関する事
(15) その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	○ 法令又はこの計画に定められた防災対策に関する事

10 市民・事業所

区 分	と る べ き 措 置
(1) 市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために、地域において相互に協力すること</li> <li>○ 県知事及び市長が行う防災に関する事業に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること</li> </ul>
(2) 事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業活動にあたって、その企業市民としての責任を自覚し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために最大の努力を払うこと</li> <li>○ 災害発生後は、従業員、来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し地域住民の生命・財産の安全の確保に努めること</li> <li>○ 県知事及び市長が行う防災に関する事業に協力し、最大の努力を払うこと</li> </ul>

## 第3章 本市の概況

### 第1節 自然的環境

#### 1 位置・面積

本市は、佐賀県の東部に位置し、北は三養基郡基山町、福岡県筑紫野市及び那珂川市と接し、南は筑後川を境に福岡県久留米市と接している。東は福岡県小郡市、西は三養基郡みやき町に接し、市の総面積は71.72km<sup>2</sup>である。市庁舎は、東経130度30分、北緯33度22分に位置し、標高は23.5mである。

#### 2 地質、地勢

本市の地勢は北高南低であって、北西部には本市最高の九千部山（標高847m）を主峰として石谷山、城山と続いて山岳、山麓地帯を形成し、西部は朝日山（標高133m）があって南側へなだらかな丘陵地帯をなしている。

市の中心部は台地となって工場、交通、運輸施設、住宅、商店、学校等により市街地を形成、平坦部は東南に向かって開け、約1,500ヘクタール余の水田地帯を擁して筑紫平野の一角を成している。

#### 3 河川

本市の主な河川として、東部に秋光川、宝満川、大木川、中部に轟木川、薬師川、安良川、西部に沼川を中心にした河川があり、東部、中部、西部の河川全部が本市の南部に流下し筑後川に注いでいる。

これらの河川は、かんがい用水として南部平野の農地を潤し、農作物に多大な恵みをもたらしている。

また、河川延長の3分の1は山岳又は山麓地帯で、地質の関係で屈曲河川が多く、平坦部は低地帯のため、支川の排水が悪く、集中豪雨時には増水し、南部地区で冠水が発生している状況である。

### 第2節 社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。

- 都市化に伴う人口の密集化、建物の高層化、近隣扶助意識の低下
- 都市内の公園、オープンスペースといった土地利用の状況
- 高齢化、国際化に伴う高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の増加
- ライフライン（電力、上・下水道、電話等）、交通ネットワーク、コンピュータ等への依存度の増大
- インフラ整備に伴う災害発生の減少からくる市民の防災意識の低下

## 第2編 災害の特性と被害想定

### 第1章 風水害

- 第1節 本市の気候
- 第2節 これまでの風水害被害
- 第3節 被害想定

### 第2章 地震

- 第1節 本市の地域特性
- 第2節 これまでの地震被害
- 第3節 被害想定

## 第2編 災害の特性と被害想定

### 第1章 風水害

#### 第1節 本市の気候

本市の気候を見ると、年平均気温は16℃～17℃であるが、過去10年の最高気温の平均は、およそ37.6℃、最低気温の平均は、およそマイナス3.3℃と夏の暑さや冬の寒さはともに厳しく、当地域の気候区分は内陸型気候区に属している。

当地域の降水量は、近年では年間2,000mmを超える傾向にあり、冬期における降水量は少なく、6月から8月にかけて降水量が多い。

なお、この時期は高温多湿な南寄りの風が多く、地形的影響で降雨が多くなり、雷を伴った集中的な豪雨をもたらすこともある。

#### 第2節 これまでの風水害被害

本市における風水害は、主に梅雨や台風による集中豪雨によって引き起こされている。

大きな被害を受けたものとしては、死者1人、行方不明者1人、流失家屋9棟、浸水家屋705棟（ただし、旧鳥栖町、麓村、旭村の集計分で、基里村、田代村は資料なし）となった昭和28年の大木川、安良川のはん濫による大水害があげられる。

近年では、活発な前線の影響から線状降水帯を伴い激しい豪雨に見舞われた、令和元年佐賀豪雨や令和3年8月豪雨により、床上・床下浸水被害が発生。人的被害はなかったものの、今後の内水氾濫対策に一石を投じる出来事となった。

また、台風は8月末から9月にかけて多く襲来し、多量の雨をもたらした大きな被害を与えている。平成3年の17号、19号では、多数の家屋等に被害を受けたが大きな人的被害は受けなかった。

本市での風水害の主なものの特徴は、次のとおりである。

##### 1 大雨

本市で発生する風水害のうち、その半分は大雨によるものである。大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。

日降水量100mm以上の大雨は、6月～7月の梅雨期に最も多く、次いで、8月～9月は台風や秋雨前線等で多くなっている。

日降水量200mm以上の大雨や1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨は、梅雨期間の6月から8月にかけて多い。

大雨の降り方は、

- ① 短時間（1～3時間）に集中して降る
- ② 長時間降り続いた結果、降水量が多くなる
- ③ 長時間降り続く中で、短時間に集中して降る

などに分けられるが、このうち③の降り方は、令和3年8月豪雨のように特に大きな災害を引き起こすことがある。

##### 2 台風

本市は、台風が来襲する頻度が高い。

台風は平均（統計期間：1981～2020年）すると1年間に25.7個発生しており、その中の11.3個が日本の300km以内に接近し、更にその中の2.9個が上陸している。九州北部地方には3.5個の台風が接近し、その中の約1個が九州に上陸している。ただし、9個の台風が九州北部地方に接近した年もあれば、1個も接近しなかった年もあるなど、年による変動も大きい。

台風が市に接近する時期は、6月から10月で、そのうち7月から9月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。

台風の風速は、台風の中心から50～150km付近が最も強い。個々の台風についての風速分布は一樣でなく、中心からかなり離れているところでも、強い風が吹く場合もある。

強風は、飛散物による人的被害にとどまらず建造物、樹木等を直接破壊するだけでなく、火災の延焼等を誘発する。

また、台風は暖かい湿った空気を運んで大雨を降らせる。台風に伴う大雨は、台風の経路や勢力（大きさ、強さ）、九州付近に前線が停滞しているか等の条件によって雨の降り方が異なるので、台風から離れていても注意が必要である。特に、九州付近に前線が停滞していると、台風が南の海上にある頃から、強い雨が降り出すことが多い。

### 3 土砂災害

本市は、北西部に地形的、地質的に不安定な山地丘陵があり、過去には人家に大きな影響を与えるものではないものの、急傾斜地の崩壊等が発生しており、今後も発生する危険性は高い。

### 4 大雪

佐賀県の大雪は冬型気圧配置（季節風）によるものと、台湾近海で発生した低気圧が九州の南岸付近を発達しながら東進するものに大別される。

一般に積雪10cm以上になると大雪の災害が出はじめ、30cm以上になると大きな災害が発生している。

### 5 竜巻

竜巻は、激しい空気の渦巻で、大きな積乱雲の底から漏斗状に雲が垂れさがり、陸上では巻き上がる砂塵、海上では水柱を伴う。

本市においても、平成16年6月に竜巻による被害が生じている。

資料編 これまでの風水害の状況



### 第3節 被害想定

この計画は、本市地域における気象、地勢等の特性によって発生が予測される豪雨や台風等により、災害救助法適用程度の災害が発生することを想定する。

#### 1 豪雨・大雨（洪水）

（1）昭和28年の記録的な豪雨災害は、今後も発生することを予想する。

（2）昭和37年、38年、平成2年、令和元年、令和3年の集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発することを予想する。

#### 2 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを予想する。

#### 3 地すべり等

大規模な地すべり、山崩れ等の災害は、今後発生することを予想する。

#### 4 大雪

昭和38年1月～2月、昭和43年2月、平成28年1月、令和3年1月の大雪程度のものが、今後発生することを予想する。

#### 【災害救助法の適用の程度（災害救助法施行令第1条）】

- 市内住家の滅失世帯数が80世帯以上
- 県内住家の滅失世帯数が1,000世帯程度の場合で、そのうち市内住家の滅失世帯数が40世帯以上
- 県内住家の滅失世帯数が5,000世帯程度の場合又は、災害が隔絶した地域で発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、住家の滅失世帯数が多数
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、内閣府令に定める基準に該当

## 第2章 地震

### 第1節 本市の地域特性

#### 第1 本市の地勢、地質

本市の地質は、花崗岩及び新期洪積層からなる田代・麓地区の山間山麓地域と新期沖積層、旧期沖積層、新期洪積層からなる鳥栖・基里地区の台地と花崗岩、新期洪積層、旧期沖積層、新期洪積層などが交錯した旭地区の丘陵及び平坦地域の3地域に分けられる。

#### 第2 本市の地盤

地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の例から明らかとなっている。一般的に、地盤が柔らかいほど地震が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。

本市内には、軟弱な沖積層が市南部を中心に分布しており、この地域で地震が発生した場合には、相当規模の被害が生じるおそれがある。また、軟弱地盤と硬い地盤との境界でも揺れの違いから大きな被害を受けることがわかっている。

#### 第3 活断層

断層とは、ある面を境にして両側の地層にずれ（くい違い）の見られる地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀（約260万年前から現在の間）に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

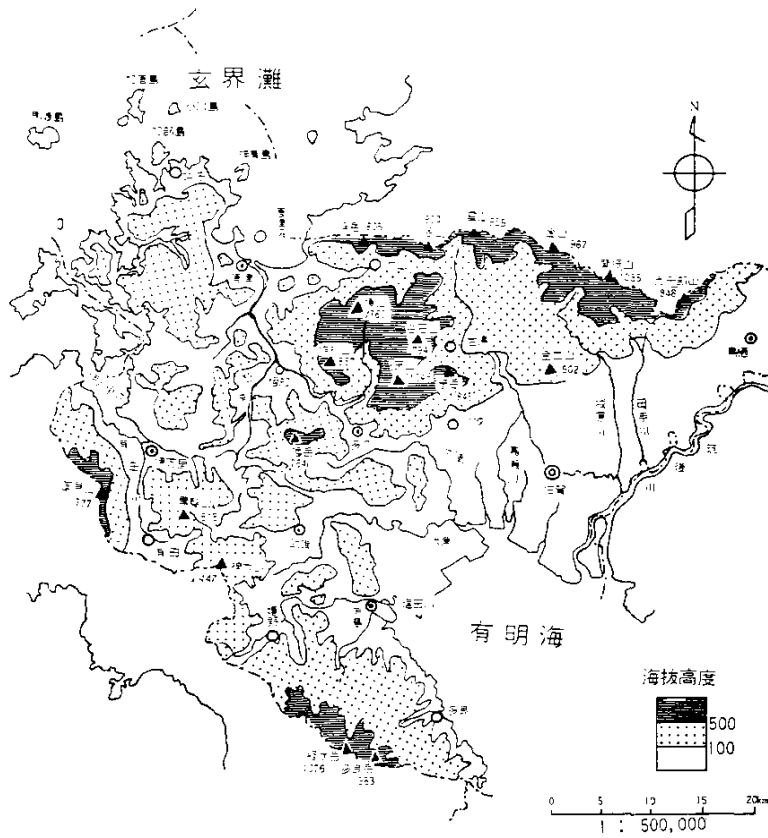
我が国には2,000以上の活断層が存在するといわれており、政府の地震調査研究推進本部においては、調査研究を効率的に実施していくための基盤的な調査対象として、最大規模の地震を発生させる可能性のある陸域の断層を「主要活断層帯」に選定している。

本県内に存在する断層では、「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向峠－小笠木峠断層帯」が「主要活断層帯」に選定されている。

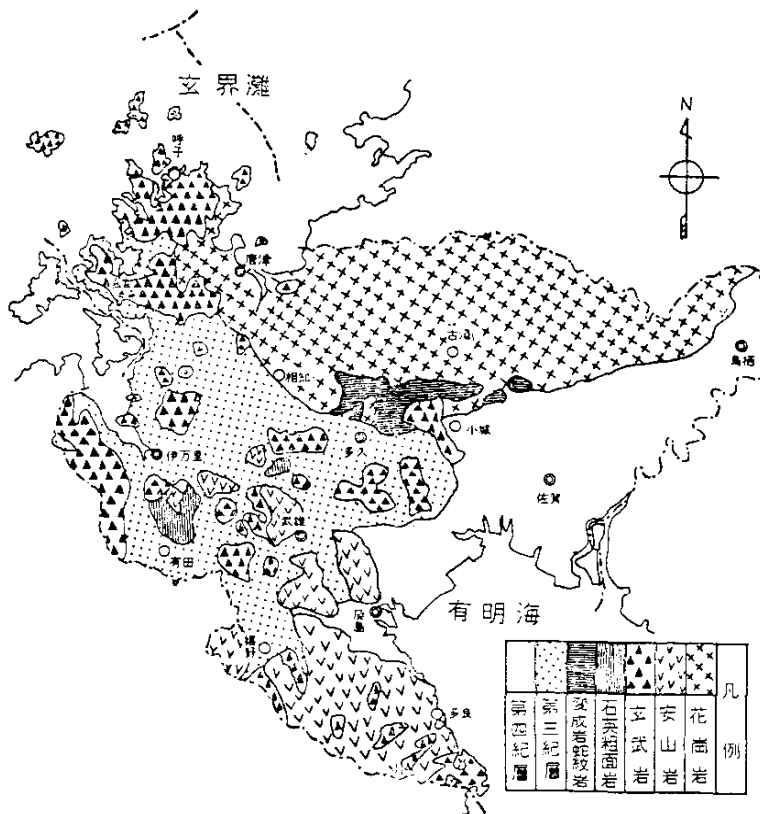
県内及び周辺において、活動した場合に本県に被害をもたらす可能性のある断層としては、主に図に示す次のものが知られている（番号は図中の番号に対応）。

なお、陸域の大地震は主要活断層帯以外の活断層でも発生する可能性はあり、また活断層である可能性のある断層は図に示しているものが全てというわけではなく、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もある。

【 佐 賀 県 の 地 勢 】



【 佐 賀 県 の 地 質 】





出典：土地分類図（佐賀県）一表層地質図一、経済企画庁総合開発局、監修、（財）日本地図センター発行、1974  
表層地質図

■地震調査研究推進本部の評価対象

○ 詳細な評価の対象とする活断層

主要活断層帯：①佐賀平野北縁断層帯、④日向峠－小笠木峠断層帯、⑤水縄断層帯、⑩雲仙断層群、②警固断層帯

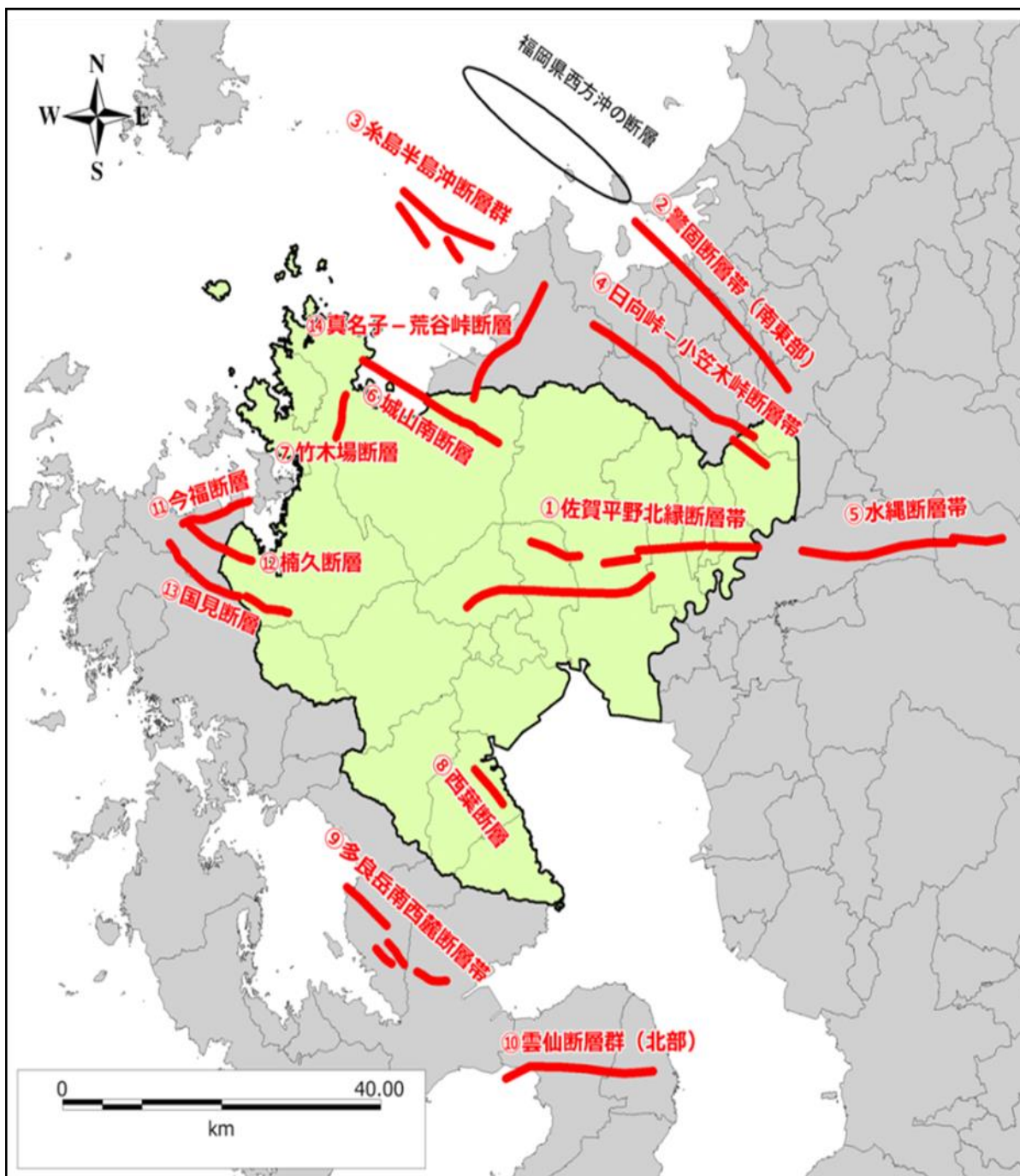
○ 簡便な評価の対象とする活断層：③糸島半島沖断層群、⑨多良岳南西麓断層帯

■地震調査研究推進本部の評価対象には含まれていないが、「新編日本の活断層」(1991年 活断層研究会編)及び「九州の活構造」(1989年 九州活構造研究会編)に掲載されている活断層

⑦竹木場断層、⑭真名子－荒谷峠断層、⑪今福断層、⑫楠久断層、⑬国見断層、⑧西葉断層

■上記以外で九州電力(株)の玄海原子力発電所の安全性に関する再評価資料で想定されている活断層

⑥城山南断層



出典：九州活構造研究会（1989）：九州の活構造  
 活断層研究会（1991）：新編 日本の活断層—分布図と資料—  
 長崎県（2006）：長崎県地震等防災アセスメント調査報告  
 地震調査研究推進本部（2007）：警固（けご）断層帯の長期評価について  
 原子力安全・保安院（2009）：玄海原子力発電所3号機耐震安全性評価結果（中間報告）

## 第2節 これまでの地震災害

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去からたびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきたが、平成16年まで佐賀県において発生したこれまで記録に残る地震では、震度6弱以上のものはなく、発生頻度として年3回程度、震度は3以下がほとんどであった。

しかし、平成17年3月20日（震央 福岡県北西沖）に発生した地震では、県内では、みやき町で初めて震度6弱を記録し、本市においても震度5弱を記録した。

また、近年の例では、平成28年4月14日21時26分に、熊本県熊本地方の深さ11kmでM6.5の地震が発生し、最大震度7を観測し、本市では震度3を観測した。また、2日後の4月16日1時25分に、熊本県熊本地方の深さ12kmでM7.3の地震が発生し、最大震度7を観測。県内では佐賀市、神崎市、上峰町で震度5強を観測したが、本市では震度4を記録している。

この一連の地震活動は「平成28年熊本地震」と命名され、県内では重傷者4名、軽傷者9名などの被害が生じた。本市においては人的被害の報告は挙がっていない。

### 【佐賀県に被害をもたらした主な地震】

発生年月日	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	記 事
679年一月一日 (天武7年)	筑紫国	6.5~7.5	家屋倒壊多く、幅6m、長さ10kmの地割れを生ず。
1700年4月15日 (元禄13.2.26)	壱岐・対馬	7.0	佐賀、平戸（瓦落つ）有感。
1703年6月22日 (元禄16.5.9)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769年8月29日 (明和6.7.28)	日向・豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破。
1792年5月21日 (寛政4.4.1)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59棟（眉山崩壊による津波被害）
1831年11月14日 (天保2.10.11)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し。
1889年7月28日 (明治22年)	熊本	6.3	神埼郡齊郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり。
1898年8月10日 ～12日 (明治31年)	福岡県西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂
1929年8月8日 (昭和4年)	福岡県雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡で所々に壁の亀裂、崖崩れ、三瀬村で器物の転倒
1931年11月2日 (昭和6年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり。佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。

1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶の落下。陶器店の大皿割れる。神埼、唐津でガラス破損
1968年4月1日 (昭和43年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線2カ所切断、家庭用配線9カ所切断
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘	6.6	大きな被害なし
2001年3月24日 (平成13年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県北西沖	7.0	みやき町で震度6弱を観測 人的被害 重傷1名、軽傷14名 家屋被害 半壊1件、一部損壊136件
2016年4月14日 (平成28年)	熊本地方	6.5	佐賀県南部・北部で震度4を観測
2016年4月16日 (平成28年)	熊本地方	7.3	佐賀市、神崎市、上峰町で震度5強を観測 4月14日からの一連の地震による被害は、重傷者4名、軽傷者9名

資料 福岡管区气象台要報第25号(昭和45年3月)、第36号(昭和56年2月)  
佐賀県災異誌第1巻(1964年3月)、第2巻(1974年3月)  
日本地震被害総覧(1996年)  
福岡管区气象台災害時自然現象報告書2005年第1号(平成17年4月)

### 第3節 被害想定

#### 第1 基本的考え方

地震・津波災害対策の検討・推進に当たっては、地域特性や科学的知見等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震・津波を想定するとともに、当該地震・津波による被害の程度を明確化した上で、その軽減に向けて取り組むことが肝要である。

本節においては、下記の調査結果等を基に、本計画に基づく災害対策の基礎となる、地震・津波の被害想定等を設定する。

- 佐賀県地震被害等予測調査(平成25～26年度 佐賀県消防防災課(危機管理防災課))
- 佐賀県津波防災対策調査(平成26～27年度 佐賀県農山漁村課)
- 佐賀県地震・津波減災対策調査(平成27年度 佐賀県危機管理防災課)

※ 被害想定等の取扱いについては、

○震度分布・浸水想定域については、災害対策の基礎資料とするため、全体として被害が最大規模となるように震源等のモデルを設定したものであり、個別地点における最大クラスの地震・津波を想定したものではなく、また将来に起こる地震・津波の予測を目的として作成したものではないこと

○被害想定については、過去の国内で起こった大地震における震度や被害状況の統計データ等を用いて被害量を算定・作成したものであり、実際の個別施設の構造・耐震性能等を評価し反映させたものではないこと。



## 第2 想定地震の設定

### 1 想定地震の設定

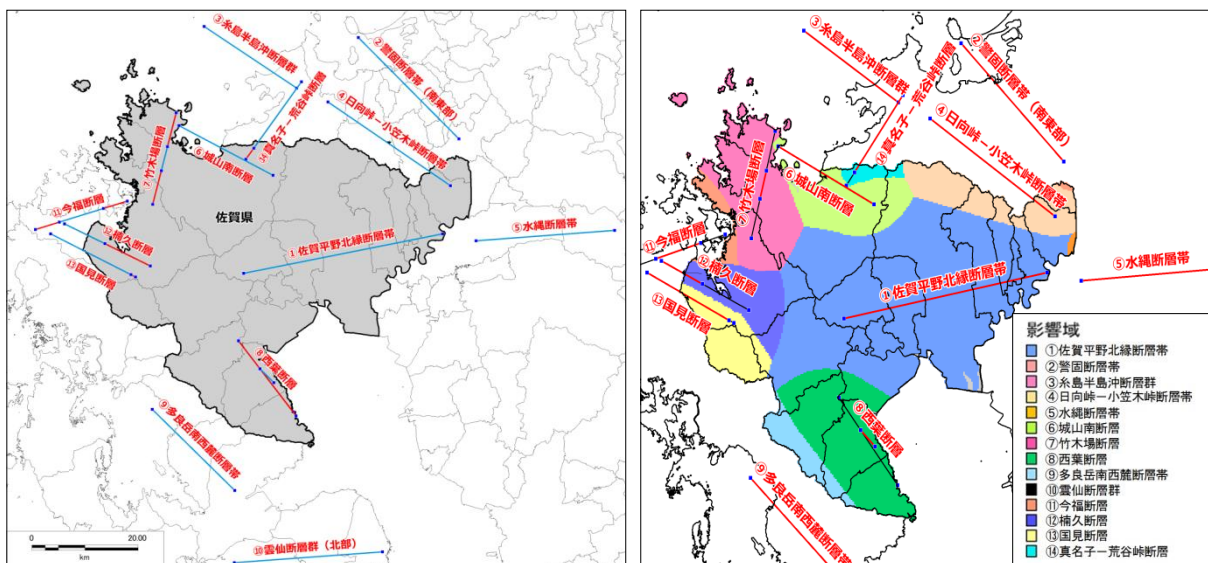
#### (1) 想定候補となる地震

第1章第2節第3項で示した次の佐賀県内及び周辺地域の14の活断層について県内への影響を検討した。

- ① 佐賀平野北縁断層帯      ② 警固断層帯（南東部）      ③ 糸島半島沖断層群
- ④ 日向峠—小笠木峠断層帯      ⑤ 水縄断層帯      ⑥ 城山南断層
- ⑦ 竹木場断層      ⑧ 西葉断層      ⑨ 多良岳南西麓断層帯（大村—諫早北西付近断層帯）
- ⑩ 雲仙断層群（北部）      ⑪ 今福断層      ⑫ 楠久断層
- ⑬ 国見断層      ⑭ 真名子—荒谷峠断層

この14の断層について、既往資料をもとに、巨視的な断層パラメータ<sup>※1</sup>を整理し、距離減衰式と表層の地盤増幅率（微地形区分<sup>※2</sup>をもとに設定）を用いた簡便法<sup>※3</sup>により、おおよその地震動の分布を予測した。

なお、この作業において、地表付近での長さは短いですが、震源断層としては地下でさらに広がっている可能性が考えられる断層（⑦、⑧、⑪、⑫、⑬、⑭）については、断層幅と同じ長さ（18 km 程度）を有する震源断層として設定した。



簡便法による地震動検討の対象とする断層のモデル

簡便法の震度による影響範囲区分

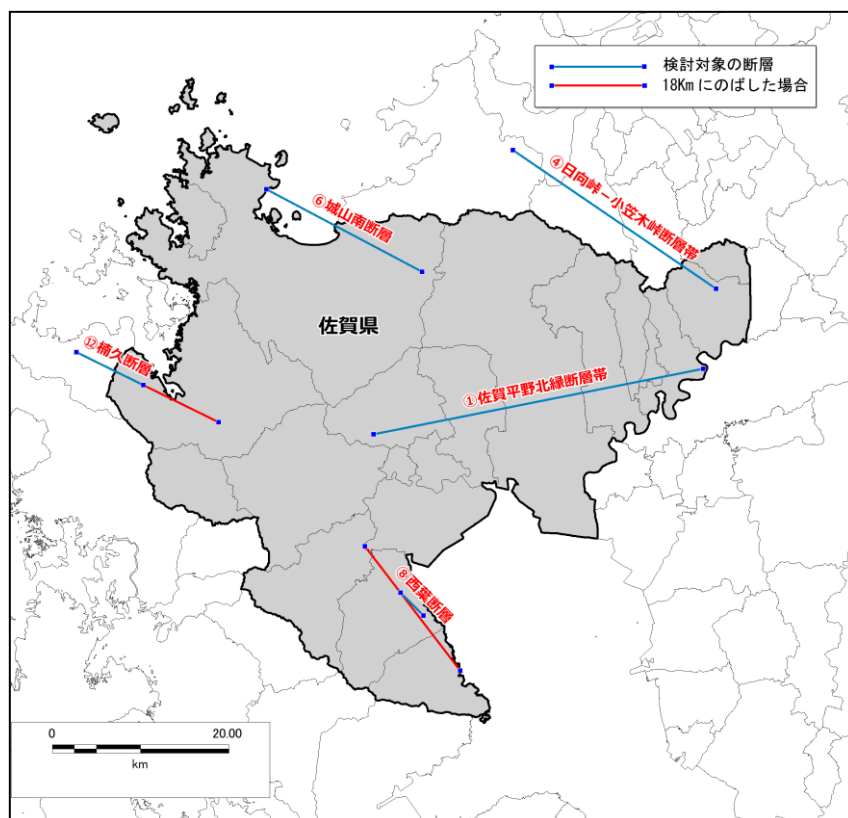
#### (2) 詳細検討を行う震源のモデル設定

簡便法により得られた断層別の地震動予測計算結果、及び震度6強以上（被害が生じる可能性のある一定程度の大きさの地震動）の範囲と影響度（曝露人口など）を比較して、佐賀県への影響度が大きい下記の5つの活断層（帯）を詳細法<sup>※4</sup>による検討対象として選定した。

詳細法による地震動検討に当たっては、地震調査研究推進本部による「震源断層を特定した地震の強震動予測手法（レシビ）」に準拠して特性化震源モデル<sup>※5</sup>を設定

するとともに、各断層による地震の佐賀県への影響が大きくなるように断層パラメータを設定した。

特に、佐賀平野北縁断層帯については、強震動生成域（アスペリティ）<sup>※6</sup>の位置や破壊開始点を変更した複数のケースを検討し、人口の多い地域に最大の影響のある地震動を求めることとした。



詳細法による検討を行う断層のトレース

#### ① 佐賀平野北縁断層帯の特性化震源モデル

県内への影響が最大になる地震として、強震動生成域が3つの場合を2ケース、強震動生成域が2つの場合を2ケース及び強震動生成域が1つの場合を1ケース、計5ケースの地震動を予測した。

#### ② その他の断層の特性化震源モデル

他の断層についても、県内への影響が大きくなるように、県域に近い位置ないし県内に強震動生成域を配置してパラメータを設定した。

- ・ 日向峠-小笠木峠断層帯

強震動生成域は1つとし、鳥栖市、基山町などへの影響が大きくなるように、断層の南東部に設定した。

- ・ 城山南断層

強震動生成域は1つとし、唐津市付近への影響が大きくなるように断層の北西部に設定した。

- ・ 楠久断層

断層の長さは 18km に設定した。強震動生成域の数は 1 つとし、伊万里市付近への影響が大きくなるように、断層の南東部に設定した。

- ・ 西葉断層

断層の長さは 18km に設定した。強震動生成域の数は 1 つとし、佐賀県内への影響が大きくなるように、断層の中央付近に設定した。

【震源として検討した断層の巨視的パラメータ】

断層（帯）名	断層の長さ (km)		走向 (°)	傾斜 (°)	上端深さ (km)	幅 (km)	マグニチュード M	モーメント マグニチュード <sup>※7</sup> Mw	計算用断層モデル (km)	
	既往資料	検討上の長さ							長さ	幅
佐賀平野北縁断層帯	38	38	79	80S → 60S	3→ 2	17	7.5	6.9	40	18
日向峠－小笠木峠断層帯	28	28	305	90	3→ 1	15	7.2	6.7	28	16
城山南断層	19.5	19.5	118.6	90	3→ 1	17	7.0	6.5	20	18
西葉断層	3.5	18	143	75S W	3→ 2	18	6.9	6.5	18	18
楠久断層	8.6	18	116	90	3	18	6.9	6.5	18	18

(3) 地震動の想定

詳細法による計算で求めた地震動の予測結果は次のとおりである（佐賀平野北縁断層帯については、5 ケース中、最も被害が出ると考えられる 2 ケースを掲載）。

震源～工学的基盤<sup>※8</sup>： 地震調査研究推進本部(2012)による「全国 1 次地下構造モデル(暫定版)」の速度層構造をもとに、佐賀県の地震観測データの特徴を説明できるように調整した深部地盤モデル<sup>※9</sup>を用いて、統計的グリーン関数法<sup>※10</sup>により工学的基盤における地震波形を求めた。

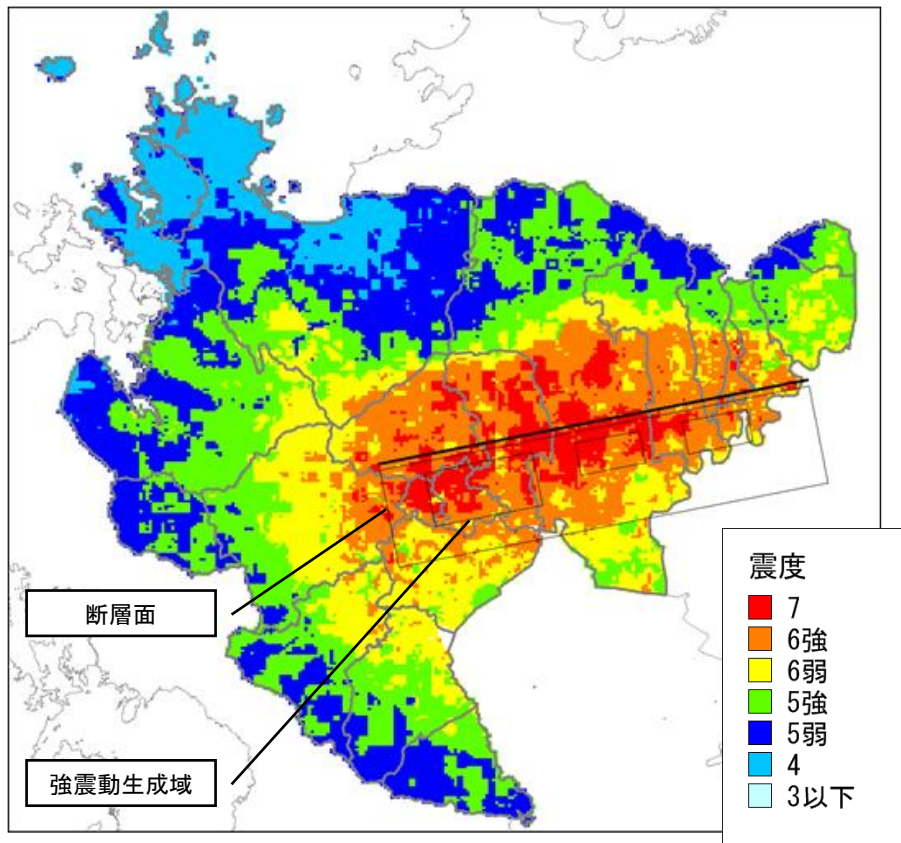
工学的基盤～地表： 国・県・市町の各機関から収集したボーリングデータ等を用いて、工学的基盤上面から地表面までの地盤の速度構造モデル<sup>※11</sup>を作成し、このモデルを用いた応答計算<sup>※12</sup>により地表の地震波形を求め、計測震度<sup>※13</sup>等を算出した。

- ① 佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域 3 つ・西側大のケース）の予測結果  
震度 7 が予測される市町：佐賀市、多久市、武雄市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、大町町、江北町、白石町
- ② 佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域 3 つ・中央大のケース）の予測結果  
震度 7 が予測される市町：佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、大町町、江北町、白石町
- ③ 日向峠－小笠木峠断層帯の予測結果  
震度 7 が予測される市町：鳥栖市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、基山町

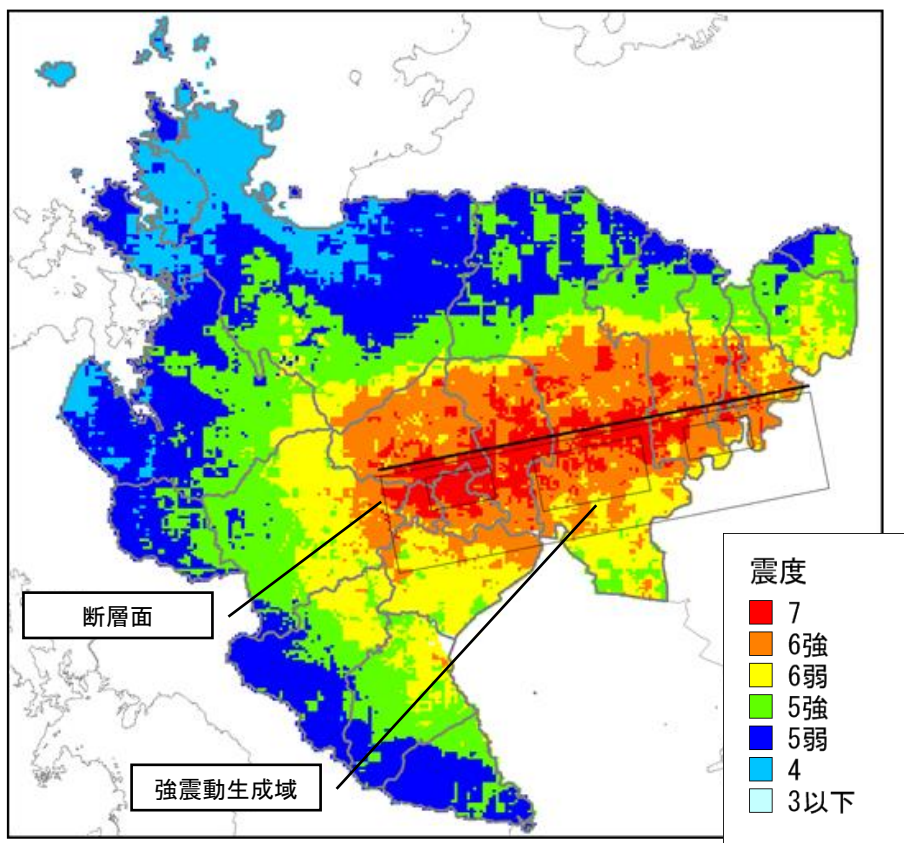
- ④ 城山南断層の予測結果  
震度7が予測される市町：唐津市の一部
- ⑤ 西葉断層  
震度7が予測される市町： 鹿島市及び太良町の一部
- ⑥ 楠久断層  
震度7となる地域はないが、伊万里市及び有田町の一部で震度6強となる

【強震動予測図】

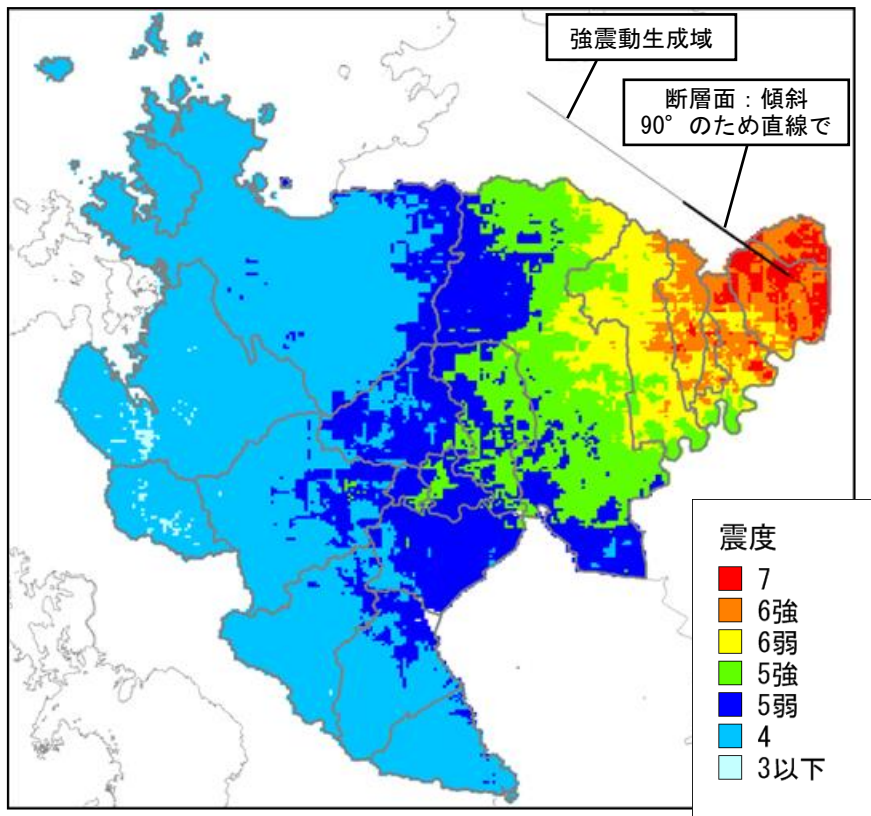
《佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・西側大）による地震》



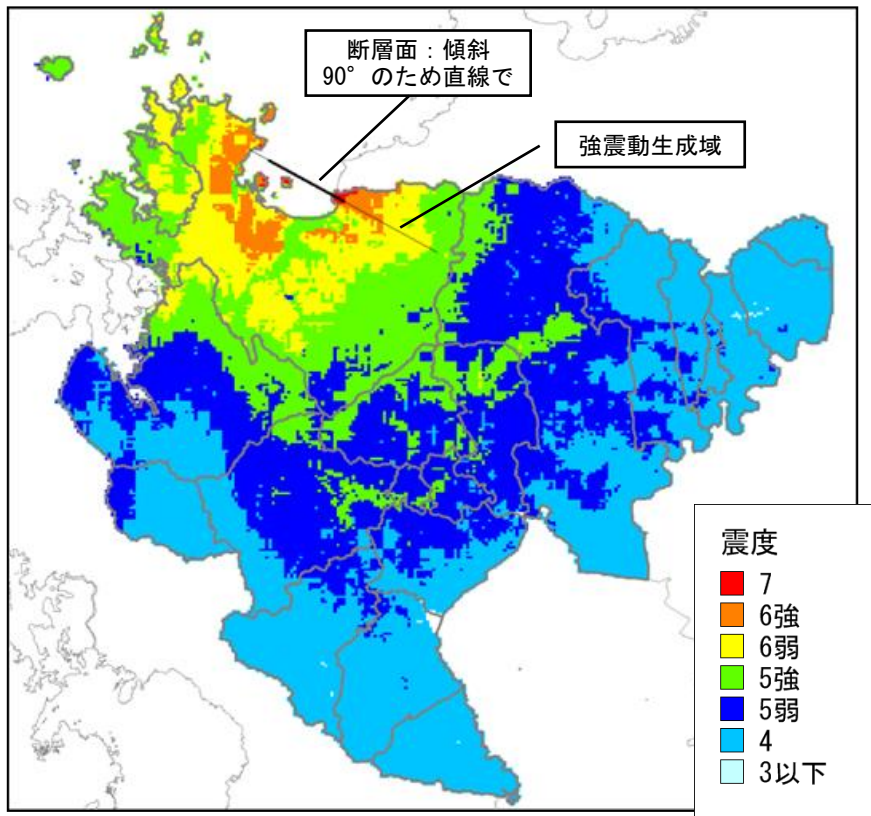
《佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・中央大）による地震》



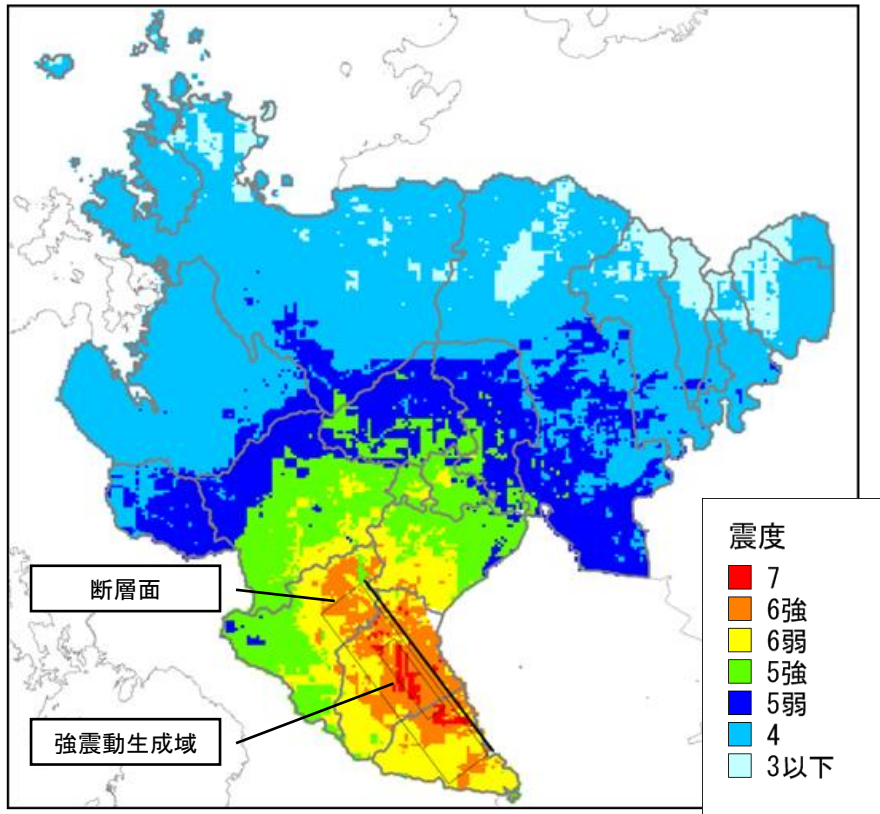
《日向峠—小笠木峠断層帯による地震》



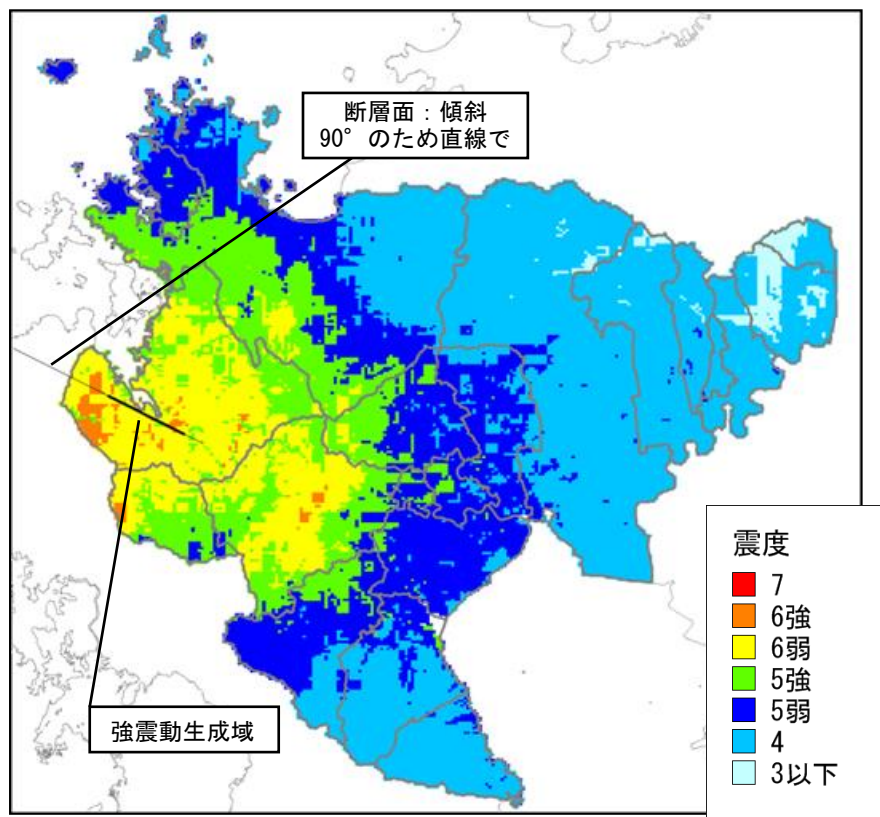
《城山南断層による地震》



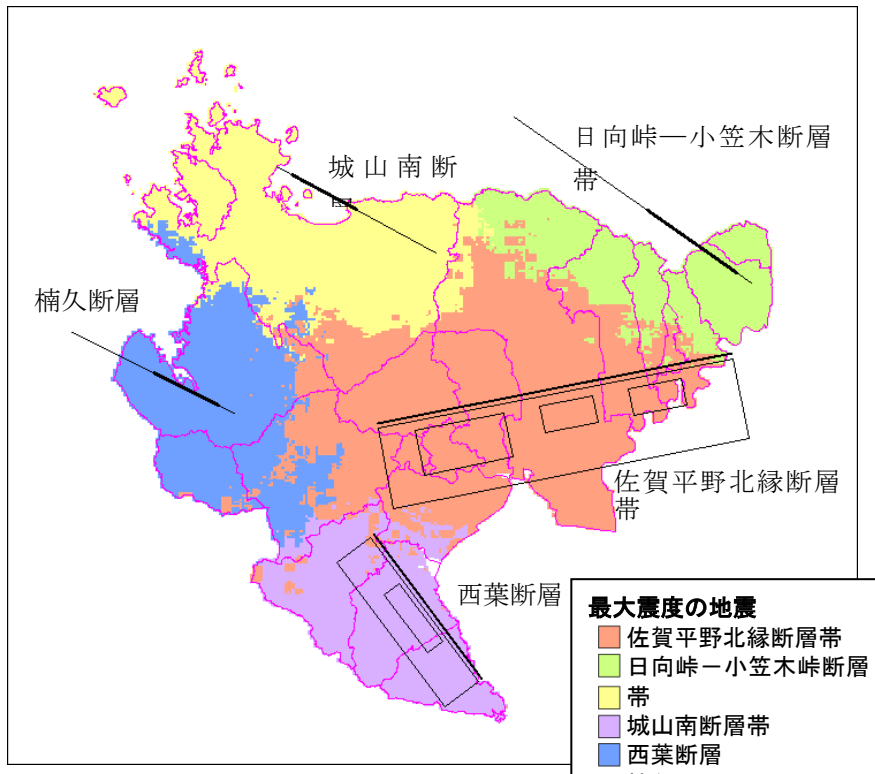
《西葉断層による地震》



《楠久断層による地震》



《各断層（帯）による地震で予測される地表計測震度の最大値による地域区分》



※県内の各地点を各断層による地震の地表計測震度からみた場合にその地点でどれが優勢かで色分け

## 2 想定地震による被害の想定

想定地震による地震被害想定は、揺れによる建物被害想定、液状化による建物被害想定、急傾斜地崩壊による建物被害想定、地震火災による焼失棟数想定、各種地震被害による人的被害想定、ライフラインの被害想定、交通施設の被害想定、生活支障の想定、災害廃棄物の想定、経済被害の想定を、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行った。

被害想定は、時間帯別の滞留人口及び冬と夏の出火率の違いを考慮し、次の3つの被害シーンで実施した。

- ・ 冬 深夜 大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者数が最も多くなるケース
- ・ 夏 昼 12 時 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・ 冬 夕 18 時 火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース



### 第3 被害の想定

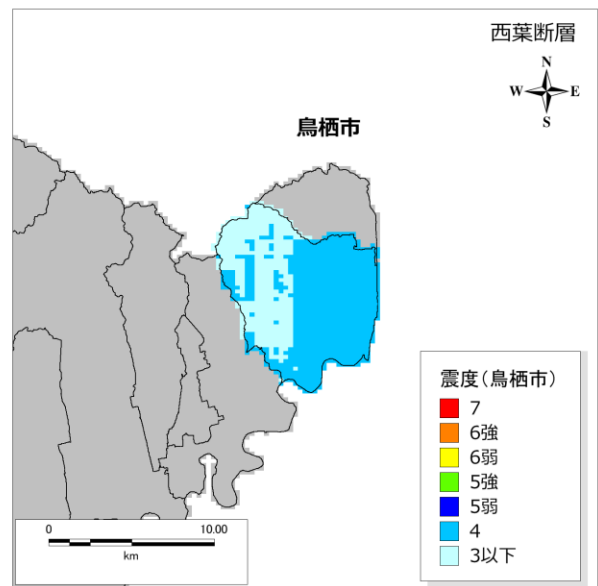
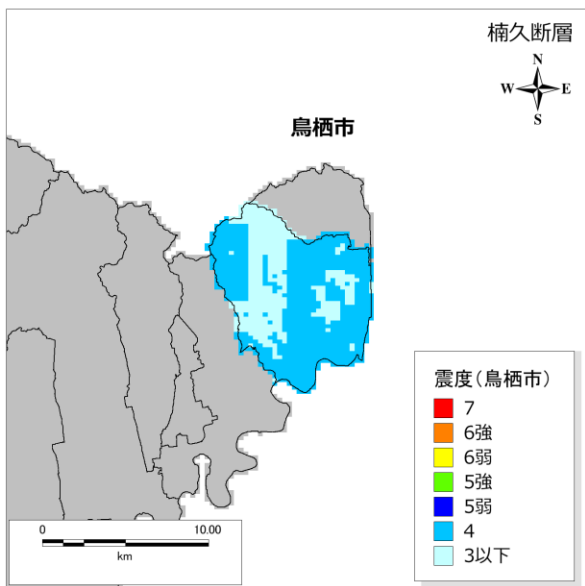
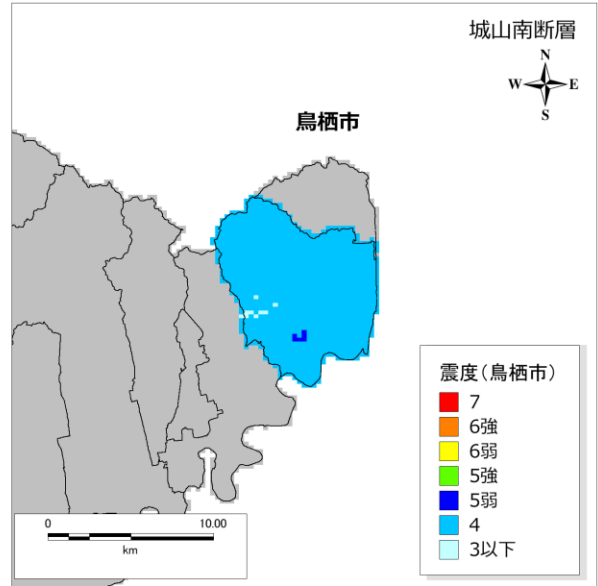
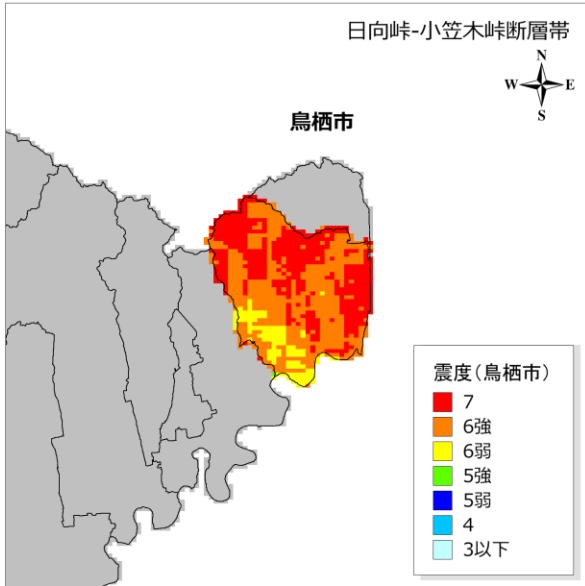
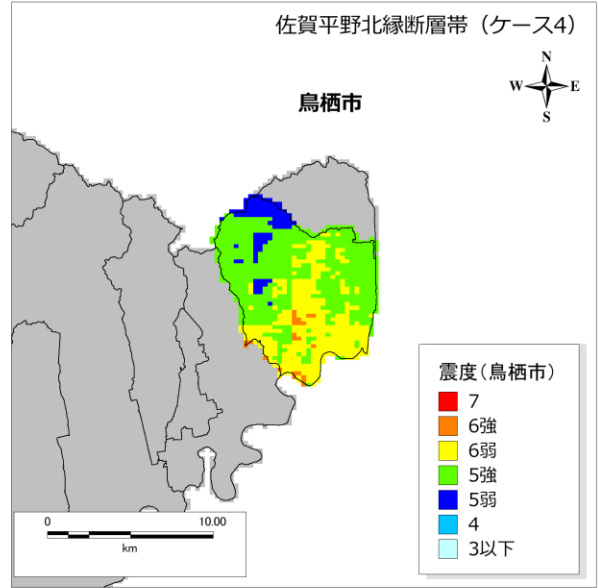
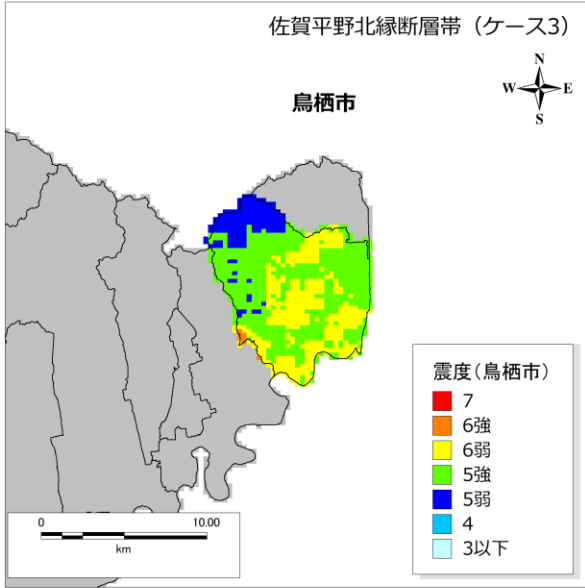
#### 地震の被害想定結果一覧表：鳥栖市

被害項目		震源断層			佐賀平野北縁断層帯 ケース3			佐賀平野北縁断層帯 ケース4			日向峠-小笠木峠断層帯			
		季節・時間			冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	
建物被害	建物棟数 (棟)	34,000			34,000			34,000			34,000			
	全壊・焼失棟数 (棟)	約60	約60	約60	約100	約100	約110	約7,000	約7,100	約7,200	約7,000	約7,100	約7,200	
	全壊・焼失率 (%)	0	0	0	0	0	0	21	21	21	21	21	22	
	半壊棟数 (棟)	約810			約950			約6,500			約6,500			
	半壊率 (%)	2			3			20			20			
人的被害	滞留人口 (人)	69,000	77,000	73,000	69,000	77,000	73,000	69,000	77,000	73,000	69,000	77,000	73,000	
	死者数 (人)	*	*	*	約10	*	約10	約460	約240	約370	約460	約240	約370	
	死者率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.3	0.5	0.7	0.3	0.5	
	負傷者数 (人)	約130	約80	約100	約160	約90	約120	約2,100	約1,700	約1,700	約2,100	約1,700	約1,700	
	負傷者率 (%)	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	3.1	2.2	2.3	3.1	2.2	2.3	
	自力脱出困難者数 (人)	約10	約10	約10	約20	約20	約20	約1,200	約1,000	約1,100	約1,200	約1,000	約1,100	
	自力脱出困難者率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	1.3	1.5	1.8	1.3	1.5	
ライフライン被害 <被災直後>	電力	電灯軒数 (軒)	約32,000			約32,000			約32,000			約32,000		
		停電軒数 (軒)	約20	約20	約30	約30	約30	約40	約1,600	約1,600	約1,900	約1,600	約1,600	約1,900
		停電率 (%)	0	0	0	0	0	0	5	5	6	5	5	6
	上水道	給水人口 (人)	69,000			69,000			69,000			69,000		
		断水人口 (人)	約18,000	約18,000	約18,000	約19,000	約19,000	約19,000	約62,000	約62,000	約62,000	約62,000	約62,000	約62,000
		断水率 (%)	26	26	26	27	27	27	90	90	90	90	90	90
	下水道	処理人口 (人)	70,000			70,000			70,000			70,000		
		機能支障人口 (人)	約290	約290	約300	約360	約360	約390	約9,600	約9,800	約10,000	約9,600	約9,800	約10,000
		機能支障率 (%)	0	0	0	1	1	1	14	14	15	14	14	15
	固定電話	回線数 (回線)	13,000			13,000			13,000			13,000		
		不通回線数 (回線)	約10	約10	約20	約20	約20	約30	約1,300	約1,300	約1,500	約1,300	約1,300	約1,500
		不通回線率 (%)	0	0	0	0	0	0	10	10	11	10	10	11
	携帯電話	停波基地局率 (%)	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
		不通圏%	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E
		復旧対象需要家数 (戸)	約8,000	約8,000	約8,000	約8,100	約8,100	約8,100	約5,000	約5,000	約4,900	約5,000	約5,000	約4,900
	都市ガス	供給停止戸数 (戸)	約10	約10	約10	約20	約20	約20	約5,000	約5,000	約4,900	約5,000	約5,000	約4,900
		供給停止率 (%)	0	0	0	0	0	0	100	100	100	100	100	100
		復旧対象消費者戸数 (戸)	約12,000	約12,000	約12,000	約12,000	約12,000	約12,000	約8,100	約8,000	約8,000	約8,100	約8,000	約8,000
	LPガス	供給停止戸数 (戸)	約130	約130	約130	約210	約210	約210	約1,000	約1,000	約990	約1,000	約1,000	約990
		供給停止率 (%)	1	1	1	2	2	2	12	12	12	12	12	12
夜間人口 (人)		69,000			69,000			69,000			69,000			
生活支障 <被災1週間後>	避難者	避難者数 (人)	約2,600	約2,600	約2,600	約2,900	約2,900	約2,900	約26,000	約26,000	約26,000	約26,000	約26,000	
		うち避難所 (人)	約1,300	約1,300	約1,300	約1,400	約1,400	約1,400	約13,000	約13,000	約13,000	約13,000	約13,000	
		避難者率 (%)	4	4	4	4	4	4	38	38	38	38	38	38
		食料 (食/日)	約4,700	約4,700	約4,700	約5,200	約5,200	約5,200	約47,000	約47,000	約48,000	約47,000	約47,000	約48,000
物資	飲料水 (ℓ/日)	約27,000	約27,000	約27,000	約29,000	約29,000	約29,000	約157,000	約157,000	約157,000	約157,000	約157,000	約157,000	
	毛布 (枚)	約330	約330	約350	約460	約460	約480	約16,000	約16,000	約17,000	約16,000	約16,000	約17,000	
	災害廃棄物 (万m <sup>3</sup> )	*	*	*	*	*	*	約60	約60	約60	約60	約60	約60	

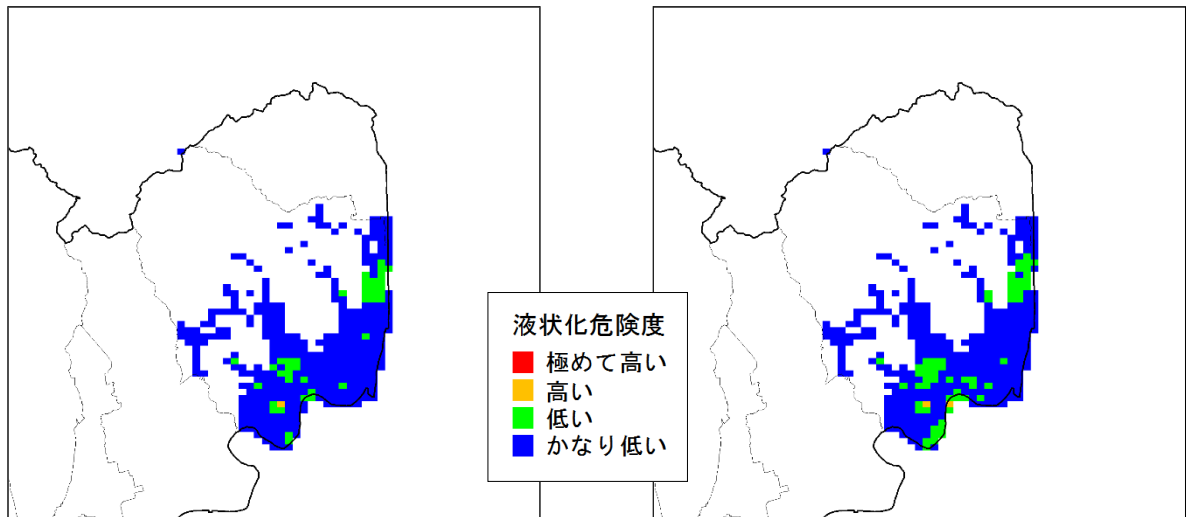
(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。  
概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。  
・1,000未満：1の位を四捨五入   ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入  
・10,000以上：100の位を四捨五入

(注2) \*：わずか  
-：被害なし、対象なし  
0：小数点以下は四捨五入して表現  
E：携帯電話不通ランクE = 停電率・不通回線率のいずれもが20%未満

# 地表の地震動の震度分布図

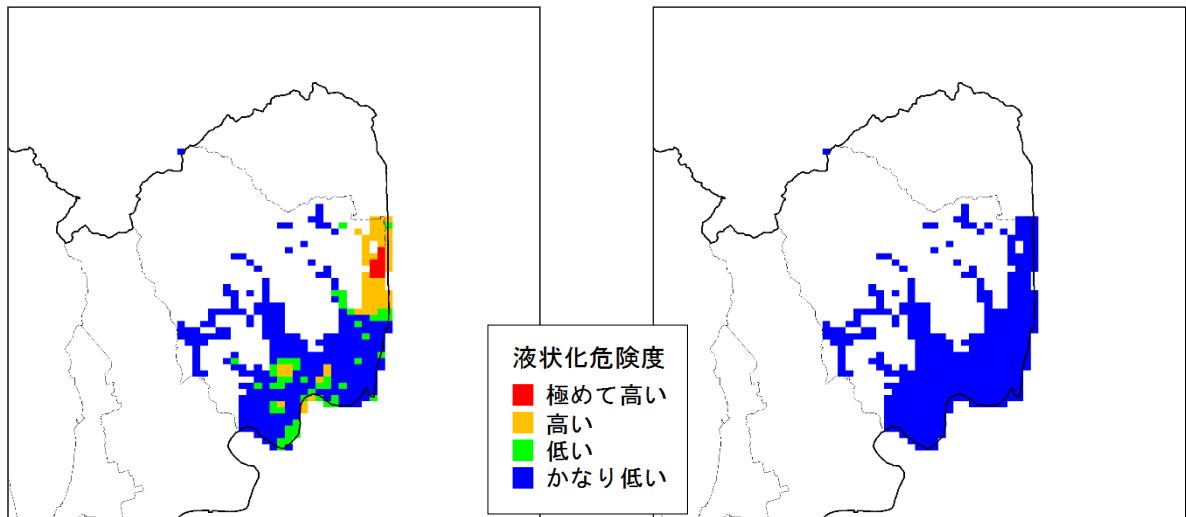


液状化危険度の評価値の分布図



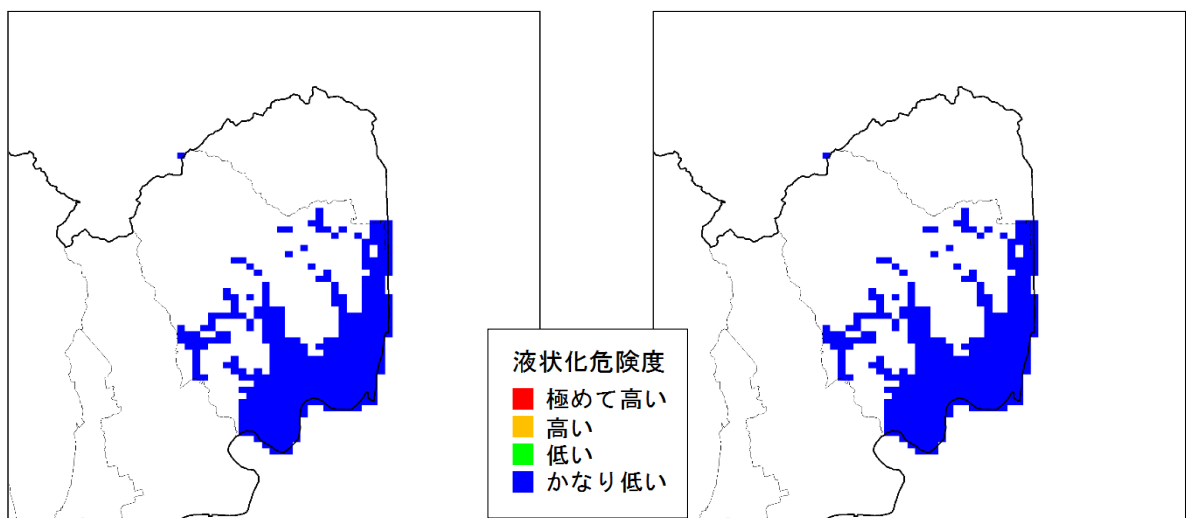
佐賀北縁断層帯ケース3の地震

佐賀北縁断層帯ケース4の地震



日向峠-小笠木峠断層帯の地震

城山南断層の地震

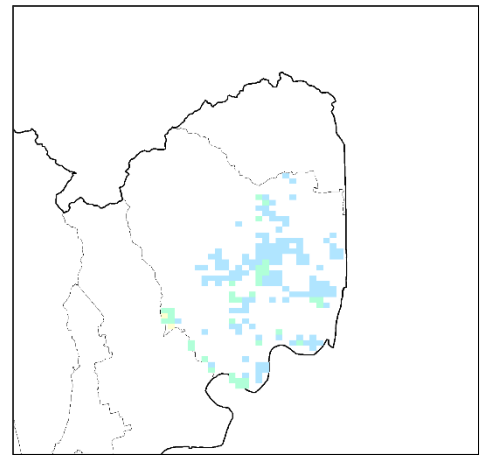
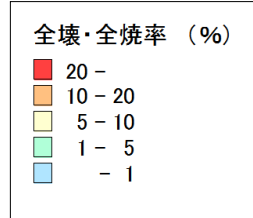


楠久断層の地震

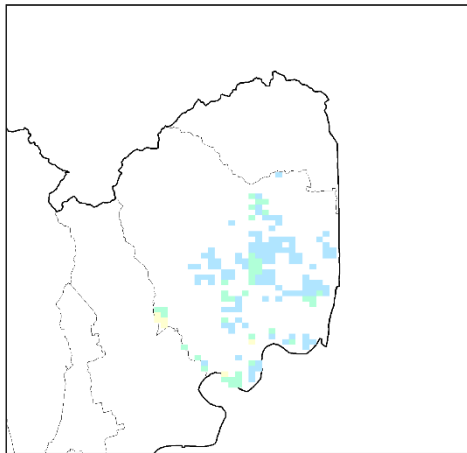
西葉断層の地震

## 建物被害想定結果

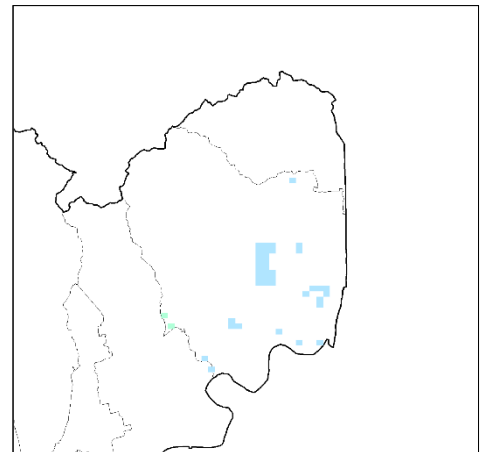
・佐賀北縁断層帯ケース3の地震（冬18時）



全建物の全壊・全焼率

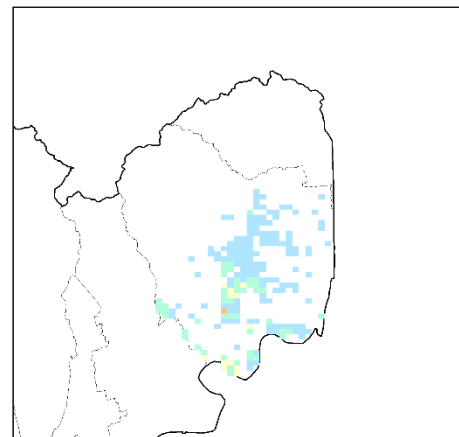
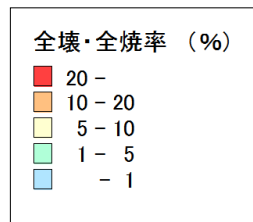


木造建物の全壊・全焼率

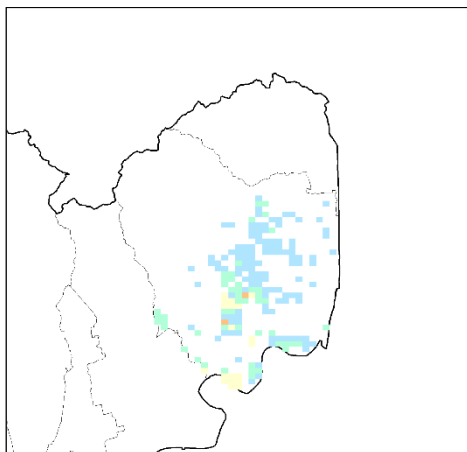


非木造建物の全壊・全焼率

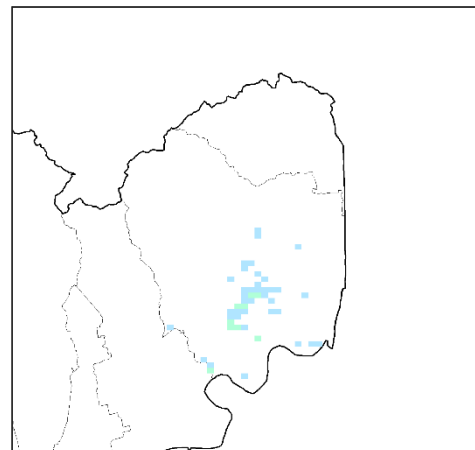
・佐賀北縁断層帯ケース4の地震（冬18時）



全建物の全壊・全焼率

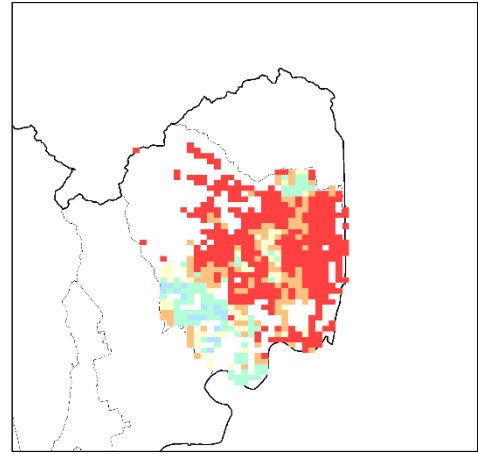
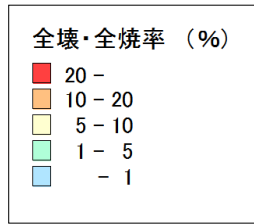


木造建物の全壊・全焼率

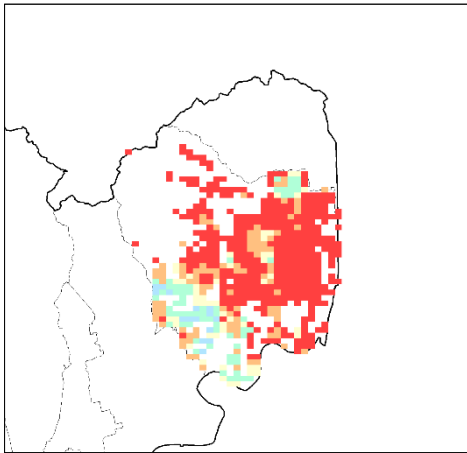


非木造建物の全壊・全焼率

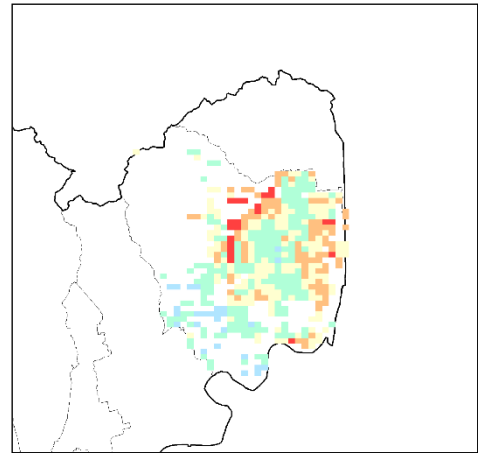
・日向峠-小笠木峠断層帯の地震 (冬 18 時)



全建物の全壊・全焼率



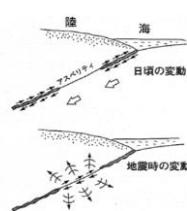
木造建物の全壊・全焼率



非木造建物の全壊・全焼率

## 【参考】用語集

- ※1 断層パラメータ 地下で断層がどのようなになっているかは、断層の走向、傾斜角、すべり角という三つの数値で表現され、これを断層パラメータと言い、それぞれ次のようなことを示している。
- 走 向：断層が水平方向でどの方向に伸びているか  
傾 斜 角：断層面が水平面からどれだけ傾いているか  
すべり角：断層がどの方向に動いたか
- ※2 微地形区分 土地条件図をもとにした地形区分で、国土数値情報に含まれる地形区分よりも細分類されたものをいう。
- なお、土地条件図とは、全国の主な平野とその周辺について、土地の微細な高低と表層地質によって区分した地形分類や低地について 1m ごとの地盤高線、防災施設などの分布を示した 2 万 5 千分の 1 の地図である。防災施設、災害を起こしやすい地形的条件なども表示してあり、自然災害の危険度を判定するのに役立つ地図である。
- ※3 強震動予測 (簡便法) 地震規模、震源距離、地盤増幅率等の少数のパラメータにより、経験的に得られた最大加速度等の距離減衰式を用いる手法。震源や地下構造に関する詳細な情報がない場合でも適用可能であり、平均的な広範囲の地震動分布を容易に評価できるとされている。
- ※4 強震動予測 (詳細法) 断層破壊過程や地下構造の固有の性質を、数多くのパラメータを用いて詳細にモデル化する手法。
- ※5 特性化震源モデル 強震動予測で特に重要と考えられている周波数帯域（周期 1 秒前後）の地震動を評価可能なように単純化された震源モデル。実際の地震の震源破壊過程は、非常に複雑な現象であるが、目的を絞りモデルを単純化することにより、震源モデルを記述するパラメータ数が減少する。
- ※6 強震動生成域 (アスペリティ) 断層面のなかで特に強い地震波（強震動）を発生させる領域であり、従前はアスペリティと呼ばれていた。地震は、地下の岩盤が急激にずれることによって生じる。また、その岩盤のずれは決して断層面全体にわたって一様ではなく、大きくずれるところとほとんどずれないところがある。通常は強く固着しているが、地震時に急に大きくずれるところであり、つまり強い地震動を発生する領域となる。なお、アスペリティとは、英語の *Asperity* のことで、「ざらざらしていること、隆起」という意味である。



アスペリティとその周辺の断層運動

※7 モーメントマグニチュード(Mw)

断層運動の大きさを表す量として、「地震モーメント (Mo)」というものがある。この地震モーメントから決定されたマグニチュードが、「モーメントマグニチュード (Mw)」である。なお、実際には断層運動そのものを観測しなくても、地震計の記録から得られる「地震波のスペクトルの長周期成分の強さ」から計算することが出来る。

気象庁マグニチュード等その他のマグニチュードは、あくまでも「地震の強度を示す尺度」ということに重点が置かれ、その物理的意味は曖昧である。一方、モーメントマグニチュードは、「断層運動に対応する量」ということでその物理的な意味ははっきりしているといえる。

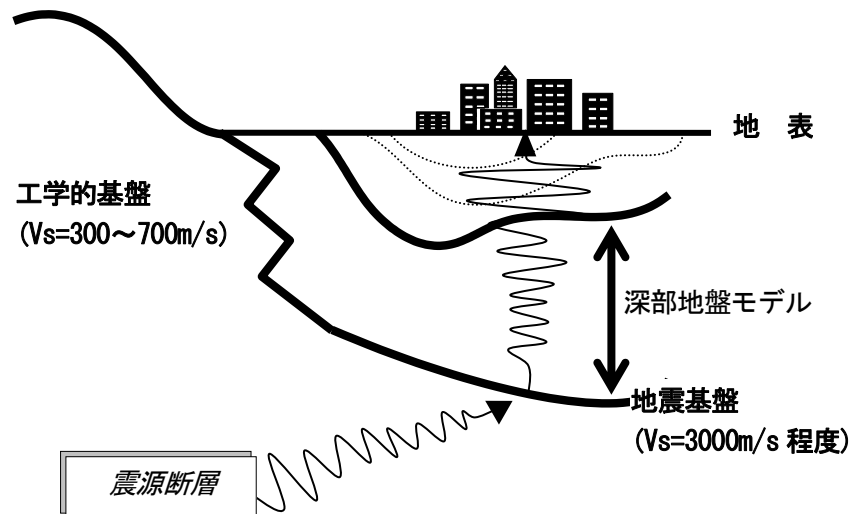
「モーメントマグニチュード (Mw)」と「地震モーメント (Mo)」には、 $Mw = (\log Mo - 9.1) / 1.5$  の関係が定義される。

※8 工学的基盤

地盤振動に影響を及ぼす要因のうち、観測点近傍の表層地盤構造を、他の要因（例えば、震源からの距離、深層地盤構造など）から分離するために設定される境界。

地盤の振動を解析する上では、振動する要因が多く含まれている表層地盤に着目するため、振動する要因の比較的少ない地盤との境界（工学的基盤）を便宜上設定する。

耐震工学では、S波速度にして、300~700m/sの地層となる。



一方で、地震動は浅い軟弱な地層で著しく増幅されるが、そうした増幅の影響を受けない地下深部の基盤面を考えると、震源からの距離があまり違わなければ、基盤面に入射する波はどこでもほぼ同じと考えられる。この基盤を「地震基盤」と呼ぶ。具体的には、深さ十数 km までの上部地殻の S 波速度は毎秒 3~3.5km とほぼ一定であるため、地殻最上部の S 波速度毎秒 3km の地層を地震基盤と呼んでいる。

※9 深部地震モデル

地震基盤から工学的基盤までの地盤モデルのこと。一方で、工学的基盤から地表までの地盤モデルを浅部地盤モデルという。

- |                |   |
|----------------|---|
| ※10 統計的グリーン関数法 | 地震波形の数値計算方法の一種。多数の観測記録の平均的特性を持つ波形を要素波（グリーン関数）として、想定する断層の破壊過程に応じて足し合わせて地震波形を計算する方法。  |
| ※11 速度構造モデル    | 地盤内における地震波の速度の分布。 <u>P波</u> と <u>S波</u> で構造は異なる。  |
| ※12 計測震度       | 震度は、約 100 年前に観測が始まって以来、人体感覚や被害の状況などに基づいて決定されてきた。この震度は地震動の強さの尺度として優れたものであるが、感覚で判断するものであるため、個人差がどうしても残り、また観測点の増加の障害となっていた。しかし最近では震度の機械観測も可能になり、1993 年頃から計測震度計の配備が始まり、現在ではすべての気象官署に配備されている。計測震度は、基本的には加速度計で記録した地震波形に処理を施し、処理後の最大加速度から計算して算出している。 |
| ※13 応答計算       | 地震波の伝播の計算方法の一種。基盤からの地震波形を入力として、多くの地層間で地震波が多重反射しながら伝わっていく過程を計算する手法やその計算を指す。地盤が地震動による入力に対して比例した出力返す場合の計算手法。   |



## 第3編 災害予防・減災計画

### 第1章 災害に強いひとづくり・まちづくり

- 第1節 災害に強いひとづくり
- 第2節 災害に強いまちづくり
- 第3節 災害応急活動対策の整備
- 第4節 救急・医療体制の整備
- 第5節 避難対策実施体制の整備
- 第6節 緊急輸送体制の整備
- 第7節 生活救援体制の整備
- 第8節 災害時「住」対策実施体制の整備
- 第9節 要配慮者支援体制の整備
- 第10節 応急教育・保育体制の整備
- 第11節 原子力災害対策の整備
- 第12節 災害復旧・復興への備え

## 第3編 災害予防・減災計画

### 第1章 災害に強いひとづくり・まちづくり

#### 第1節 災害に強いひとづくり

##### 第1 自主防災組織の育成

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てに対応できないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、市民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが重要である。

このため、市は自治会を単位として自主防災組織の結成を推進するとともに、防災関係機関との連携による訓練実施や地域防災リーダーの担い手として育成し、防災士の資格取得を推進するなど防災知識の普及活動について支援を行い、自主防災組織の育成に努めていく。

また、自主防災組織による防災訓練等の活動については、女性の参画促進に努める。

#### 資料編 自主防災組織結成状況

##### 第2 消防団の育成強化

消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防衛活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしているものであることから、消防団の育成、強化に努め、地域の防災力の向上を図る。

##### 第3 企業防災の推進

###### 1. 企業の事業継続計画等

企業は、自主防災体制の整備のため自衛防災組織の設置、防災訓練等の実施に努める。

また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

また、企業は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努めるものとする。

市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に関する取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、その推進に努める。

市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

## 2. 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、各法令等に基づき、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市に報告するものとする。

市は、要配慮者利用施設の洪水時の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

## 第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第5 ボランティア活動の環境整備

鳥栖市社会福祉協議会は、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会等と連携を図りながらボランティアの登録、研修、支援等を行う。

市及び県は、関係機関と連携を図りながら市内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように環境整備に努める。

## 第6 防災知識の普及啓発

### 1 市民への防災知識の普及啓発

市は、防災訓練や出前講座、ハザードマップや広報誌等を通じ、家庭での予防・安全対策、災害時の連絡体制の確保の必要性などの平常時の備えや災害発生の危険箇所など、地域住民の適切な避難や災害時の行動等について予めまとめた「マイ・タイムライン」や「コミュニティタイムライン」等の作成を促すことで、防災知識の普及を図る。

特に、避難指示等の避難情報や気象情報等の防災情報については、一人でも多くの市民に正確に伝わるよう、情報伝達手段の多重化を図り、情報の意味や入手方法についての周知を図るとともに、状況により屋外への避難が危険な場合には屋内への退避も選択肢とするなどの市民が命を守るためにとるべき具体的な行動などについても併せて周知を図る。

市及び防災関係機関は、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下にあっても避難所への避難を躊躇することがないよう、住民に対して啓発活動を行うものとする。

また、防災知識の普及に当たっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

## 2 職員への防災教育の実施

災害時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる各防災関係機関の職員は、災害に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、各防災関係機関は、職員に対して、研修会や講習会、現地調査等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図る。

## 3 学校、事業所等における防災教育の実施

市は、各施設管理者と協力して、園児・児童・生徒・従業員等のそれぞれの現場における防災力の向上を図るための防災教育を推進する。

## 4 原子力災害に関する知識の普及啓発

市、国、県及び原子力事業者は、住民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発に努める。

## 5 火災に関する予防思想の普及啓発

市及び消防本部は、春及び秋の全国火災予防運動等を通じて、住民等に対し火災予防思想の普及啓発に努める。

また、市、消防本部、県及び森林管理署は、空気が乾燥する季節や行楽シーズン等の林野火災が多発する期間において、住民等に対し林野火災に関する予防思想の普及啓発に努める。

# 第7 防災訓練

## 1 鳥栖・三養基地区消防総合訓練等の実施

市及び消防本部は、大規模災害を想定し、「鳥栖・三養基地区消防総合訓練」を実施する。

## 2 地域防災訓練の実施

市及び消防本部は、情報伝達や避難誘導、出火防止、救出救護、給食給水などの訓練について、自主防災組織単位又は複数の組織の連合により実施する。

## 3 防災関係機関の訓練の参加

防災関係機関は、防災活動を円滑かつ迅速に実施するため、訓練を実施する。また、市及び県が行う防災訓練に参加する。

## 4 職員の訓練

市及び防災関係機関は、職員の迅速かつ適切な災害配備体制を確保するため、職員の参集、通信連絡等の必要な訓練を実施する。

# 第8 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

## 第9 技術者の確保

市は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の事前登録に努めるものとする。

技術者名	業務内容
建築物応急危険度判定士	被災建築物の危険度の判定を行う技術者
建築物耐震診断技術者	建築物の耐震診断を行う技術者
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
防災エキスパート	公共土木施設や公共建築物等の被害状況の把握・通報、応急対応等への助言、現地対策本部等への支援
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障害者に対する手話による支援

## 第2節 災害に強いまちづくり

### 第1 市街地の整備

#### 1 防災空間、防災拠点の体系的整備

##### (1) 防災ブロックの形成

市及び県は、都市基幹公園等の広域避難地及び住区基幹公園等の一次避難地を計画的に配置・整備し、避難地や救援物資の集配所等の救援活動拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の延焼遮断帯の確保を図る。

##### (2) 住民の避難路の確保

市及び県は、住民が安全に歩いて避難地に到着できる避難路の整備を図り、多重性・代替性の確保が可能となる都市内道路の総合的・計画的な整備に努める。

##### (3) 防火対策の推進

市は、市街地における大規模火災を防止するため、防火地域・準防火地域の指定、及び既指定地域の拡大を系統的に行い、地域内の防火対策の推進に努める。

#### 2 都市の再開発の促進

##### (1) 土地区画整理事業の推進

市及び県は、安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一体的整備を実施できる土地区画整理事業の推進に努める。

##### (2) 市街地再開発事業等の推進

市及び県は、既成市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、災害に強い都市づくりの推進に努める。

### 第2 災害危険箇所の対策

#### 1 災害危険箇所等の周知

市は、市民へ土砂災害危険箇所及び災害発生の前兆現象の周知を図り、また、連絡先や避難場所等についても周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

また、他の災害危険箇所についても同様とする。

#### 資料編 土砂災害危険箇所、河川等水防箇所

### 2 地盤災害防止施設等の整備

市は、災害から市域を保全し、安全で住み良いまちづくりを目指して、災害防止施設の整備に努める。また、国・県が推進する事業に協力する。

- 治山施設の整備
- 砂防施設の整備
- 地すべり防止施設の整備
- 急傾斜地崩壊防止施設の整備
- 地盤液状化対策の推進
- 河川、都市下水路及びため池施設の整備

### 3 地すべり、がけ崩れ等の巡視

市は、地すべりやがけ崩れ等の危険が予想される箇所を梅雨期・台風期前などに、県等と必要に応じて適時巡回する。

### 4 災害危険区域内の危険住宅の移転等

(1) 市又は県は、災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転に配慮する。

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号））

(2) 市は、がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転に配慮する。

#### 資料編 地すべり等危険地域における危険住宅移転の助成に関する条例、同施行規則

### 5 土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備

市は、県により土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等が指定された場合は、土砂災害防止法第7条による警戒避難体制の整備を講じる。

#### 資料編 土砂災害警戒区域等指定箇所

### (1) 土砂災害警戒情報等の提供

国及び県は、市長が防災活動や住民等への避難情報の発令等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表する。

県は、これらの情報を一斉指令システム等により市へ伝達する。

市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）などの手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

ア 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

イ 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

6 浸水想定区域内の洪水予報等の伝達方法

市は、浸水想定区域の指定があったときは、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

### 第3 公共施設、交通施設等の整備

1 公共施設等

市は、災害応急対策を実施するうえで拠点となる防災上重要な施設について、災害に対する安全性の確保に努める。

また、避難所となる公共施設の機能向上を図るよう努める。

【防災上重要な施設】

施設の種類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	市庁舎、消防本部、警察署
救護活動施設	消防団格納庫
避難所として位置づけられた施設	学校、まちづくり推進センターなど
多数の者が利用する施設	図書館、福祉施設など

2 交通施設の整備

主要な道路、鉄道等の交通施設については、当該施設の管理者は、ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の連携強化を含む災害に対する安全性の確保に努める。

また、道路管理者及び鉄道事業者は、道路と鉄道が近接する区間において、落石等により災害が発生した場合、必要に応じ、関係機関に情報を速やかに提供し共有化を図る。

3 臨時ヘリポートの整備

市は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートの整備に努める。

4 公園、緑地等の整備

公園、緑地等については、市民の身近な存在であり、災害時には一時的に緊急避難する場所ともなることから、市は地域の人口等に応じた適正な整備に努める。

5 公共施設等の適切な維持管理

公共施設等の管理者は、老朽化した公共施設等について、長寿命化計画の作成・実施等により、適切な維持管理に努める。

#### 6 防火林道等の整備

市、県及び森林管理署は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備に努める。

また、地形、火災危険期の風向及び延焼経路等を考慮して、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

#### 7 消火水利等の整備等

市及び消防本部は、消火栓及び防火水槽の配置状況を点検し、消火水利の適正な配置に努める。

また、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ等の消防自動車並びに消火用資機材の整備に努める。

### 第4 ライフライン施設の機能の確保

#### 1 上水道施設の整備

上水道施設の管理者は、水道施設の防災機能を向上させるため、次の事項の整備等に努める。

- 上水道施設の新設・拡張等の計画に併せた施設の安全性の強化
- 上水道施設の巡回点検の実施及び老朽施設（管路）の計画的な更新
- 基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化
- 断水に備えた応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備及び水道事業者等間の相互応援体制の整備
- 必要な資機材の把握及び調達方法・保管場所等の決定
- 図面等の整備による施設の現況の把握

#### 2 下水道施設の整備

下水道施設の管理者は、下水道施設の防災機能を向上させるため、次の事項の整備等に努める。

- 下水道施設の安全性の強化
- 下水道施設の巡回点検の実施及び老朽施設の計画的な更新
- 資機材及び図面等の整備による施設の現況の把握

#### 3 電力施設等の整備

電力施設の管理者は、電力施設の防災機能を向上させるため、次の事項の整備等に努める。

- 電力設備の災害予防措置の実施
- 電気工作物の巡視、点検、調査等の実施

#### 4 電気通信設備等の整備

電気通信設備等の管理者は、設備等の防災機能を向上させるため、次の事項の整備等に努める。

- 被害の発生を未然に防止するための電気通信設備等の高信頼化のための整備
- 基幹的設備の分散設置及び通信ケーブルの地中化の促進等、電気通信システムの高信頼化のための整備



## 5 都市ガス施設等の整備

都市ガス施設等の管理者は、施設の防災機能を向上させるため、次の事項の整備等に努める。

- 関係法令等（ガス事業法（昭和29年法律第51号）等）に基づいた計画的な施設の安全性の強化
- 都市ガス工作物の巡視、点検及び検査
- マイコンメーターの普及
- 災害防止のための体制の確立

## 6 廃棄物処理施設の整備

市等が設置する焼却施設については、大規模災害時に稼働することより、電力供給や熱供給等の役割が果たせるような施設整備に努める。

## 7 バックアップ対策の促進

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようICT部門のBCPの策定に努める。

# 第5 建築物等の安全性の強化

## 1 建築物等の安全性の確保

多数の者が利用する特定の建築物及び公共施設の所有者は、災害に対する建築物の安全性の確保に努めるものとする。

## 2 落下物防止対策

建築物の所有者は、強風・地震による窓ガラス、看板等の落下物防止対策に努める。

## 3 文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・市指定の文化財等について、国・県等の指導により、これらの文化財等の耐震性の確保に努める。

また、国・県・市指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、補強修理及び応急防災施設の整備に努める。

# 第6 農作物の被害予防対策の推進

市は、東部農林事務所等と連携して、農作物の被害予防対策に努める。また、そ菜の防風施設、かんがい排水施設の整備及び病虫害の防除に努める。

農地防災施設又は農業水利施設の管理は、その規模、受益形態等に応じて、市、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるよう措置するとともに、県及び市は、各管理主体が防災上考慮すべき事項について指導し、管理の徹底を図るものとする。

# 第7 危険物施設等の保安の強化

## 1 危険物

### (1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所～消防法（昭和23年法律第186号）別表に定める

危険物を指定数量以上製造、貯蔵又は取扱をする建築物、工作物等)の管理者等は、施設の基準や点検義務の規定を遵守するとともに、耐震化に努める。

(2) 保安指導等の強化

ア 監督指導の強化

消防本部は、消防法の規定に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合した状態を維持するよう指導監督を行うものとする。

イ 消防体制の強化

消防本部は、危険物の性質及び数量を常に把握し、危険物施設を有する取扱事業所等ごとの予防規程等の作成を指導する。

(3) 取扱事業所等の自主保安の強化

ア 法令等の遵守

危険物施設の管理者等は、消防法の規定を遵守するとともに、予防規程の内容を常に取扱事業所等の操業実態に合ったものとし、危険物の災害予防に万全を期すものとする。

イ 事業所間の協力体制の確立

危険物施設の管理者等は、隣接する取扱事業所等間の自衛消防の相互応援の促進を図るとともに、消火剤、流出油処理等の防災資機材の備蓄に努める。

ウ 保安教育等の充実

危険物施設の管理者等は、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自衛防災組織の充実強化に努める。

2 高圧ガス、液化石油ガス（L Pガス）

(1) 施設の保全及び耐震化

高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）は、高圧ガス施設について、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく耐震構造とするなど、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

高圧ガス事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、県等は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

ア 情報連絡体制の整備

県等は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

イ 初動体制の整備

県等は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

ウ 保安教育等の充実

県等は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について事業者等を指導する。

(3) 液化石油ガス消費者対策

ア 県等は、販売事業者に対し、消費者が地震時にとるべき対応について、パンフレット・リーフレットの配布、テレビ・ラジオ等による周知を行うよう指導するとともに、消費者は、とるべき対応について習熟に努める。

イ 県等は、販売事業者に対し、消費先設備の耐震化を指導する。

ウ 県等は、関係団体に対し、消費先における地震時の情報収集及び二次災害防止のための体制の整備について指導する。

### 3 火薬類

#### (1) 施設の保全及び耐震化

火薬類施設（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する火薬類を製造又は貯蔵する施設）について、その事業者は、当該法令に基づく構造とし、維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

#### (2) 保安体制の整備

火薬類事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、県等は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

##### ア 情報連絡体制の整備

県等は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

##### イ 初動体制の整備

県等は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

##### ウ 保安教育等の充実

県等は、従業員に対する保安教育及び防災訓練の実施等について事業者等を指導する。

### 4 毒物・劇物

#### (1) 施設の保全及び耐震化

毒物・劇物取扱者等は、毒物・劇物施設のうち消防法、高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

また、前2法により規制を受けない毒物・劇物施設については、県は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき、保健衛生上必要に応じ立入検査を実施するとともに、耐震化の推進に努める。

#### (2) 保安体制の整備

##### ア 情報連絡体制の整備

県等は、毒物・劇物取扱者等に対し、毒物・劇物によって住民の保健衛生上の危害を生じのおそれがあるときは、直ちに保健福祉事務所、警察署又は消防本部に届け出ることを指導するとともに、危険防止のための応急措置を講じるよう平常時から指導する。

##### イ 自主保安の強化

毒物・劇物の多量保有施設について、毒物・劇物取扱者等は、災害予防規程を作成するなど自主保安の強化を図る。

### 5 放射性物質

#### (1) 施設の保全及び耐震化

放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素等の使用者等」という。）は、放射性物質取扱施設について、放射性同位元素などによる放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

ア 自主保安の強化

放射性同位元素等の使用者等は、放射性物質に係る安全管理に万全を期するものとする。

イ 安全の指導の強化

県及び関係機関は、放射性物質に対する防災対策を円滑にするため、次のような安全管理等の指導に努める。

- 放射線被ばくの予防対策の実施
- 自衛消防体制の充実
- 通報体制の整備
- 関係者の教育・訓練の実施

## 第8 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して平成8年度以降の年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

市は、県が作成した地震防災緊急事業五箇年計画に記載された市が実施する事業について積極的な推進に努める。

### 1 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝などの電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 不特定多数のものが利用する公的建築物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (12) 河川管理施設
- (13) 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋密集地域の地震防災上補強を要するもの
- (14) 地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線その他の施設又は設備
- (16) 井戸、貯水層、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備
- (17) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 救護施設等地震時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

### 第3節 災害応急活動対策の整備

#### 第1 災害応急活動体制の整備・強化

##### 1 市職員の非常参集体制の整備

###### (1) 緊急参集職員の確保

市は、市庁舎の近傍に居住する職員の中から災害発生後緊急に参集し、情報収集等にあたる職員を確保する。

また、災害時の初動体制をさらに迅速に確立するため、宿日直による24時間体制の的確な運用に努める。

###### ○ 防災配備体制周知カード

職員に防災配備体制の周知徹底を図るために、「防災配備体制周知カード」を作成し、名札に同封することとする。

###### ○ 一斉メール配信

勤務時間外の職員の招集については、「一斉メール配信」で行う。

###### ○ 災害時優先電話・災害時優先携帯電話の活用

一斉メールで連絡がとれない場合は、災害時優先電話・災害時優先携帯電話により連絡する。

###### (2) 市職員の災害時における役割と体制の周知徹底

災害時の担当業務やその実施体制、さらには必要な知識や心構えなど、次の事項について周知徹底を図る。

###### ○ 災害時において各職員が果たす役割及び動員体制

###### ○ 鳥栖市地域防災計画の内容

###### ○ 防災に関する基礎知識

##### 2 災害対応マニュアル等の作成

市及び防災関係機関は、それぞれの実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した災害対応のためのマニュアル等を作成し、職員に周知、徹底を図るとともに、課題の検証及び見直しを継続して実施していくよう努める。

##### 3 災害対策本部・防災拠点の整備

市は、防災活動の中核機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する施設等について、大雨・暴風・地震等に対する安全性の確保に努める。

##### 4 市及び防災関係機関との協力体制の強化

市は、防災関係機関との協力体制の整備を図るとともに、災害発生時には災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努める。

##### 5 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者及び農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

#### 6 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害時に迅速な応急対策活動を行うとともに、通常の行政サービスについても一定継続できるように、災害時の業務継続計画（BCP）の策定に努める。

#### 7 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

市及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

市は、退職する職員を「防災サポーター」として登録し、大規模災害時に避難所運営のサポート等を担うスタッフを確保していくものとする。

#### 8 救援活動拠点の確保

市は、防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察署、消防本部、自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

資料編 自衛隊等派遣部隊受入れ施設

## 第2 情報の収集、連絡・伝達体制の整備・強化

### 1 関係機関相互の連絡体制の整備

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

### 2 情報収集等機能の充実強化

#### (1) 県防災行政通信施設の整備

県は、市町、消防本部及び防災関係機関との防災情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、県防災行政無線等の強化に努める。

#### (2) 市防災無線の維持・管理

市は、防災無線（同報系・移動系）の維持・管理に努めるとともに、平常時から操作方法の習熟に努める。

資料編 防災無線

### 3 災害時優先電話及び災害時優先携帯電話の活用

市及び防災関係機関は、相互に災害時優先電話番号、災害時優先携帯電話番号を確認し、災害時の連絡体制を確保するものとする。

### 4 携帯電話等のメールによる情報発信機能の強化

防災情報の市民への伝達手段として、保有率が高く、また、普段から身に着けているものである携帯電話のメール機能の活用が有効な手段となっている。

市では、県防災・安全・安心情報配信システム（通称「防災ネットあんあん」）を活用し、独自情報を配信できる機能を導入していることから、周知と利用登録の促進を図る。

また、市のエリア内に所在する携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉配信できる緊急速報メールの活用を図る。

#### 5 災害用伝言サービスの活用促進

市及び防災関係機関は、災害発生直後の電話輻輳を防止するため、市民に対し「防災機関への通報で、きわめて緊急を要する場合を除き電話利用は控える」ことの啓発を図り、併せて、安否確認や連絡には、西日本電信電話株式会社の「災害用伝言ダイヤル(171番)」や携帯電話・PHS各社の「災害用伝言板」等の災害用伝言サービスの利用について普及促進を図る。

### 資料編 災害用伝言サービス

#### 6 災害用電源装置の整備

市は、常に通信の支障を来さないよう、災害用発電装置の点検・補修・管理を行う。

#### 7 非常通信体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時における非常通信の円滑な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

#### 8 可搬型モニタリングポストの維持・管理

市は、原子力災害時に緊急時モニタリングを実施するために県から配備された可搬型モニタリングポストの適切な維持・管理を行うとともに、操作方法の習熟に努める。

### 第3 災害時の広報体制の整備・強化

#### 1 広報活動用資機材の整備等

市は、拡声器付公用車及びハンドマイク、アンプなどの広報活動用資機材の整備に努める。

#### 2 要配慮者向け広報要員の確保

市は、ボランティア団体等との連携等により、点訳、手話通訳、外国語の通訳等、要配慮者向けの広報活動に必要な技術を持つ要員の確保を図る。

#### 3 ホームページ、メール、SNS、防災ラジオ等の活用

市は、災害による緊急情報や被害状況等の情報を市民等に発信するため、ホームページ等（携帯サイト、ツイッター、フェイスブック、ライン等のSNS含む。以下同じ）への掲載や、携帯電話等へのメール配信システムである「防災ネットあんあん」や「緊急速報メール」や防災ラジオ、テレビ局のdボタンなどを活用して情報を提供する。

#### 4 新聞・テレビ・ラジオ等報道機関への協力要請

市は、災害情報等をそれぞれが持つ媒体を通じて報道し、地域に密着した情報の提供を行えるよう報道機関へ協力を要請する。

#### 5 避難所以外での避難者への広報体制

市は、自宅や車上、市外への避難者など、避難所以外で避難生活する者についても、情報を提供できる体制の整備に努める。

なお、市外への避難者の把握については、県及び避難先の自治体と協力して、避難者の所在地等の情報の共有を図る仕組みの整備に努める。

## 第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化

### 1 防災関係機関の機能の充実

市及び防災関係機関は、防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、相互の連絡を密にする。

### 2 相互協力・応援体制の整備・強化

#### (1) 近隣自治体及び関係団体との連携の強化

市は、近隣自治体及び関係団体との連携を強化し、災害時の適切な相互協力を図るとともに、定期的な情報交換を行うなど、具体的な手順等の確認に努める。

- 行政境界地域における避難場所の相互提供
- 物資・人員等の相互応援

#### (2) 他自治体との相互応援協定及び防災関係機関等との協定の締結

市は、災害応急活動を円滑に実施するため、他自治体との相互応援協定の締結に努めるとともに、防災関係機関等との相互応援協定の締結にも努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の自治体等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体等との協定締結も考慮する。

資料編 鳥栖市が締結している協定、佐賀県が締結している協定

### 3 受援計画等の策定

市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等についての受援計画等の策定に努める。

県及び市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

### 4 災害ボランティア等の体制の整備

市は、鳥栖市社会福祉協議会を核とするボランティア等の活動拠点等の整備強化に努め、組織間の連携の強化を図る。

また、災害ボランティア養成講座などによるボランティアの育成に努める。

### 5 応急・復旧の協力体制の整備

市は、応急・復旧対策が迅速に行えるよう、土木・建築業者及び関係団体との協力体制の整備に努める。



## 第4節 救急・医療体制の整備

### 第1 救急・救助体制の整備

- 1 災害対応救急救助資機材等の整備及び救急・救助隊員の確保  
消防本部は、迅速な救助救出活動を展開するため、高規格救急自動車等の緊急車両や高度救命処置用資機材等、必要な災害対応救急救助資機材を整備する。  
また、救急救命士の養成を行うなど、救急・救助隊員の確保に努める。
- 2 消防本部との連携強化  
市は、大規模災害等に対応するため、消防本部との連携を強化する。

資料編 鳥栖市が締結している協定

鳥栖・三養基地区消防事務組合が締結している協定

- 3 警察等救助隊等との連携強化  
市及び消防本部は、警察・自衛隊等他救助隊との連携を強化し、同時多発型救助事象への対応体制を確保する。

### 第2 災害時医療体制の整備

- 1 救急医療拠点となる病院の確保  
市及び消防本部は、災害発生直後の医療活動の拠点となる病院、救急告示病院、大学病院を確保する。県では、地域災害拠点病院として、次の医療機関を選定している。  
  
○ やよいがおか鹿毛病院（鳥栖市弥生が丘2-1-43）（東部地区のみ掲載）
- 2 医療応援体制の整備
  - (1) 関係機関の応援体制  
市、県、消防本部及び医療機関は、相互の連絡・連携体制の整備に努める。
  - (2) 都道府県間の応援体制  
県は、医療の応援について都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。
- 3 医師会等との連携強化  
市は、医師会等との連携を強化し、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確保を図る。
- 4 献血の推進  
市及び日本赤十字社は、献血への協力を広く呼びかけ、災害時の輸血用血液の確保体制を促進する。
- 5 医薬品販売業者・市内薬局・薬剤師会との協力体制  
市は、災害時における救急医療品・医療資機材等の調達を適切に行うため、医薬品販売業者・市内薬局・薬剤師会との協力体制の確保を図る。

## 第5節 避難対策実施体制の整備

### 1 自主避難所の指定・登録

水害、土砂災害、台風などにより危険を感じた場合等に自主避難をする住民の受入れを行うため、次のとおり自主避難所の指定・登録を行う。

#### (1) 町区公民館等

各町区は、管理している公民館等へ地域住民の自主避難を受入れるため、自主避難所の指定に努めるものとする。

また、市は、指定された公民館等を自主避難所として登録するとともに、地域住民への周知に努めるものとする。

なお、自主避難所の運営は各町区において行うものとする。

資料編 自主避難所（町区公民館等）

#### (2) 公共施設

市は、まちづくり推進センターを自主避難所として指定する。指定にあたっては、避難の状況に応じて段階的に開設を行うよう一次開設場所、二次開設場所に区分するとともに、職員対応の体制等を定めるものとする。

なお、収容人員については、概ね2㎡当たり1人とする。

また、感染症対策等のため必要な場合は、概ね4㎡あたり1人とする。

資料編 自主避難所（公共施設）

### 2 避難場所等の指定

市は、まちづくり推進センター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮し、施設の管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民へ周知徹底を図るものとする。

また、市は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。

県は、市が県有施設を避難場所又は避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努めるものとする。特に、避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

#### (1) 指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを災害種別ごとに指定するものとする。

資料編 指定緊急避難場所

#### (2) 指定避難所

市は、大規模災害が発生した場合に、災害により被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に収容し保護する避難所として、市の公共施設等を指定する。

指定にあたっては、河川付近及び低地などでは水害、山間部では土砂災害からの安全が確保できる場所であることに配慮する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

なお、収容人員については、概ね2㎡当たり1人とする。

また、感染症対策等のため必要な場合は、概ね4㎡あたり1人とする。

## 資料編 指定避難所

### 3 避難所の機能の強化

市は、避難所の機能の強化を図るため、必要に応じて、避難生活の環境を良好に保つための換気や照明等の設備の整備、避難生活に必要な毛布等の物資の備蓄等に努める。

避難所の対応にあたっては、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど、地域の実情に応じて居住空間に配慮するものとする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化にと努めるものとする。

市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

### 4 避難場所の周知

市は、指定した避難場所について、ハザードマップ、ホームページ等により市民への周知を図る。

また、看板の設置などにより、日常から市民の目に触れるような対策に努める。

### 5 避難経路及び誘導體制

市は、住民が安全な場所に避難できるよう、避難場所に通じる避難経路となる道路等の整備に努める。

また、高齢者、障害者その他の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自治会（自主防災組織）等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者台帳の整備など、情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

さらに、地震により木造住宅密集地域等において大規模な火災が発生する場合に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備に努める。

なお、避難誘導にあたっては、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮する必要があることに留意する。

### 6 避難所開設のための整備

市は、避難所の開設・運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、あらかじめ定めておくものとする。また、開設・運営に必要な備品類等の整備を行う。

整備にあたっては、次の点について配慮した対応が必要となることに留意する。

- 情報の提供

- 飲料水、食料、生活物資の供給
- 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）
- プライバシーの確保
- 要配慮者に配慮した対応
- 在宅等被災者（自宅や車上など避難所以外で生活する被災者）に配慮した対応
  - ※ 情報や生活物資等については、発災からの時間経過によりニーズが多様に変化するため、的確な対応が必要となる。

#### 7 社会福祉施設、病院、学校等における避難計画

社会福祉施設、病院、学校及び不特定多数が利用する施設の管理者は、あらかじめ避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画等を作成するとともに、避難訓練等により計画の再点検を実施する。

なお、必要に応じて、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

#### 8 警察署・自主防災組織等との連携強化

市は、避難誘導を混乱なく行うため、警察署・自主防災組織等との連携強化に努める。

#### 9 帰宅困難者の対策

市は、災害により交通機能が停止し、帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、災害や交通の状況についての情報提供などの帰宅支援や一時的な滞在場所、食料、飲料水、トイレ等の提供等について、関係機関と連携した体制の整備等に努める。

特に、多くの集客がある施設については、集客時に災害が発生した場合に多くの帰宅困難者が発生するおそれがあることを考慮する必要がある。

#### 10 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時等に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、必要に応じて他の地方公共団体と応援協定を締結するなど、具体的な避難・受入方法の手順等を定めるよう努める。

#### 資料編 鳥栖市が締結している協定

市は、災害の予測規模、避難者数等を鑑み、災害が発生する恐れのある段階で市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町へ直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

## 第6節 緊急輸送体制の整備

### 第1 道路輸送体制の整備

- 1 緊急通行車両の事前届出  
市は、災害時に使用する車両を事前にリストアップし、警察署へ届出を行う。
- 2 緊急輸送道路の指定  
県は、災害時において、道路は、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担っていることから、輸送拠点等に配慮し緊急輸送道路を指定する。
  - (1) 第1次緊急輸送道路  
県内外の広域的な輸送に不可欠な高速自動車道路、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路
  - (2) 第2次緊急輸送道路  
第1次緊急輸送道路とネットワークを構成し、市、警察署、消防本部などの防災活動の拠点となる施設を相互に結ぶ幹線道路
- 3 建設業協会・トラック協会等との協力体制  
市は、災害時における緊急輸送道路確保及び人員・物資等の緊急輸送を行えるよう協定等の締結に努める。
- 4 道路情報に関する協力体制の確保  
市は、災害発生直後の道路の被害状況や渋滞状況に関する情報提供を行うよう、国・県等の各道路管理者と必要な協力体制の確保を図る。

### 第2 航空輸送体制の整備

- 1 臨時ヘリポートの確保  
市は、重傷者の後方医療機関への搬送、輸血用血液・医療用資材、その他救援物資の緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを防災上拠点となる施設若しくはその周辺地に確保する。

資料編 ヘリポート設置箇所

- 2 警察署、自衛隊及びその他関係機関との連携強化  
市及び消防本部は、警察署や自衛隊等の関係機関と連携し、臨時ヘリポートに指定される場所が災害時に有効に利用し得るよう必要な措置を講じる。

## 第7節 生活救援体制の整備

### 第1 物資調達体制の整備

#### 1 資機材等物資の確保

市は、災害時における必要な資機材・物資・食料等の備蓄に努める。

基本的に資機材以外の物資については、協力団体との協定によりその確保に努める。

なお、品目・数量等は、佐賀県及び県内市町において策定した「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」を参考に整備するものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

仮設トイレについては、レンタル業者等との協定締結により確保する方策を検討する。

資料編 鳥栖市が締結している協定

#### 2 家庭、企業等への備蓄の周知

市は、家庭及び企業に対し、災害時用として3日分程度の食料や飲料水、生活必需品等の備蓄の必要性についての周知に努める。

また、家庭に対しては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努めるよう併せて周知する。

#### 3 広域的配送拠点の指定

市は、救援物資の集積・配給拠点を指定する。

### 第2 応急給水体制の整備

#### 1 給水用資機材の整備

水道事業者は、応急給水活動に必要なポリタンク、給水タンク、ウォーターパック、可搬型発電機等給水用資機材の整備を図る。

#### 2 近隣市町水道事業者及び民間事業者等との協力体制

水道事業者は、近隣市町水道事業者及び民間事業者等と災害時に応急給水並びに応急復旧活動が円滑に行えるよう協力体制を整備する。

資料編 水道事業に関する協定

### 第3 ごみ・がれき処理体制の整備

#### 1 近隣市町との応援協力体制の整備

市は、大量のごみ・がれきを迅速かつ効果的に処分するため、近隣市町及び民間業者等との協力体制を整備する。

#### 2 有害ごみ・危険ごみ分別等の事前PR

市は、大規模災害時の大量な有害・危険ごみを処理できるようリサイクル事業者と連携して、市民・事業所等にごみの分別について事前PRを行う。

#### 第4 し尿処理体制の整備

##### 1 近隣市町との応援・協力体制の整備

市は、大量のし尿を迅速かつ効果的に処分するため、近隣市町及び民間業者等との協力体制を整備する。

##### 2 公共施設・公園等の便所・仮設トイレ利用の検討

市は、公共施設の便槽の活用や公園の敷地内での仮設トイレの設置等、公共施設や公有地の有効利用について検討する。

#### 第5 公衆衛生対策実施体制の整備

##### 1 県・近隣市町及び民間業者等との協力体制の整備

市は、大量の公衆衛生対策事案（感染症対策等）を迅速かつ効果的に処理するため、県・近隣市町及び民間業者等との相互応援協力体制を整備する。

##### 2 防疫用資機材等公衆衛生関係資機材の確保

市は、備蓄並びに県・他市町・民間業者等からの調達により、防疫用薬剤・散布器等の公衆衛生関係資機材の確保に努める。

#### 第8節 災害時「住」対策実施体制の整備

##### 1 大規模災害時の住宅供給

市は、大規模災害時に想定される住宅供給について、県・関係団体等と連携をとり体制を整備する。

また、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

##### 資料編 応急仮設住宅建設候補地

##### 2 県・他市町・関係団体・事業者等との協力体制の整備

市は、大規模災害時の大量の住宅供給・補修・解体事案に対応するため、県・他市町・関係団体・事業者等と協力体制を整備する。

また、住宅用建設・補修用建材並びに建設関係技術者等の確保に関して協力体制を検討する。

##### 3 既存建物の活用による住宅供給

市及び県は、公営住宅等の空室状況を平常時から把握しておき、被災者への情報提供体制や、入居選考基準、手続き等について定めておくものとする。

また、県が締結している「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、応急住宅として民間賃貸住宅を迅速にあっせんできるように体制の整備に努めるとともに、借上げの円滑化に向け、その際の取り扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

## 第9節 要配慮者支援体制の整備

### 1 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者避難支援計画に基づき、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、鳥栖市社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉事業者等と連携を図りながら、避難行動要支援者の状況を把握し、名簿を作成するなどその実態把握に努める。

#### (1) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次の要件に該当する者とする。

(ア) 要介護認定を受けている者

(イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の者で第1種を所持する身体障害者（児）（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）

(ウ) 療育手帳Aを所持する知的障害者（児）

(エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

(オ) 市で実施する生活支援サービスを受けている難病患者

(カ) 上記以外の者で市長が支援の必要性を認めた者

イ 避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) その他避難支援等の実施に必要と認める事項

ウ 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、市の関係部局で把握している避難行動要支援者の情報を集約するよう努める。

また、市で把握できない情報で避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められるときは、県やその他の関係機関に対して、情報提供を求めて作成するものとする。

エ 市は、避難行動要支援者名簿の情報を原則1年に1回更新する。

ただし、避難行動要支援者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時追加や修正を行い、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

#### (2) 避難行動要支援者の名簿情報の提供等

ア 市は、避難行動要支援者名簿に記載された情報については、避難支援等の実施に必要な限度で、関係部局において情報を共有する。

イ 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防本部、警察署、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、鳥栖市社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉事業者及びその他避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。

ただし、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。



ウ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認める場合は、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。

エ 市は、避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、個人情報保護の観点から当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するとともに、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう指導するものとする。

また、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

### (3) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が地域の実情等に応じて可能な範囲で避難支援等が行えるよう避難支援等関係者の安全確保に配慮するとともに、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者は可能な範囲での避難支援を行うものであることへの理解を求める。

## 2 要配慮者利用施設の把握

市は、高齢者、障害者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に立地するなど、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称、所在地等を把握するとともに、情報伝達体制等の整備に努める。

### 資料編 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒等区域内の要配慮者利用施設

## 3 福祉避難所の確保

市は、高齢者、障害者など、要配慮者を受入れる福祉避難所として、市内の福祉施設等を確保する。

また、県立学校についても、必要に応じて県と協議を行い、福祉避難所として確保に努める。

## 4 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援体制の充実を図る。

また、避難行動要支援者避難支援計画の個別計画については、適宜、登録者及び計画の内容を更新し、避難行動要支援者の実情を反映したものとなるよう努め、避難支援に活用できるよう整備を図る。

## 5 施設の災害に対する安全性の確保

市及び県は、高齢者や身体障害者など多様な利用形態に対応した施設及び道路等の整備に努め、災害時の避難に備える。

また、社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

## 6 情報伝達体制の整備

市は、避難行動要支援者及び要配慮者利用施設に対し、防災情報や避難情報等を伝達できるよう、防災無線や広報車、メール等の情報伝達手段に加え、福祉関係団体、民生委員・児童委員、自治会（自主防災組織）、消防団等を活用した重層的な情報伝達体制の整備に努める。

#### 7 地域全体の支援体制づくり

市は、消防本部、警察署、消防団、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、鳥栖市社会福祉協議会、地域包括支援センター及び支援団体及びボランティア組織等と連携し、避難行動要支援者の避難支援、安否確認あるいは救助活動など、要配慮者の安全確保に係わる協力体制及び避難所における介助などの支援体制の整備に努める。

#### 8 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことにより、被害が最小限になるよう、講習会の開催やパンフレット・広報誌の配布等、避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及を図る。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要援護者を含めた地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練等の実施に努める。

また、市は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など、高齢者、障害者の居宅状況に接することのできる者が防災知識の普及を推進する体制の整備に努める。

#### 9 外国人の安全確保対策

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

## 第10節 応急教育・保育体制の整備

### 1 大規模災害発生時における学校等の体制の整備

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校及び保育所（以下「学校等」という）の管理者は、大規模災害発生時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するための体制をあらかじめ整備するよう努める。

- 職員の連絡網の作成
- 職員の待機及び出動体制
- 避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等
- 学校等の運営体制
- 時間内外の児童・生徒及び教職員の被害状況の把握
- 避難所に指定されている学校等にあつては、避難所開設及び運営
- 生徒等の保護者への引き渡し方法及び保護者への周知

### 2 防災教育の実施

学校等は、災害発生に備えるため、職員や生徒等に対する防災教育の実施に努める。

- 生徒等の在宅時の対応
  - ・ 家庭における避難の仕方
  - ・ 家庭における安全な生活の仕方
- 生徒等の学校生活時の対応
  - ・ 災害時の避難の仕方
  - ・ 安全な登下校の仕方
  - ・ 避難所での生活の仕方

## 第11節 原子力災害対策の整備

### 第1 情報収集・伝達及び広報体制の整備

#### 1 情報収集・連絡体制の整備

市、県、国、原子力事業者は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、情報収集・連絡体制の整備を図る。その際、情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定め、休日夜間等においても対応できる体制を整備する。

#### 2 住民等への情報伝達体制の整備

市、県、国、原子力事業者は、住民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制整備を図る。

市は、災害時の情報伝達手段を活用することを基本とする。

### 第2 緊急時モニタリングの実施体制の整備

緊急時モニタリングについては、原子力規制委員会の統括のもと、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。

市は、原子力災害時に県が実施する緊急時モニタリングへの協力を行うため、要員の確保、操作方法の習熟など、協力体制を整備する。

また、県と緊急時モニタリングに関して平常時から緊密な連携を図るものとする。

### 第3 避難住民の受入体制の整備

原子力災害などにより市外から避難者を受入れるため、学校やまちづくり推進センター等の公共施設を対象に、あらかじめ避難所を指定しておくものとする。

なお、指定した避難所については、日頃からの地域住民への周知に努める。

資料編 唐津市原子力災害対応避難（行動）計画 地区別避難所

※ 受入予定地区のみ

## 第12節 災害復旧・復興への備え

### 1 各種データの整備保全

市は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努めるものとする。

### 2 罹災証明書の発行体制の整備

市及び消防本部は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、県は、市に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

### 3 復興対策の検討

市、県及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等、災害復興対策についての研究を行うものとする。

## 第4編 災害応急対策計画

### 第1章 防災関係情報の収集・伝達経路

- 第1節 防災関係情報の種類、内容
- 第2節 情報の伝達体制

### 第2章 防災配備体制

- 第1節 防災配備体制設置基準
- 第2節 災害情報連絡室
- 第3節 災害警戒本部
- 第4節 災害対策本部

### 第3章 災害応急対策

- 第1節 災害時の情報連絡体制
- 第2節 災害時の調査
- 第3節 災害時の広報
- 第4節 相互協力・応援要請
- 第5節 避難対策
- 第6節 災害救助法の適用
- 第7節 救助活動
- 第8節 消火活動
- 第9節 危険箇所の対策
- 第10節 災害時の医療救護
- 第11節 交通管制
- 第12節 緊急輸送対策
- 第13節 ライフラインの応急対策
- 第14節 公共施設等の応急対策
- 第15節 生活救援対策
- 第16節 災害時における「住」対策
- 第17節 災害時の環境・衛生対策
- 第18節 災害時の警備対策
- 第19節 要配慮者支援対策
- 第20節 応急教育・応急保育
- 第21節 農産物等対策
- 第22節 危険物等の保安計画
- 第23節 石油等の大量流出の防除対策計画
- 第24節 応急金融対策
- 第25節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

## 第4編 災害応急対策計画

### 第1章 防災関係情報の収集・伝達経路

#### 第1節 防災関係情報の種類、内容

##### 1 気象警報等の種類、基準

	種別	基準
注意報	大雨	大雨により災害が発生するおそれがあると予想された場合 (浸水害) 表面雨量指数(※3)が12以上と予想される場合 (土砂災害) 土壌雨量指数基準(※1)が115以上と予想される場合 参考: 浸水害で1時間雨量が概ね40mm以上
	洪水	上流域での降雨により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された場合 流域雨量指数基準(※2)が、宝満川流域28以上、沼川流域6以上が予想される場合 ○複合基準(※4)が、安良川流域(6、9.3) 参考: 浸水害で1時間雨量が概ね40mm以上
	強風	平均風速が10m/s以上と予想される場合
	風雪	雪を伴い平均風速10m/s以上と予想される場合
	大雪	12時間降雪量の深さが以下の基準を超えることが予想される場合 平地で3cm以上、山地(標高200mを超える)で5cm以上
	雷	落雷等により被害があると予想される場合
	融雪	※6
	濃霧	視程が100m以下になると予想される場合
	乾燥	最小湿度が45%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合
	低温	冬季: 平野部で最低気温が-3℃以下になるおそれがあると予想される場合 夏季: 平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合
	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の遅霜で最低気温が4℃以下になると予想される場合
	着氷・着氷	気温-2℃から2℃の条件下で降雪量15cm以上の場合
	警報	大雨
洪水		上流域での降雨による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合 ○流域雨量指数(※2)が、宝満川流域35以上、沼川流域7.9以上が予想される場合 参考: 浸水害で1時間雨量が概ね70mm以上
暴風		平均風速が20m/s以上と予想される場合
暴風雪		雪を伴い平均風速20m/s以上と予想される場合
大雪		12時間降雪量の深さが以下の基準を超えることが予想される場合 平地で10cm以上、山地(標高200mを越える)で20cm以上

	種 別	基 準
特別警報	大 雨	<p>台風や集中豪雨等により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p> <p><b>【浸水害の指標】</b>  以下①、②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合で、浸水キキクル又は洪水キキクル（※7）で5段階のうち最大の危険度が出現しているときに発表される</p> <p>① 48時間降水量及び土壌雨量指数（※1）において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共で50格子以上まとまって出現（※8）</p> <p>② 3時間降水量及び土壌雨量指数（※1）において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（※8）（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）</p> <p><b>【50年に一度の値】（※5）</b>  ○48時間降水量 592mm  ○3時間降水量 189mm  ○土壌雨量指数（※1） 323</p> <p><b>【土砂災害の指標】</b>  過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現（※8）すると予想され、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上）がさらに降り続くと予想される場合に発表される</p> <p><b>【過去の対象事例】</b>  令和元年佐賀豪雨（死者3人、重傷者3人、市内では死傷者なし）  令和3年8月豪雨（軽傷4人、市内では死傷者なし）</p>
	暴 風	<p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</p> <p><b>【過去の対象事例】</b>  昭和34年台風15号（伊勢湾台風。死者行方不明者5,000人以上）</p>
	暴 風 雪	<p>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</p>
	大 雪	<p>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</p>
防災情報	記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中において、キキクル（※7）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量110mm以上）が観測又は解析された場合</p>
	竜巻注意情報	<p>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される情報で、雷注意報を補足する情報。発表時刻から約1時間が有効期間</p>
	土砂災害警戒情報	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、佐賀地方気象台及び県が共同して発表する情報</p>
	土砂災害緊急情報	<p>大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報として市へ通知するとともに一般に周知</p>



- ※1 土壌雨量指数基準：土壌に溜まっている雨量を指数化したもので、土砂災害の危険性を示す指標
- ※2 流域雨量指数基準：河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標
- ※3 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを数値化したもの
- ※4 複合基準：表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値
- ※5 50年に一度の値は、各市町村にかかる5km格子の値の平均値をとったもので、過去の観測データから推定した値である
- ※6 現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めない注意報
- ※7 災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」として気象庁が使用する愛称
- ※8 「〇km格子」とは、〇km四方の網目（メッシュ）状に推定したもの

## 2 水防関係情報

### (1) 水防警報

国土交通省又は県が指定する河川において、洪水の発生が予想される場合、国土交通省出先機関又は県が水防上必要と認め、発する警報

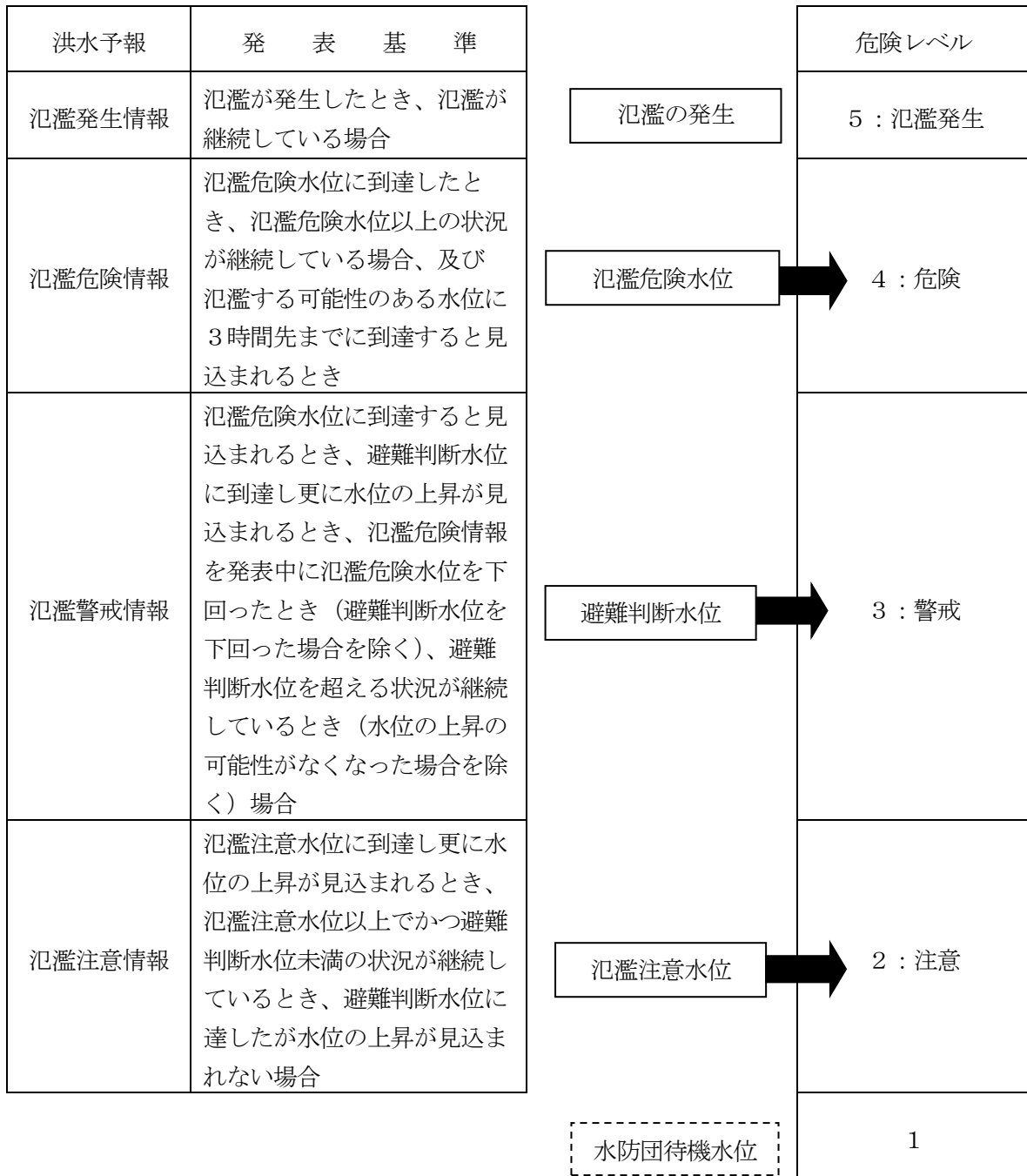
資料編 水防警報

### (2) 水防情報

洪水予報河川、水位周知河川において、水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上必要な事項であって、関係機関に発する情報

資料編 水位観測所、水位模式図、洪水予報、水防警報及びはん濫注意情報等の伝達先

【洪水予報と水位、危険レベルの関係】



### 3 地震に関する情報

#### (1) 緊急地震速報

地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合に、強い揺れが予想される地域に対し、気象庁が発表する情報

※ 緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

#### (2) 震度に関する情報

情報の種類	解 説
緊急地震速報 (警報)	最大震度5弱以上と予想した地震の際に、震度4以上が予想される地域名を発表。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づける。
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震による揺れの発現時刻を発表。
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表するもの。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

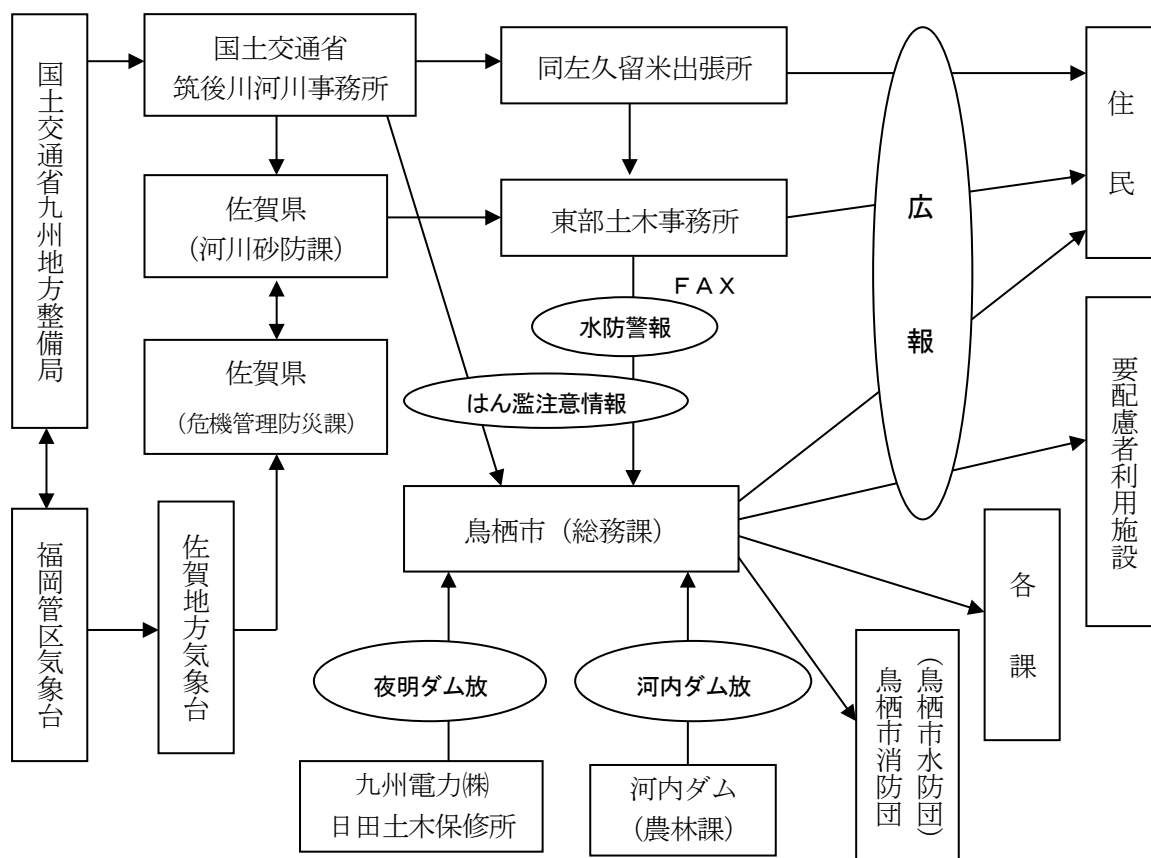
【気象庁震度階級関連解説表（一部抜粋）】

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人で揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れることがある。未補強のブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自販機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。未補強のブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。



## 2 河川情報の収集・伝達

市は、国土交通省、県、九州電力(株)日田土木保修所等から提供された河川情報等について、次のとおり伝達を行う。



### (1) 夜明ダム放流情報の伝達

夜明ダム放流の情報を九州電力(株)日田土木保修所から受けた場合は、必要に応じて関係区長及び排水機場等操作人へ連絡する。

資料編 夜明ダム放流情報の伝達先

### (2) 水防警報の伝達

筑後川、宝満川、秋光川、大木川、安良川の水防警報を東部土木事務所から受けた場合は、消防団及び排水機場等操作人へ連絡する。

資料編 水位観測所、水防警報、水防警報及びはん濫注意情報等の伝達先

### (3) はん濫注意情報等の伝達

筑後川、宝満川、大木川、秋光川、安良川のはん濫注意情報等を筑後川河川事務所、東部土木事務所から受けた場合は、関係区長及び排水機場等操作人へ連絡する。

また、必要に応じて報道機関の協力を求めて、地域住民へ周知を図る。

資料編 水位観測所、水位模式図、水防警報及びはん濫注意情報等の伝達先

(4) 要配慮者利用施設への情報伝達

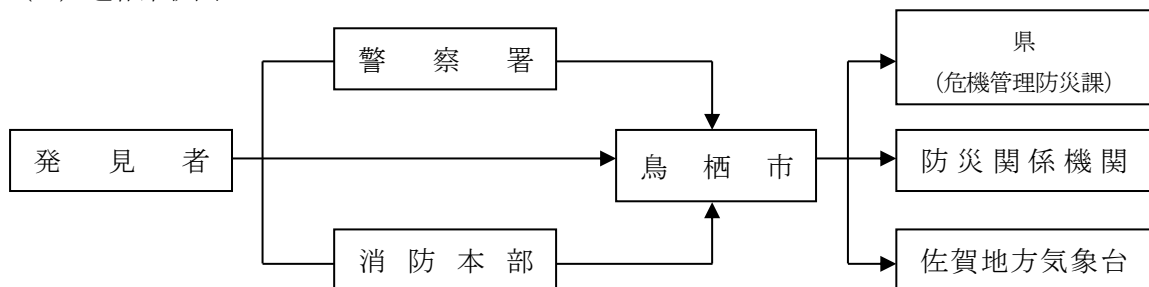
浸水想定区域内の、主として高齢者、障害者、乳幼児等その他防災上の配慮を要する者が利用する施設で、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設については、洪水予報等を伝達する。

資料編 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

3 異常現象発見時の通報

市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察署若しくは消防本部から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（危機管理防災課）、防災関係機関及び佐賀地方気象台に通報する。

(1) 通報系統図



(2) 通報を要する異常現象

- 崖地崩壊
- 異常出水
- 地表面の亀裂
- 相当地域一帯の異臭 など

(3) 通報項目

- 現象
- 発生場所
- 発見日時分
- その他参考となる情報

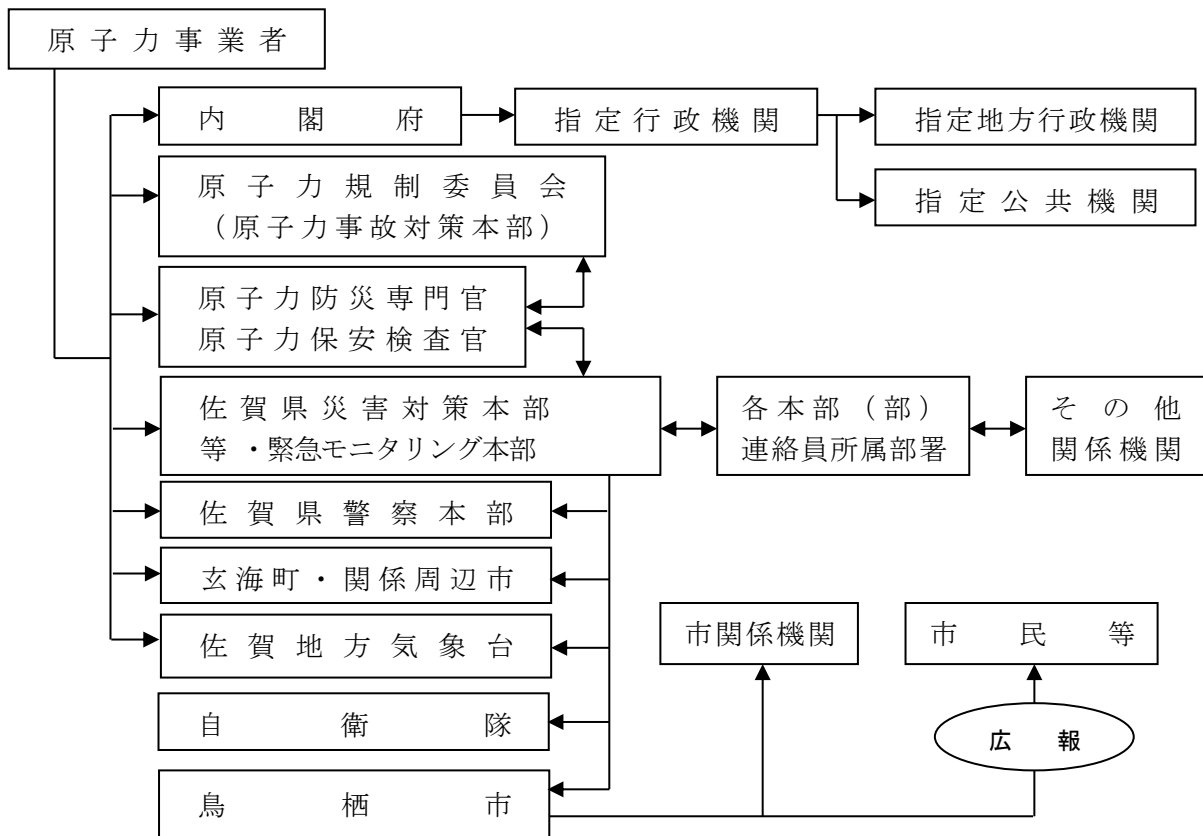
4 原子力災害時等の情報の収集・伝達

施設敷地緊急事態（特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した場合や、全面緊急事態（原子力緊急事態（原子力災害対策特別措置法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発出された場合等）には、県や関係機関と連携し、迅速かつ的確な情報収集及び伝達を行う。

なお、警戒事態（警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）の発生について県から連絡があった場合も、次に準じて情報伝達を行う。



【特定事象発生時の情報伝達経路（一部抜粋）】



(1) 通報連絡、情報収集

県は、原子力事業者、国（安全規制担当省庁）又は原子力防災専門官から特定事象発生等に関する通報、連絡を受けた事項について、市及び防災関係機関に連絡する。

市は、県から連絡を受けた事項について、必要と認められる場合は、関係機関に連絡する。

(2) 緊急時モニタリング調査

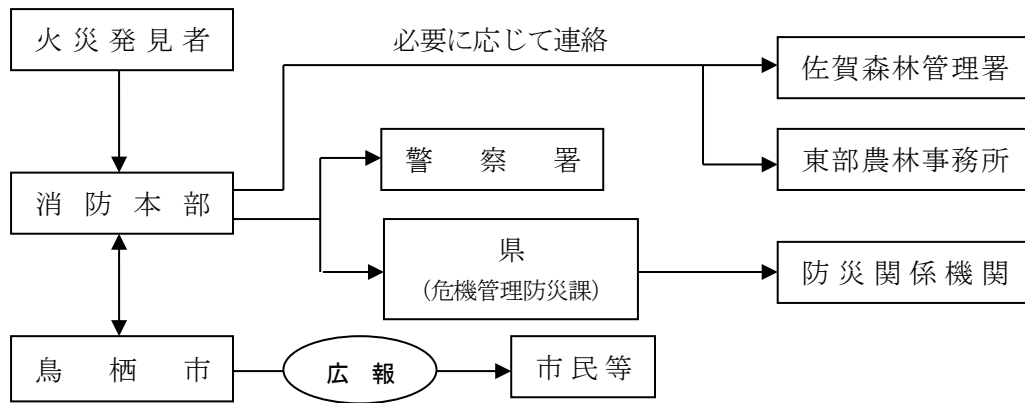
市は、県において緊急モニタリング本部が設置され、調査の実施に関する指示があった場合は、可搬型モニタリングポストをあらかじめ指定した場所に設置し、放射線量のモニタリングを開始する。

県は、県内における緊急時モニタリングの結果等を市に連絡する。

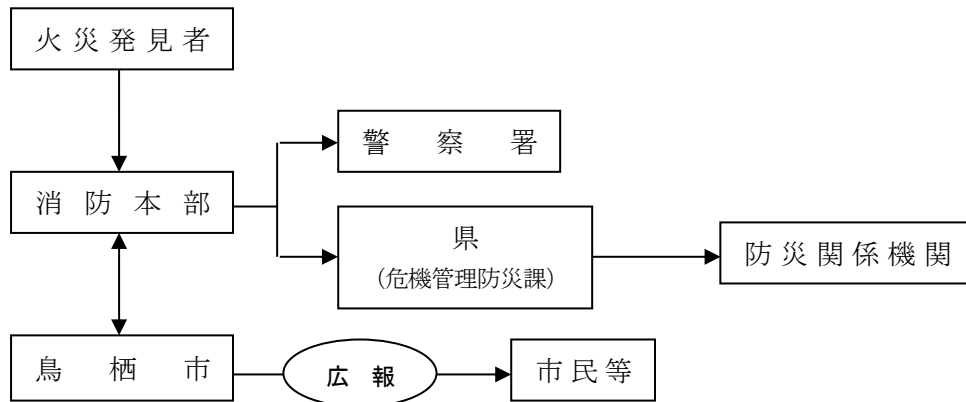
(3) 市民等への情報伝達

市は、市民等への情報伝達については、災害時の情報伝達体制を活用し、迅速、的確な広報を図る。詳細については、第3章第3節第1「災害情報等の広報」を参照。

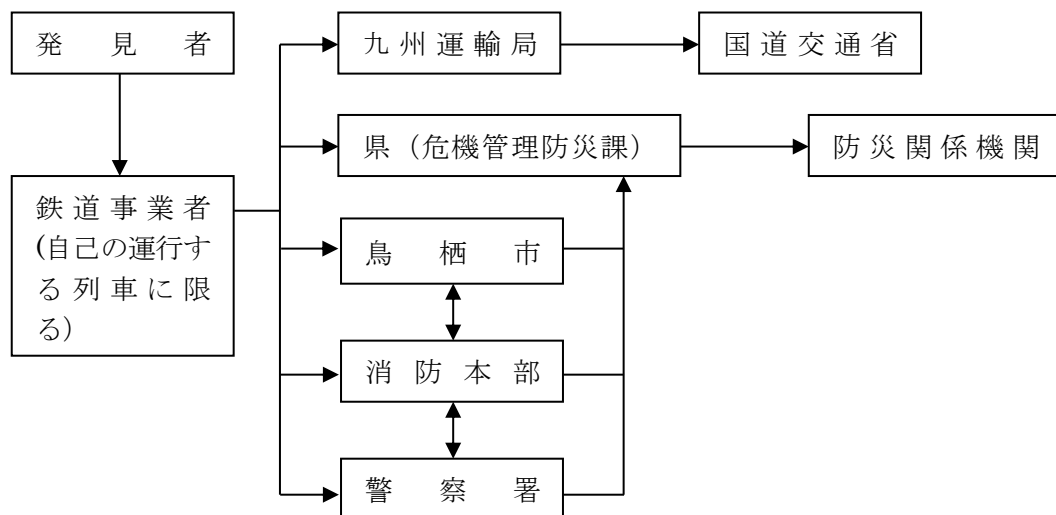
5 林野火災発生等の情報の収集・伝達



6 大規模火災発生等の情報の収集・伝達

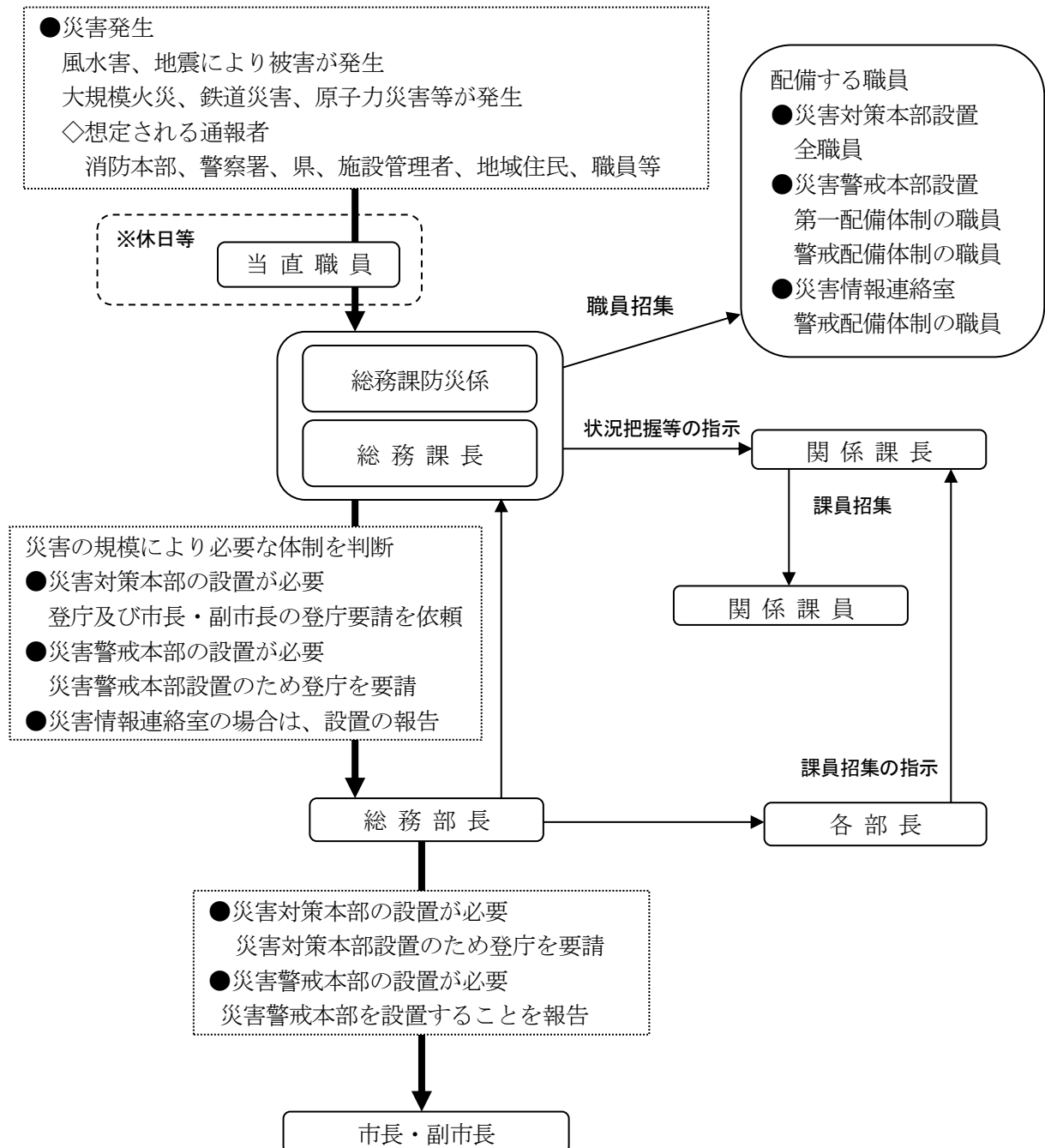


7 鉄道災害発生等の情報の収集・伝達



## 8 職員への情報伝達

災害が発生したことを覚知した場合の職員への情報伝達は、次のとおりとする。情報伝達は迅速かつ的確に行うこととし、伝達経路上で連絡に支障が発生した場合には、速やかに経路上位者に連絡し、市長まで遅滞なく情報伝達を行うものとする。



## 第2章 防災配備体制

### 第1節 防災配備体制設置基準

#### 第1 配備の基準

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の基準により、災害の程度、被害の状況に合わせた活動体制を確立する。

また、市職員は、設置基準に該当することを知ったとき、又は該当するおそれがあると推定されるときは、連絡を待つことなく自主的に参集する。

##### 1 配備体制設置基準

佐賀地方気象台等から災害発生のおそれがある気象情報等が発表された場合には、総務課は気象情報等の周知に努め、関係各課は速やかに初動体制をとることができるよう、あらかじめ備えておくものとする。

##### 【風水害の場合】

配備名		設置基準	主な活動	配備職員
災害情報連絡室	警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市に気象業務法に基づく警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪）が発表された場合</li> <li>※自動設置</li> <li>●市に気象業務法に基づく注意報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪）が発表された場合で、総務課長（不在の時は総務課長補佐）が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集</li> <li>●防災関係機関との連絡調整</li> <li>●河川、崖地等の巡視</li> </ul>	各課担当職員 警戒配備要員
災害警戒本部	第1配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市に気象業務法に基づく警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪）が発表され、局地的に被害が発生した場合で、総務部長（不在の時は総務部次長）が必要と認める場合</li> <li>●土砂災害警戒情報が発表された場合で、総務部長（不在の時は総務部次長）が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集</li> <li>●被害状況の把握</li> <li>●災害の警戒</li> <li>●河川、崖地等の巡視</li> <li>●水防活動</li> <li>●被災者・避難者の救出、救護、救援</li> <li>●応急復旧</li> </ul>	各課職員 警戒配備要員 第1配備要員
災害対策本部	第2配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市に気象業務法に基づく特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発表された場合で、市長（不在の時は副市長）が必要と認める場合</li> <li>●人的被害が発生した場合、若しくは市民生活に影響のあるライフライン施設に被害が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害応急対策の全活動</li> </ul>	全職員

【地震の場合】

配備名		設置基準	主な活動	配備職員
災害情報連絡室	警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内に震度4の地震が発生した場合</li> <li>※自動設置</li> <li>●市内に震度3の地震が発生し、局地的に軽微な被害が生じた場合で、総務課長（不在の時は総務課長補佐）が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集</li> <li>●被害状況の把握</li> <li>●防災関係機関との連絡調整</li> </ul>	各課担当職員 警戒配備要員
災害警戒本部	第1配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内に震度5（弱・強）の地震が発生した場合</li> <li>※自動設置</li> <li>●市内に震度4の地震が発生し、局地的に被害が生じた場合で、総務部長（不在の時は総務部次長）が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集</li> <li>●被害状況の把握</li> <li>●災害の警戒</li> <li>●被災者・避難者の救出、救護、救援</li> <li>●応急復旧</li> </ul>	各課職員 警戒配備要員 第1配備要員
災害対策本部	第2配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内に震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>※自動設置</li> <li>●市に気象業務法に基づく特別警報（地震（地震動））が発表された場合</li> <li>●市内に震度5強以下の地震が発生し、これにより甚大な被害が生じた場合</li> </ul>	●災害応急対策の全活動	全職員

【原子力災害の場合】

配備名		設置基準	主な活動	配備職員
災害警戒本部	第1配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県から施設敷地緊急事態発生との連絡を受けた場合で、総務部長（不在の時は総務部次長）が必要と認める場合</li> <li>●その他原子力災害に関し、総務部長（不在の時は総務部次長）が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集</li> <li>●住民への広報</li> <li>●県の指示による緊急時モニタリング</li> <li>●避難指示等の対象となった地域の住民の受入れのための避難所の設置、避難者の誘導等</li> </ul>	各課職員 警戒配備要員 第1配備要員
災害対策本部	第2配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原子力緊急事態宣言が発出された場合で、市長（不在の時は副市長）が必要と認める場合</li> <li>●その他原子力災害に関し、市長（不在の時は副市長）が必要と認める場合</li> </ul>	●災害応急対策に関する活動	全職員

《緊急事態区分の概要》

区 分	対象事象等	概 要
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがあるが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者（P A Z内の傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時に援護を必要とする者等）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

【林野火災の場合】

配備名	設置基準	主な活動	配備職員
災害情報連絡室 警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●焼損面積が5ha以上と推定される場合</li> <li>●住家等へ延焼するおそれがある場合</li> <li>●その他林野火災に関し、総務課長（不在の時は総務課長補佐）が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集</li> <li>●被害状況の把握</li> <li>●防災関係機関との連絡調整</li> </ul>	各課担当職員 警戒配備要員
災害警戒本部 第1配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●焼損面積が10ha以上と推定される場合</li> <li>●火災により3人以上の死者又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた場合</li> <li>●集落等へ延焼し、又は延焼するおそれがある場合</li> <li>●火災の状況、気象状況及び火災現場地形等から判断して空中消火を必要とする場合で、総務部長（不在の時は総務部次長）が必要と認める場合</li> <li>●その他林野火災に関し、総務部長（不在の時は総務部次長）が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集</li> <li>●被害状況の把握</li> <li>●災害の警戒</li> <li>●被災者・避難者の救出、救護、救援</li> <li>●応急復旧</li> </ul>	各課職員 警戒配備要員 第1配備要員
災害対策本部 第2配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●焼損面積が20ha以上と推定される場合</li> <li>●多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>●その他林野火災に関し、市長（不在の時は副市長）が必要と認める場合</li> </ul>	●災害応急対策の全活動	全職員

【大規模火事災害の場合】

配備名		設置基準	主な活動	配備職員
災害情報連絡室	警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●隣接の消防本部に応援要請が行われた場合</li> <li>●火災気象通報は発令されている状況下で、市街地での建物焼損面積が3,000㎡以上に及ぶと推定される場合</li> <li>●その他大規模火事災害に関し、総務課長（不在の時は総務課長補佐）が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集</li> <li>●被害状況の把握</li> <li>●防災関係機関との連絡調整</li> </ul>	各課担当職員 警戒配備要員
災害警戒本部	第1配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●隣接の消防本部を超えて応援要請が行われた場合</li> <li>●延焼拡大により、多数の住民の避難・収容が必要な場合</li> <li>●その他大規模火事災害に関し、総務部長（不在の時は総務部次長）が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集</li> <li>●被害状況の把握</li> <li>●災害の警戒</li> <li>●被災者・避難者の救出、救護、救援</li> <li>●応急復旧</li> </ul>	各課職員 警戒配備要員 第1配備要員
災害対策本部	第2配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県内の消防力のみでは対応できず、緊急消防援助隊の派遣要請が必要な場合</li> <li>●災害救助法の適用を受ける被害が発生又はそのおそれがある場合</li> <li>●その他大規模火事災害に関し、市長（不在の時は副市長）が必要と認める場合</li> </ul>	●災害応急対策の全活動	全職員

【鉄道災害の場合】

配備名		設置基準	主な活動	配備職員
災害警戒本部	第1配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●列車の脱線、衝突、火災等で多数の死傷者が発生したと予想される場合</li> <li>●その他鉄道災害に関し、総務部長（不在の時は総務部次長）が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集</li> <li>●被害状況の把握</li> <li>●災害の警戒</li> <li>●被災者・避難者の救出、救護、救援</li> <li>●応急復旧</li> </ul>	各課職員 警戒配備要員 第1配備要員
災害対策本部	第2配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●列車の脱線、衝突、火災等で多数の死傷者が発生した場合</li> <li>●その他鉄道災害に関し、市長（不在の時は副市長）が必要と認める場合</li> </ul>	●災害応急対策の全活動	全職員

## 第2 非常時の参集・招集方法

### 1 防災配備体制の周知徹底

職員の防災意識の高揚と防災配備体制の周知を図るため、「防災配備体制周知カード」を作成する。また、カードを配布された職員は名札に同封することとする。

#### 【防災配備体制周知カード】

(表) 私は、(〇〇配備体制 第〇直) です。

##### 災害情報連絡室設置基準

- ・ 大雨、洪水、暴風警報発令時
  - ・ 震度4（3.5以上4.5未満）地震発生時
- ※ 警戒配備体制の職員は、招集される心構えをしておいてください。

##### 災害警戒本部設置基準

- ・ 警報発令時で局地的な災害が発生
  - ・ 震度5弱（4.5以上5.0未満）～5強（5.0以上5.5未満）の地震発生
- ※ 警戒配備体制の職員は、自主参集のこと。
- ※ 第一配備体制の職員は、招集される心構えをしてください。

##### 災害対策本部設置基準

- ・ 大規模災害発生時
  - ・ 震度6弱（5.5以上）以上の地震発生時
- ※ 全職員は、自主参集すること。

非常時連絡先 総務課 防災係 Tel 85-3506

(裏) 災害時における職員行動【勤務時間外の場合】

- (1) 安全確保（自分、家族、近隣住民等）
- (2) 出火防止措置 火の始末やガスの元栓をとめる。
- (3) 災害発生状況の把握 テレビやラジオ等で発生場所や規模等の状況把握を行ってください。
- (4) 登庁
  - ◎ 被害状況の把握自宅周辺の状況や登庁する際に気付いたことがあれば、登庁後、直ちに場所や状況等を報告してください。

##### ◎ 配備についた後の活動

本部の指示に従い、下記の活動を行います。

- ① 情報の収集、連絡 → 被害状況等の把握を行います。
- ② 浸水箇所や河川等の巡視
- ③ 応急復旧 → 倒木等の撤去などを行います。

### 2 招集方法

職員の招集は、勤務時間内は庁内放送を通じて総務課長が行い、勤務時間外の招集については、「一斉メール配信」で行うものとする。

また、一斉メール配信できない職員については、「災害時優先電話」、「災害時優先携帯電話」で招集する。



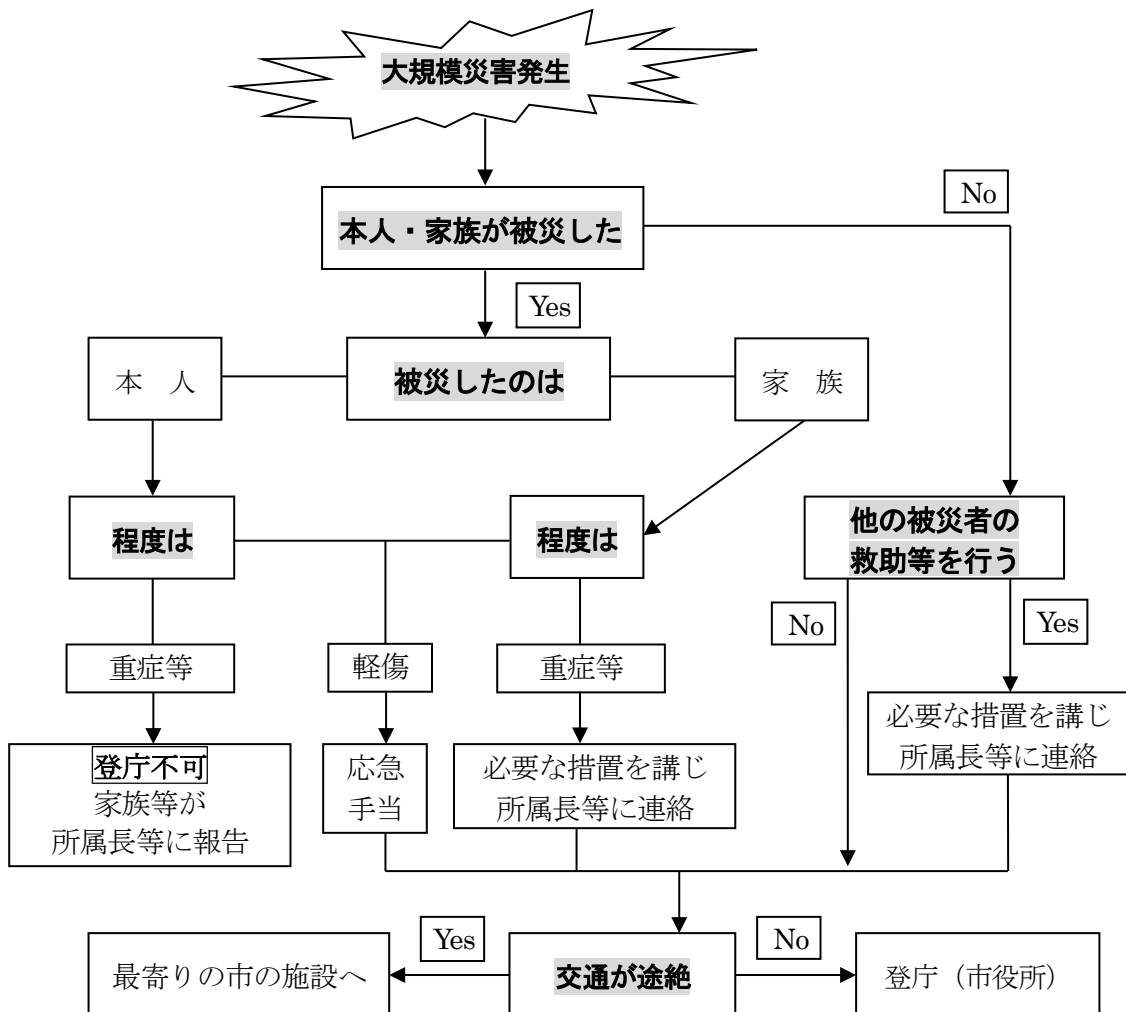
- 一斉メール配信
  - ・ 防災配備体制ごとに配信する。
  - ・ メールを受信した職員は、必ず受信確認を行う。
- 総務課の災害時優先電話
  - ・ 85-3500、85-3643、85-3644

### 3 参集場所

職員は、原則として所属の勤務場所又はあらかじめ指定された配置場所に参集するものとするが、それが不可能な場合は、次のように対処する。

状 況	対 処
災害による交通の途絶等により、勤務場所（指定の参集場所）への登庁が不可能	最寄りの市の施設に参集し、総務課の指示があるまでは、その施設の責任者の指示に基づいて災害対策に従事する。
本人の被災、その他やむを得ない状態により、登庁が不可能	所属長に連絡し指示を受ける。 通信が途絶している場合などは、最寄りの施設を通じて連絡を行う。

#### 【職員登庁フロー】



## 第2節 災害情報連絡室

### 1 配備

災害情報連絡室長（総務課長をもって充て、不在の場合は総務課長補佐）は、災害情報連絡室（総務課内又は市役所2階第1会議室）を設置した場合、その旨を総務部長に報告するとともに、各部・課長等へ連絡する。

連絡を受けた関係課長は、災害の状況に応じて担当職員を招集し対応するものとするが、対応に要する人員が不足する場合には、災害情報連絡室長に応援を要請する。

警戒配備体制（第1直・第2直・第3直）の招集は、災害の状況や関係各課からの応援要請の状況等を踏まえ、災害情報連絡室長が判断するものとする。

なお、災害に関する情報を市ホームページ等で発信する必要がある場合は、災害情報連絡室長は情報政策課長へ職員への応援を要請する。

### 2 活動

#### (1) 災害情報連絡室

- 災害に関する情報収集
- 各課との連絡調整
- 防災関係機関との相互連絡調整
- 防災情報等の発信

#### (2) 関係課

- 所管する各施設の点検・パトロール
- 災害情報連絡室へ被害状況の報告
- 災害情報連絡室との相互連絡

### 3 配備要員

#### (1) 風水害の場合

災害の状況に応じて、担当職員を招集し自主避難者の受入れや所管する施設の点検・パトロール等を行う関係課は、次のとおりとする。

なお、総務課、農林課（河内ダム関係）及び建設課については、災害情報連絡室設置時（気象警報発令時等）には、速やかに初動体制をとるものとする。

総務部	総務課
企画政策部	情報政策課
健康福祉みらい部	地域福祉課、高齢障害福祉課
市民環境部	市民協働推進課
経済部	農林課
建設部	建設課、維持管理課、国道・交通対策課
教育委員会事務局	教育総務課

(2) 地震の場合

災害の状況に応じて、担当職員を招集し自主避難者の受入れや所管する施設の点検・パトロール等を行う関係課は、次のとおりとする。

総務部	総務課
企画政策部	情報政策課
健康福祉みらい部	地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課
スポーツ文化部	スポーツ振興課、文化芸術振興課
市民環境部	市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課
経済部	商工振興課、農林課
建設部	建設課、維持管理課、都市計画課、国道・交通対策課
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課
上下水道局	事業課

(3) 林野火災、大規模火事災害、鉄道災害の場合

災害の状況に応じて、災害情報連絡室長が判断する。

4 災害情報連絡室の廃止

災害情報連絡室長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなると判断した場合は、災害情報連絡室を廃止し、被害状況、活動状況及び職員の出勤状況等を必要に応じて総務部長に報告する。

また、災害情報連絡室の廃止後は、速やかに配備要員等へその旨を連絡する。

### 第3節 災害警戒本部

#### 1 配備

災害警戒本部長（総務部長をもって充て、不在の場合は総務部次長）は、災害警戒本部（市役所2階第1会議室）を設置した場合、その旨を市長に報告する。また、総務課長は、配備要員及び防災関係機関へその旨を連絡する。

主な配備要員は、各部の部長、次長及び各部の主管課長、災害対応を行う各課長及び担当職員とする。連絡を受けた職員は、直ちに出勤し、総務課長にその旨を報告する。また、総務課長は出勤者名簿を作成する。

配備要員は、それぞれが所管する業務に応じて災害対応を行うものとする。また、対応に要する人員が不足する場合には、災害警戒本部長に応援を要請する。

警戒配備体制（第1直・第2直・第3直）、第1配備体制（第1直・第2直）の招集は、災害の状況や関係各課からの応援要請の状況等を踏まえ、災害警戒本部長が判断する。

#### 2 活動

災害警戒本部長は、配備要員をもって情報の収集伝達、巡視等の警戒活動を迅速に実施するとともに、災害が発生した場合は、関係機関と密接に連携し、協力して応急処置を行う。

災害警戒本部設置時における被害調査は、総務課の指示により行う。

##### (1) 災害警戒本部

- 災害発生状況の把握（被害調査）
- 災害発生状況に応じた配備要員の出勤判断
- 災害に関する情報収集
- 各課との連絡調整
- 防災関係機関との相互連絡調整
- 原子力災害の場合：県の指示による緊急時モニタリング、県及び避難計画策定市町と避難者受入れに関する調整

##### (2) 関係課

- 災害の処理及び応急的処理
- 所管する各施設の点検・パトロール
- 災害警戒本部へ被害状況の報告
- 災害警戒本部との相互連絡
- 原子力災害の場合：避難者受入れのための避難誘導・避難所の開設

#### 3 配備要員

##### (1) 風水害、地震の場合

災害の状況に応じて、情報の収集伝達、巡視等の警戒活動等を行う関係課は、次のとおりとする。

総務部	総務課
企画政策部	情報政策課
健康福祉みらい部	地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課、健康増進課
スポーツ文化部	スポーツ振興課、文化芸術振興課
市民環境部	市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課
経済部	商工振興課、農林課

建設部	建設課、維持管理課、都市計画課、国道・交通対策課
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課
上下水道局	管理課、事業課

(2) 原子力災害の場合

災害の状況に応じて、避難者の受入れ等のために対応する関係課は、次のとおりとする。

また、避難所までの誘導については、必要に応じて警戒配備体制及び第1配備体制を招集して対応するものとする。

総務部	総務課
企画政策部	情報政策課
健康福祉みらい部	地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課
市民環境部	市民協働推進課、市民課、国保年金課、税務課、環境対策課
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、生涯学習課

(3) 林野火災、大規模火事災害、鉄道災害の場合

災害の状況に応じて、災害警戒本部長が判断する。

4 臨時配備

警戒体制強化のため、配備要員以外の課長を配備させる必要があるときは、災害警戒本部長が配備予定の課長の所属部局長へ連絡のうえ、臨時に配備させることができる。

また、配備要員以外の職員を配備させる必要があるときは、配備予定の職員の所属課長が災害警戒本部長と協議のうえ、臨時に配備させることができる。

臨時に配備される課長へは所属部局長が、職員へは所属課長がそれぞれ連絡する。

連絡を受けた職員は、直ちに出勤し、総務課長にその旨を報告する。

職員から報告を受けた総務課長は、出勤者名簿を作成する。

5 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要が無くなったと判断した場合又は応急措置を終了した場合は、災害警戒本部を廃止し、被害状況、活動状況及び職員の出勤状況等を必要に応じて市長に報告する。

また、総務課長は、災害警戒本部廃止後は、速やかに配備要員等へその旨を連絡する。

## 第4節 災害対策本部

### 1 設置場所

次の場所に災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する。

拠点名	設置場所	役割
災害対策本部	○ 市役所「特別会議室」とする。使用出来ない場合は「2階第2会議室」「3階大会議室」とする。 ○ 市役所本庁舎が被災したときは、市役所南別館2階会議室に設置する。南別館も使用できない場合は、他の公共施設等で使用できる施設を確保する。	災害対策全体の活動拠点
現地災害対策本部	災害現地に近い公共施設	○ 災害現地での指揮所 ○ 関係機関との連絡調整の拠点

### 2 設置又は廃止の決定

#### (1) 設置の決定

災害対策本部設置の決定は、市長が行う。

市長は、災害対策本部設置基準に該当するような災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、総合的な応急対策を必要とすると認めたときは、災害対策本部を設置する。

ただし、市長が不在の場合については副市長、副市長も不在の場合については総務部長が設置の決定を代行するとともに、災害対策本部設置後は速やかに市長へ報告する。

また、部局長以下の各職員は、災害対策本部設置の必要があると判断した時は、次のとおり要請するものとする。

- 災害対策本部組織に基づく部長に充てられている者が、災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長を通じて市長に災害対策本部の設置を要請する。
- 総務部長は、他の部長等による要請があった場合又はその他の状況により災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、市長に災害対策本部設置を要請する。
- 総務部長は、非常事態にあつて上記の協議を行う時間のないときは、直ちに災害対策本部設置を市長に要請する。

#### (2) 廃止の決定

市長（本部長）は、市の地域について災害が発生する危険が解消したと認められたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた時は災害対策本部を廃止する。その決定の手続きについては、設置の場合に準じる。

なお、災害対策本部廃止後も継続して行う災害対策事務については、平常時の事務分掌等に基づき各課等へ事務の引き継ぎを行う。

### 3 設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合は、総務部長は直ちに次の関係機関に電話、その他適当な手段により通知する。

また、設置の通知においては、必要に応じて関係機関へ本部連絡員の派遣を要請する。

【報告・通知・公表先等】

報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法
市の庁内各部局・課・室等	総務課長	庁内放送・庁内電話・口頭・携帯電話・メール・その他
市の庁外施設	各所管課長	市防災無線・FAX・電話・口頭・メール・その他
消防本部、消防団、警察署、 県(危機管理防災課)、県の現地機関、 近隣市町、指定地方行政機関、 指定地方公共機関、公共機関、 公共的団体、防災上重要な施設の 管理者	総務課長	県防災行政無線・FAX・電話・口頭・メール・その他
報道機関		FAX・電話・口頭・Lアラート・文書・その他
市民		広報車・報道機関・区長経由・口頭・市ホームページ・SNS(ツイッター、フェイスブック、ライン)・緊急速報メール・防災無線・防災ラジオ・テレビ局のdボタン・その他

※ 各機関の電話番号については、資料編「防災関係機関連絡先」を参照。

4 配置

(1) 招集・連絡

職員の招集については、第1節第2「2 招集方法」を参照。

(2) 参集状況の把握

各課等は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、各部局の主管課は参集状況の累計を所属部局長を通じて、総務課長に報告する。

総務課長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて、適時市長(本部長)に報告する。

- 各部局に参集した者の氏名・所属・課名
- 登庁途中で収集した被害等の状況等

資料編 参集記録簿、概況調査票

(3) 職員の配置

① 部長の指示

各部長は、鳥栖市災害対策本部所掌事務をもとに、職員の参集状況に応じて、班組織の編成及び職員の配置を行う。また、災害対策本部との連絡・調整のため、本部連絡員を配置する。

② 総務班の指示

総務班は、職員の参集状況や各部からの応援要請等に基づき、次の指示を行うことができる。

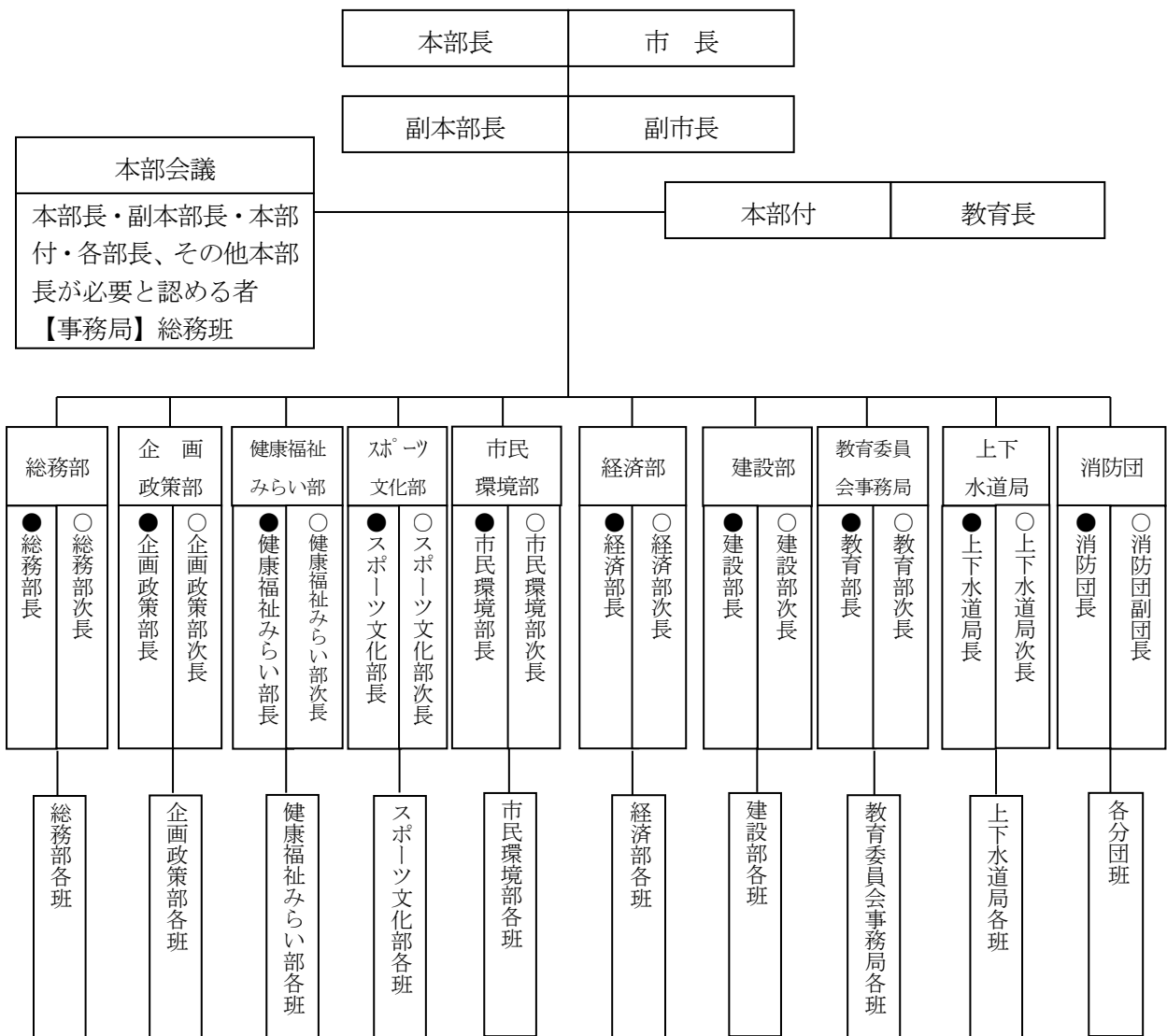
- 各部と協議のうえ、各部・各班又は各個の職員について応援体制を指示する。
- 所属する勤務場所への登庁が困難で、他の勤務場所へ登庁した職員に対し、必要に応じ本来の勤務場所への移動、その他の措置を指示する。
- 各部の統括責任者（部長・副部長・班長等）の不在等により、職員が指示を仰いだとき、状況により所属する部以外の業務にあたらせる等の指示を行う。  
ただし、当該指示を行った場合で統括責任者が登庁したときは、直ちに職務遂行等について総務班と協議する。
- 総務班の災害対応に必要な業務に対応する人員が不在又は不足する場合には、総務部の他の班の職員、その他登庁している職員で総務部長が指定する職員に対し、総務班の業務の応援を依頼する。

## 5 組織・運営

災害対策本部の組織及び運営は、鳥栖市災害対策本部条例に基づき、次のとおりとする。

### (1) 組織

#### ① 災害対策本部の組織図



※ ● 部長  
○ 副部長



② 災害対策本部の任務

職 名 (平常時職名)	主な任務
本部長 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部会議の議長となること</li> <li>○ 避難指示等の避難情報、警戒区域の指定を行うこと</li> <li>○ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと</li> <li>○ その他災害対策本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること</li> <li>○ 災害対策本部の事務を統括し、災害対策本部の職員を指揮監督すること</li> </ul>
副本部長 (副市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長の職務を代理すること</li> <li>○ 本部長が適時休養、睡眠がとれるよう本部長の交替要員となること</li> <li>○ 部間の調整に関すること</li> </ul>
本部付 (教育長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること</li> </ul>
部長 (各部局長) (消防団長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担当部の職員を指揮監督すること</li> <li>○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること</li> <li>○ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること</li> </ul> <p>※ 本部長の代理を行う順位は、次のとおりとする。 ①総務部長、②企画政策部長、③健康福祉みらい部長</p>

③ 本部会議、事務局

本部会議室 【市役所2階第2会議室】	<p>災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は、随時、本部会議を招集する。</p> <p>本部会議は、本部長、副本部長、本部付、各部長及びその他本部長が必要と認める者で構成し、本部長が議長を務める。</p> <p>なお、部長に事故ある場合は、当該部の副本部長又は主管課の班長が代理として出席する。</p>
事務局 【総務課】	<p>本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、災害対策本部に本部会議の事務局を置く。</p> <p>本部会議の事務局は、総務班長、同班員及び各部と防災関係機関からの本部連絡員により構成する。</p> <p>防災関係機関が派遣する本部連絡員は、アドバイザーとなるとともに、相互の密接な連携・情報交換に努める。</p>
現地災害対策本部 【災害現地に近い公共施設】	<p>本部長は必要があると認めるときは、災害現地に現地災害対策本部を置く。</p> <p>現地本部長は副本部長又は部長の中から、現地本部職員は本部職員の中から、それぞれ本部長が指名する。</p>

④ 各部の班編成及び事務分掌

災害対策活動を行う部内各班は、平常時の組織をもとに構成する。各部の副部長と各班の班長は、次の任務を遂行する。

職 名 (平常時職名)	主な任務
副部長 (各部局次長) (消防団副団長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部連絡員及び部内各班長との連絡調整に関すること</li> <li>○ 部内職員の動員、配備のとりまとめに関すること</li> <li>○ 部長が不在若しくは事故あるとき、部長の職務を代理すること</li> <li>○ 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動の情報のとりまとめに関すること</li> <li>○ 関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>○ 所管施設の災害予防（避難を含む）及び災害復旧対策のとりまとめに関すること</li> </ul>
班長 (各課、室、局長) (消防団各分団長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 班内職員の動員、配備に関すること</li> <li>○ 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動の情報に関すること</li> <li>○ 所管施設の災害予防（避難を含む）、応急及び災害復旧対策に関すること</li> <li>○ 部長、副部長が不在若しくは事故あるとき、部長、副部長の職務を代理すること</li> </ul> <p>※ 部長の代理を行う順位は、次のとおりとする。 ①主管課の班長、②部内で最初に登庁した班長</p>

⑤ 災害対策本部所掌事務

	班 名 ◎班長 班員	所 掌 事 務
総務部	総務班 ◎総務課長 庁舎建設課長 総務課員 選管事務局員 庁舎建設課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策全般の調整</li> <li>○ 地震・気象情報の収集</li> <li>○ 災害対策本部の設置及び廃止</li> <li>○ 市全体の情報総括</li> <li>○ 本部会議の庶務</li> <li>○ 防災関係機関との連絡及び協力要請</li> <li>○ 被害の調査報告のとりまとめ</li> <li>○ 県その他関係機関に対する被害報告</li> <li>○ 職員の安否確認</li> <li>○ 職員の非常招集・動員・配置</li> <li>○ 職員の食料、飲料水、必需品の配給</li> <li>○ 災害時の通信手段整備</li> <li>○ 避難指示等の避難情報の発令及び伝達等</li> <li>○ 自衛隊、県・他市町村、防災関係機関への応援要請</li> <li>○ 罹災証明の発行（火災は除く）</li> <li>○ 災害救助法の適用</li> <li>○ 本部長及び副本部長の秘書</li> <li>○ 市庁舎の被害調査及び応急対策</li> <li>○ 公用車の管理</li> <li>○ 輸送車両の確保</li> <li>○ 総務部のとりまとめ</li> </ul>
	財政班 ◎財政課長 財政課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策に必要な経費の予算措置</li> <li>○ 他の班の所掌事務に属さないこと</li> </ul>
	出納班 ◎出納室長 出納室員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部の出納</li> <li>○ 義援金及び見舞金の受付、保管、出納</li> <li>○ 他の班の所掌事務に属さないこと</li> </ul>
	支援班 ◎契約検査課長 監査委員事務局長 議会事務局長 契約検査課員 監査委員事務局員 議会事務局員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係団体、業者等への食料品、必需品、資材の調達要請</li> <li>○ 応急食料、その他の生活必需品の調達</li> <li>○ 応急資機材の調達</li> <li>○ 他の班の所掌事務に属さないこと</li> </ul>
企画政策部	応援受入班 ◎総合政策課長 総合政策課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応援隊の受入れ</li> <li>○ 他の班の所掌事務に属さないこと</li> </ul>
	広報班 ◎情報政策課長 情報政策課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害・被害情報、応急対策活動の住民・報道機関への広報</li> <li>○ 災害広報誌の作成</li> <li>○ 災害写真等災害記録の収集</li> </ul>

	班 名 ◎班長 班員	所 掌 事 務
健康福祉 みらい部	福祉班 ◎地域福祉課長 高齢障害福祉課長 地域福祉課員 高齢障害福祉課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉施設の被害調査及び応急対策</li> <li>○ 罹災者・世帯名簿台帳の作成</li> <li>○ 災害救助法による救助の実施</li> <li>○ ボランティアセンターの設置・運営</li> <li>○ ボランティアの受入れ</li> <li>○ 社会福祉協議会、介助支援団体との連絡調整</li> <li>○ 要配慮者、避難行動要支援者の安全確保、安否確認、支援</li> <li>○ 救援物資の管理・支給</li> <li>○ 福祉避難所の開設・運営</li> <li>○ 健康福祉みらい部のとりまとめ</li> </ul>
	こども班 ◎こども育成課長 こども育成課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育園等の被害調査及び応急対策</li> <li>○ 災害対策本部・ボランティア等への炊き出し</li> <li>○ 応急保育</li> <li>○ 乳幼児の保護</li> <li>○ 福祉班の支援</li> </ul>
	健康班 ◎健康増進課長 健康増進課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管施設の被害調査及び応急対策</li> <li>○ 救護所の設置</li> <li>○ 医療班の編成</li> <li>○ 医薬品、医療機器の確保</li> <li>○ 後方医療体制の確保</li> <li>○ 医療機関、医師会との連絡</li> <li>○ 日赤その他医療機関の協力要請</li> <li>○ 医療ボランティアの受入れ</li> <li>○ 応急手当、妊産婦の保護</li> <li>○ 医療救護協力及び助産</li> <li>○ 医療巡回</li> <li>○ 心のケア対策</li> <li>○ 感染症対策</li> <li>○ 医療機関の被害調査</li> <li>○ 防疫</li> </ul>
スポーツ 文化部	収容第1班 ◎スポーツ振興課長 国体 <sup>※</sup> ・全障 <sup>※</sup> 推進課長 文化芸術振興課長 スポーツ振興課員 国体 <sup>※</sup> ・全障 <sup>※</sup> 推進課員 文化芸術振興課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管施設の被害調査及び応急対策</li> <li>○ 避難誘導</li> <li>○ 避難所の開設・運営</li> </ul>
市民環境部	市民第1班 ◎市民協働推進課長 市民協働推進課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管施設の被害調査及び応急対策</li> <li>○ 市民相談窓口の設置</li> <li>○ 避難所の開設・運営</li> <li>○ 避難場所のとりまとめ</li> <li>○ 外国人の安全確保、安否確認、支援</li> <li>○ 市民環境部のとりまとめ</li> </ul>

	班 名 ◎班長 班員	所 掌 事 務
市民環境部	市民第2班 ◎市民課長 市民課員	○ 行方不明者のリスト作成 ○ 埋火葬許可・計画 ○ 避難所の開設・運営の支援
	市民第3班 ◎国保年金課長 国保年金課員	○ 市民相談窓口の支援 ○ 避難所の開設・運営の支援
	税務班 ◎税務課長 税務課員	○ 土地家屋の被害調査（他の班等への資料提供含む） ○ 被災者等の搬送、物資の輸送 ○ 職員の輸送
	環境班 ◎環境対策課長 環境対策課員	○ 所管施設の被害調査及び応急対策 ○ 遺体の一時安置・所有物の保管 ○ 納棺用資機材の確保 ○ 身元不明遺体の埋火葬 ○ 清掃に関する広報 ○ 災害廃棄物の処理計画 ○ 生活廃棄物の収集及び処理 ○ 災害廃棄物の収集及び処理 ○ し尿処理 ○ 仮設トイレの設置と管理 ○ 防疫 ○ 危険物等流出災害の調査及び応急対策
経済部	商工班 ◎商工振興課長 商工振興課員	○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 商工観光関係の被害調査と対策 ○ 経済部のとりまとめ
	農林班 ◎農林課長 農業委員会事務局長 農林課員 農業委員会事務局員	○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 農林関係の被害調査及び応急対策 ○ 農林関係災害危険箇所の巡視、避難指示 ○ 河内ダムの管理
建設部	建設第1班 ◎建設課長 建設課員	○ 道路、橋梁、河川等の被害調査及び応急対策 ○ 市営住宅の被害調査及び応急対策 ○ 建設・土木業者、資機材の確保 ○ 応急仮設住宅等の建設及び管理 ○ 仮設及び市営住宅、県営住宅の入居募集 ○ 被災建物の危険度判定 ○ 被災建物の応急修理 ○ 建設部のとりまとめ
	建設第2班 ◎維持管理課長 維持管理課員	○ 道路の被害調査と応急対応 ○ 土砂災害危険箇所及び水防箇所等の巡視、避難指示 ○ 障害物の除去及び一次保管 ○ 交通遮断箇所並びに迂回路の公示 ○ 緊急輸送道路の警戒啓開

	班 名 ◎班長 班員	所 掌 事 務
建設部	救助班 ◎都市計画課長 都市計画課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公園の被害調査と応急対策</li> <li>○ 救助活動</li> <li>○ 帰宅困難者対策</li> <li>○ 避難場所の設置・運営</li> </ul>
	建設第3班 ◎国道・交通対策課長 国道・交通対策課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管施設の被害調査と応急対策</li> <li>○ 緊急輸送計画の策定</li> <li>○ 交通管制</li> <li>○ 臨時ヘリポートの開設</li> <li>○ 警察署、交通機関との連絡</li> <li>○ 公共交通機関の情報収集と広報</li> </ul>
教育委員会事務局	教育総務班 ◎教育総務課長 教育総務課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校教育施設の被害調査及び応急対策</li> <li>○ 機材及び物品の調達</li> <li>○ 避難所の開設・運営</li> <li>○ 災害対策に必要な経理</li> <li>○ 教育部のとりまとめ</li> <li>○ 児童生徒に対する学用品の支給</li> <li>○ 児童生徒の保健衛生</li> </ul>
	学校教育班 ◎学校教育課長 学校教育課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管施設等の被害調査及び応急対策</li> <li>○ 児童・生徒・教職員の安否確認</li> <li>○ 避難所の開設・運営の支援</li> <li>○ 応急教育の実施</li> <li>○ 災害情報の学校への伝達</li> </ul>
	収容第2班 ◎生涯学習課長 学校給食課長 生涯学習課員 学校給食課員 学校教育課員 学校用務員 学校保健員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管施設等の被害調査及び応急対策</li> <li>○ 避難誘導</li> <li>○ 避難所の開設・運営の支援</li> <li>○ 炊き出し</li> </ul>
上下水道局	上下水道班 ◎事業課長 管理課長 事業課員 管理課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道施設の被害調査及び応急対策</li> <li>○ 水道復旧及び給水対策用機材・物品の調達</li> <li>○ 水道工事業者及び下水道工事業者の確保</li> <li>○ 水道復旧・給水その他必要事項の住民への広報</li> <li>○ 給水計画の策定</li> <li>○ 給水所の設置</li> <li>○ 給水のための輸送</li> <li>○ 水質の保全</li> <li>○ 下水道施設の被害状況の調査及び応急対策</li> <li>○ 下水道に関する広報</li> </ul>

消 防 団	各分団班 ◎各分団長 各分団員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災、その他災害への警戒・対応</li> <li>○ 救急・救助活動</li> <li>○ 避難誘導</li> <li>○ 危険区域の警戒</li> <li>○ 道路規制</li> <li>○ 行方不明者の搜索</li> </ul>
-------------	-----------------------	---

(2) 本部会議の開催

市長（本部長）は、災害対策本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。  
本部会議の報告及び協議事項は、概ね次のとおりとする。

開催場所	市役所 2階特別会議室
主な報告事項	○ 各部の配備体制 ○ 緊急措置事項
主な協議事項	○ 被害状況の把握 ○ 応急対策に関すること ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること ○ 自衛隊、県、他の市町村及び公共機関への応援の要請に関すること ○ 避難情報の発令、警戒区域の指定に関すること ○ 災害救助法の適用に関すること ○ 激甚災害の指定に関すること ○ 市民向緊急声明の発表に関すること ○ 応急対策に要する予算及び資金に関すること ○ 国、県等への要望及び陳情等に関すること ○ その他災害対策の重要事項に関すること

(3) 本部の開設及び運営上必要な資機材等の確保

総務班長は、災害対策本部設置の指示があったときは、次の措置を講ずる。

災害対策本部の標識等の設置	2階特別会議室及びその他の適切な場所に「鳥栖市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて、本部会議事務局、避難所・救護所・災害時総合相談窓口等の設置場所を明示する。
本部開設に必要な資機材等の確保	○ 各種被害想定図 ○ プロジェクター、黒板、ホワイトボード、モニター等 ○ 携帯ラジオ、テレビ、コピー機等 ○ ビデオ、ICレコーダー、カメラ等 ○ 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表 ○ 住宅地図等 ○ 自主防災組織代表者名簿、避難行動要支援者名簿等 ○ 被害状況連絡票、その他の書式類 ○ 懐中電灯、その他必要な資機材 ○ 腕章（本部長、副本部長、現地本部長等役職別）
通信手段の確保	○ 県防災行政無線等                      ○ 市防災無線                      ○ 携帯電話 ○ 臨時電話                                      ○ FAX
自家発電設備の確保	○ 停電に備え、自家発電設備の燃料の確保、その他電源確保のため必要な措置を講ずる。

6 国・県の（現地）対策本部との連携

国・県の（現地）災害対策本部が設置された場合は、連携を図りながら総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

国	○ 非常災害現地対策本部                      ○ 緊急災害現地対策本部
県	○ 佐賀県災害対策本部                      ○ 佐賀県現地災害対策本部



### 第3章 災害応急対策

#### 第1節 災害時の情報連絡体制

災害に関する情報、その他災害応急対策に必要な指示命令等の受理伝達については、各通信施設を適切に利用して行う。

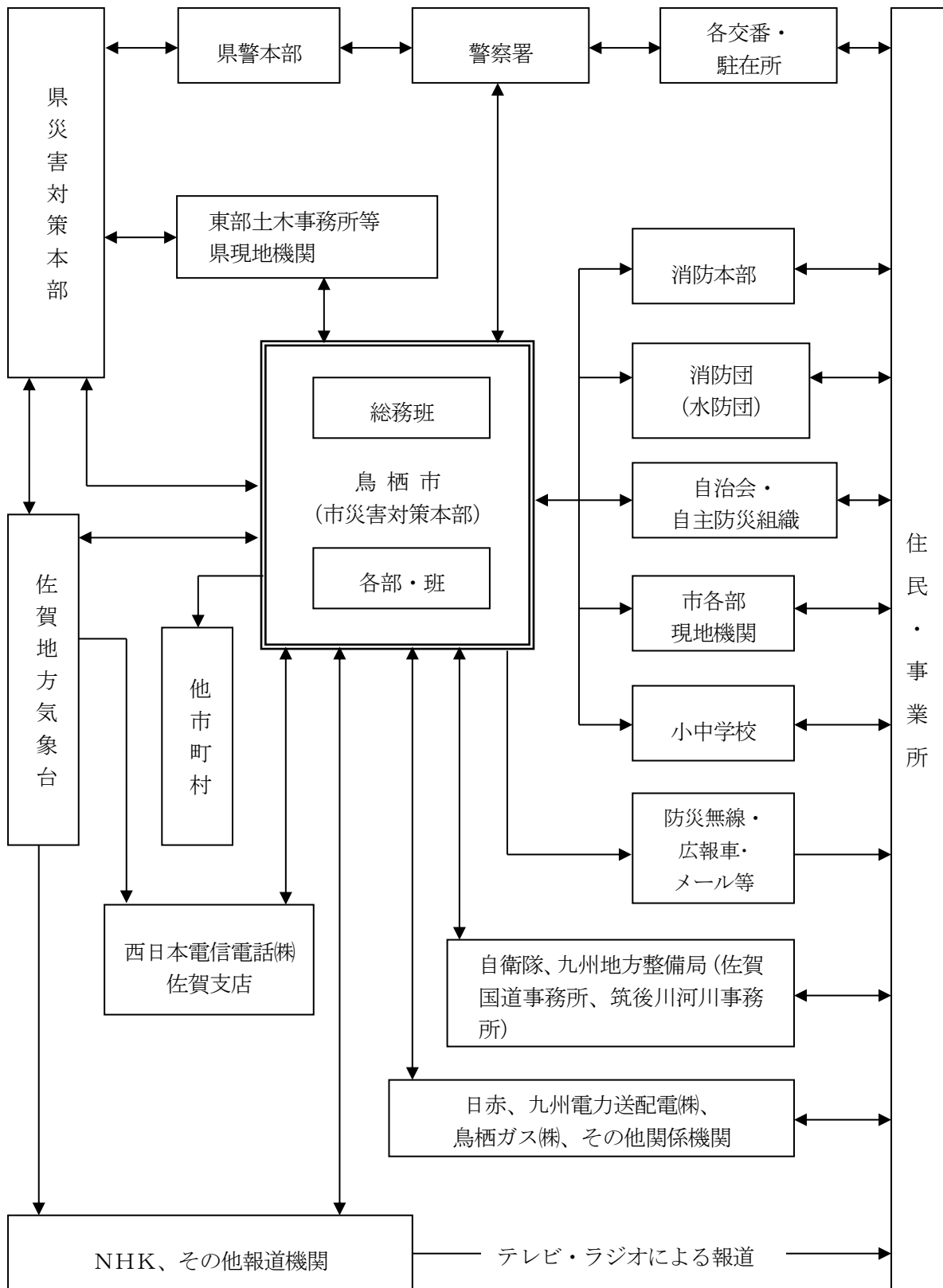
また、災害の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳等により、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、多様な通信手段を活用する。

#### 第1 非常通信の手段

通信手段		通信区間	備 考
F A X ( N T T 公衆回線 )		市災害対策本部 ⇔市内防災関係機関	左記の機関間における指令の伝達及び報告は、原則としてF A Xで行う。
災害時優先電話 (       〃      )			電話ごとに連絡責任者と専従者を指名して、窓口の同一を図る。
非常通話・緊急通話 (       〃      )			加入電話、災害時優先電話が不能・困難な場合、他に優先して取り扱うよう請求する。(102番)
災害時優先携帯電話 一斉メール		市災害対策本部 ⇔市職員	市職員への通信手段として、メールアドレスの登録を行う。
無 線	県防災行政無線	市災害対策本部 ⇔県・他市町・防災関係機関	<b>【市防災無線】</b> ○ 可搬型 避難所となる小・中学校に配置 ○ 車載型 一部公用車及び消防団各本部車に設置 ○ 携帯型 災害現場派遣職員用に管理  〈災害時の配置方針〉 ○ 可搬型は、避難所となっている体育館等に配置 ○ 携帯型は、救助・避難等の現地へ派遣する職員に優先配置
	市防災無線 (移動系)	市災害対策本部 ⇔市現地対策本部、避難所	
	警察署・消防本部・電気事業者の保有する無線	市災害対策本部 ⇔県・他市町・防災関係機関	
	佐賀地区非常通信連絡会構成員の保有する無線	市災害対策本部 ⇔市現地災害対策本部	
	流通・運輸業者の保有するM C A無線		
	アマチュア無線		
口頭伝令		市災害対策本部 ⇔各部・市内防災関係機関	市各部、市内防災関係機関は、本部会議の際は連絡員を派遣する。なお、連絡員は可能な限り携帯電話を携帯する。

資料編 非常通信対応マニュアル (一部抜粋)

## 第2 災害時の通信連絡系統図



## 第2節 災害時の調査

項目	活動	担当
被害の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●概況調査</li> <li>●中間調査</li> <li>●確定調査</li> </ul>	総務班、各担当班 総務班、各担当班 総務班、各担当班
被害のとりまとめと報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害情報のとりまとめ・伝達</li> <li>●被害状況等の報告</li> </ul>	総務班、各担当班 総務班

### 第1 概況調査

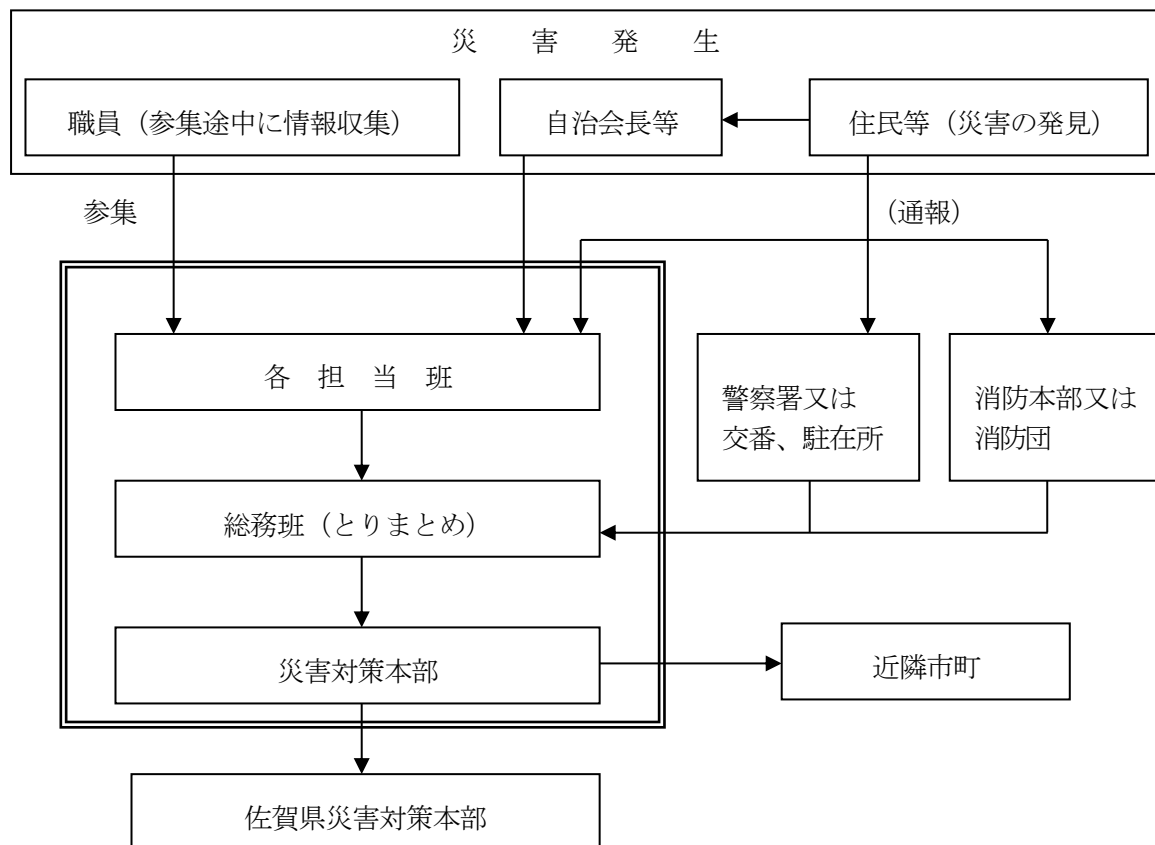
#### 1 概況調査の方法

大規模な災害が発生した場合、次により災害情報を素早く収集する。

また、総務班は、収集した情報を情報源、地域別、被害別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

災害覚知後は、被害概況即報として県へ直ちに報告する。

#### 【災害直後の連絡系統図】



【災害情報】

災害の規模・範囲等の情報	災害の規模・範囲、気象・水象・地象情報
被害情報	人的被害（行方不明者の数を含む）、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、電気・電話・水道・下水道の被災状況
避難情報	避難情報発令の状況、警戒区域の指定状況、避難者数、避難所の開設状況
通信網の確保状況等に関する情報	市関係機関、県、警察署、自衛隊、ライフライン関係機関、報道機関等の無線通信施設の被災・稼働状況
道路等交通情報	国・県・市道の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報
対策状況	消防活動状況、避難所情報（開設、食料、生活必需品供給状況）、障害物除去の状況、応急対策のための物資・資材の供給状況、救助活動・応援活動・支援活動の状況、医療機関の稼働状況
その他の情報	大規模災害時における消防本部への119番通報の殺到状況、苦情、その他

2 調査の報告

各担当班は、取りまとめた概況調査事項を文書で総務班へ報告する。

また、総務班は、直ちに被害概況即報として「災害概況即報 第4号様式(その1)」を使用し、被害量の概数を県に報告する。

報告に際しては、特に人的被害、住宅被害の報告を優先する。

資料編 火災・災害等即報要領

第2 中間調査

1 中間調査の対象

概況調査の結果をもとに、災害救助法の適用基準に該当する被害程度のものについて中間調査を実施する。

調査の対象と優先順位は、次のとおりとする。

中間調査	第1順位 人的被害（行方不明者の数を含む）、住宅被害 第2順位 公共施設被害 第3順位 土木被害、農業被害、商工被害
------	--

※ 行方不明者の調査については、第7節第5「行方不明者の捜索」を参照。

2 中間調査の方法

各班に割り当てた「災害調査分担」に基づき、中間調査を実施する。

事前の準備	調査担当者に「災害調査票」を配付し、調査・連絡方法を打ち合わせる。被害戸数が多数の場合は、住宅地図等を利用する。
関係機関との連絡	関係機関と連絡をとり、調査の脱落、重複集計に注意する。また、被害状況が異なった場合は、報告前に再調査する。
班編成	各班は、調査区域をいくつかのブロックに分け、各ブロックにつき職員2名程度で構成する調査班を編成する。
被害人員の調査	被災世帯人員数等についての確定調査は、現地調査と住民基本台帳等の諸帳簿と照合し、正確を期する。

判定基準	人的被害及び物的被害状況の判定は、「災害報告取扱要領」に従う。
被害写真	被害状況確認の資料として重要であるため、数多く撮影する。
調査期間	災害対策本部からの指示後、3日以内に完了・報告する。

資料編 災害調査票（各課集計分）、災害報告取扱要領

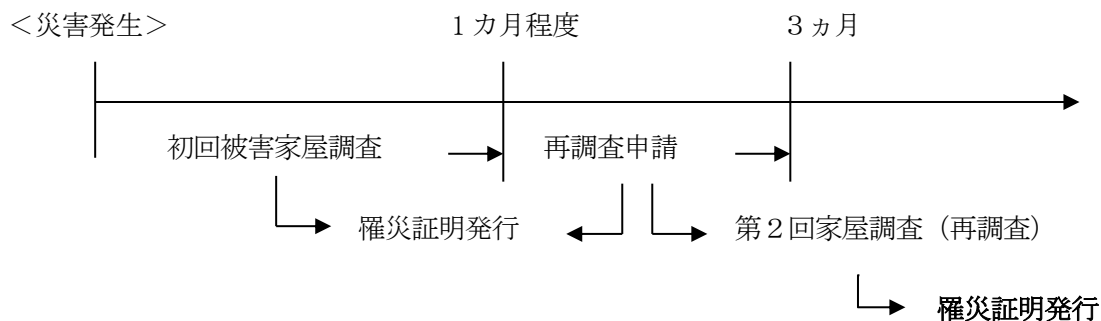
3 初回被害家屋調査の方法

初回被害家屋調査は、罹災証明の発行事務（第15節第11「罹災証明の発行」を参照）と連携して、次の手順で行なう。

(1) 事前準備

- 調査実施計画策定
- 調査員の確保
  - ・ 市職員
  - ・ ボランティア建築士
  - ・ 他市町村への応援職員の派遣要請
- 調査品等の準備
  - ・ 調査携帯品の調達、準備（調査票の印刷発注等）
  - ・ 調査用地図の用意（住宅地図、航空写真等）
  - ・ 調査運搬用車両の手配
  - ・ 他市町村応援職員等の宿泊場所の確保

(2) 調査期間



(3) 調査体制

初回被害家屋調査は、市職員（家屋評価補助員）及び建築士のボランティアをもって実施する。

また、必要がある場合は、市職員（建築士等）、他市町村など関係機関に応援を要請する。

調査種類	調査員	調査方法
初回被害家屋調査	2人1組	目視調査等

(4) 判定基準

罹災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により行う。

(5) その他

総務班は調査状況を管理し、広報班は罹災証明発行に関連する必要事項を広報する。

- 調査状況の進捗管理
- 広報、PR、報道機関への対応等
  - ・ 罹災証明発行に関する内容
  - ・ 応急危険度判定と被害家屋調査の違い等

(6) 県への報告

「被害状況即報 第4号様式(その1)」を使用して、逐次報告する。

資料編 火災・災害等即報要領

### 第3 確定調査

1 各班の調査内容及び報告先

各担当班は、災害確定報告のため詳細な被害状況の調査を行う。

また、各担当班は、調査結果を県の「災害確定報告 第1号様式」にまとめて総務班へ報告するとともに、各部の業務に照応する県各部及びその他関係機関へ報告する。

資料編 災害報告取扱要領

2 第2回被害家屋調査

第2回被害家屋調査の判定結果に不服のあった家屋及び初回被害家屋調査が物理的にできなかった家屋について、第2回被害家屋調査(再調査)を実施する。

調査種類	調査員	調査方法
第2回被害家屋調査(再調査)	2人1組	内部立ち入り調査

### 第4 被害情報のとりまとめ・伝達

1 被害情報のとりまとめ

総務班は、各担当班、防災関係機関(主に生活関連施設)が調査した情報を次の点に留意してとりまとめ、情報源別、地域別、被害種別に整理する。

活動期	留意点
初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の全体像の把握</li> <li>○ 現在の被害の状況</li> <li>○ 未確認情報の把握</li> </ul>
応急期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市全体の被害の状況、復旧の状況</li> <li>○ 各事項の詳細な内容の整理</li> </ul>

2 情報の共有化

総務班は、集約された情報を災害対策本部及び市の関係機関が共有できるよう、災害対策本部内に掲示する。

### 3 防災関係機関への伝達

総務班及び各担当班は、被害情報をまとめた後、直ちに県災害対策本部及び防災関係機関へ伝達する。

#### ○ 通報の優先順位

順位	伝達先	電話番号
第1順位	佐賀県（危機管理防災課）	0952-25-7026
第2順位	鳥栖・三養基地区消防事務組合 消防本部	0942-85-0119
第3順位	鳥栖警察署	0942-83-2131
第4順位	その他の防災関係機関	

資料編 防災関係機関の連絡先

## 第5 被害状況等の報告

市長（本部長）は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、被害の具体的な状況を県に報告する。

### 1 災害情報の連絡責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、防災関係機関は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

### 2 報告の種類

総務班は、被害概況即報、被害状況即報、災害確定報告を行う。

### 3 報告の内容等

種類	様式	報告の時期	方法	報告先	記入要領
被害概況即報	災害即報第4号様式その1	災害の覚知後直ちに	県一斉指令システム等	県（危機管理防災課）	県一斉指令の災害報告 火災・災害等即報要領、災害報告取扱要領
		県に報告ができない場合		国（消防庁）	
被害状況即報	災害即報第4号様式その2	被害状況が判明次第、逐次中間調査を実施する。		県（危機管理防災課）、 消防本部、 警察署	県一斉指令の災害報告 災害報告取扱要領
災害確定報告	災害即報第1号様式	同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内（被害状況の最終報告）確定調査を実施する。			
災害中間年報	災害即報第2号様式	毎年1月1日から12月までの災害による被害の状況（12月10日現在で明らかになったものを12月20日までに報告）		県（危機管理防災課）	

災害年報	災害即報第3号 様式	毎年1月1日から12 月31日までの災害に よる被害の状況(翌年4 月1日現在で明らか になったものを4月30 日までに報告)		県(危機管 理防災課)	県一斉指令 の災害報告 災害報告取 扱要領
------	---------------	--	--	----------------	--------------------------------

資料編 火災・災害等即報要領、災害報告取扱要領

4 連絡窓口

(1) 消防庁

		平日(9:30~18:15) 応急対策室	左記以外 宿直室
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	TEL	79-048-500-90-4342 2	79-048-500-90-4910 1
	FAX	79-048-500-90-4903 3	79-048-500-90-4903 6

(2) 県

		平日(8:30~17:15) 危機管理防災課 (政策部危機管理・報道局)	左記以外 守衛室
NTT回線	TEL	0952-25-7026 0952-25-7027	0952-24-3842
	FAX	0952-25-7262	
地域衛星通信 ネットワーク	TEL	79-200-1353	
	FAX	79-200-4510	



### 第3節 災害時の広報

項目	活動	担当
市の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害情報等の広報</li> <li>●報道機関への広報</li> </ul>	広報班、各担当班 広報班
他機関の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災関係機関の広報</li> </ul>	消防本部、警察署、九州電力(株)、 西日本電信電話(株)等、 鳥栖ガス(株)等

#### 第1 災害情報等の広報

災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、災害の状況や発生段階に応じた必要な情報について住民等へ広報を行う。

広報にあたっては、広報車、防災無線、ホームページ、携帯電話メール（防災ネットあんあん、緊急速報メール）SNS、テレビ（dボタン）、防災ラジオ、広報紙等、多くの手段を活用して行う。

なお、災害発生後については、車上などの避難所以外で避難生活を送る者や所在が把握できる市外への避難者に対しても情報を提供できるように努めるものとする。

また、視聴覚障害者、日本語を解さない外国人等の要配慮者への情報提供については、手話通訳や点訳、外国語の通訳等ができるボランティアに協力を要請するなどして、正確な情報の提供に努める。

なお、避難情報などの特に緊急性が高い情報については、テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールにより、県が主体的に広報するものとする。

#### 【災害段階別での広報】

災害の種類・段階	広報すべき情報	広報手段
<b>【風水害】</b> 災害発生前 （警戒・避難期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報、警報・土砂災害警戒情報等</li> <li>○ 雨量、河川水位等の状況</li> <li>○ 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）</li> <li>○ 避難所への避難、屋内への退避等、安全の確保のためにとるべき措置</li> </ul>	広報車、防災無線、ホームページ、携帯電話メール（防災ネットあんあん、緊急速報メール）、SNS、テレビ（dボタン）・防災ラジオ等
<b>【風水害・地震】</b> 災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生状況（人的被害、住家の被害等）</li> <li>○ 避難所の開設状況</li> <li>○ 道路交通状況（通行止め道路情報等）</li> <li>○ 公共交通機関の運行状況（鉄道・バス等）</li> <li>○ ライフライン施設（電気・ガス・上下水道・電話等）の被災状況</li> <li>○ 医療機関等の開設状況</li> </ul>	広報車、防災無線、ホームページ、携帯電話メール（防災ネットあんあん、緊急速報メール）、SNS、テレビ（dボタン）・防災ラジオ等
<b>【風水害・地震】</b> 応急復旧期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民の安否情報</li> <li>○ 被害の状況</li> <li>○ 給水、食料供給の情報</li> <li>○ ライフライン等の復旧状況、見通し</li> <li>○ 応急仮設住宅、福祉仮設住宅の入居等の状況・罹災証明等の行政サービス</li> </ul>	ホームページ、広報誌、避難所の掲示板、携帯電話メール、SNS、テレビ（dボタン）・防災ラジオ等※ 必要に応じて、災害FMの制度活用を検討する（九州総合通信局へ申請）

【広報項目及び担当一覧】

項 目	担 当	参照項目
避難所の開設	市民各班、福祉班、収容各班	第 5 節第 7
巡回救護の実施	健康班	第 1 0 節第 7
心のケア対策	健康班	第 1 0 節第 8
交通規制	建設第 1 班 ～ 第 3 班、警察署	第 1 1 節第 1
上水道の復旧状況	上下水道班	第 1 3 節第 1
下水道の復旧状況	上下水道班	第 1 3 節第 2
工業用水道の復旧状況	工業用水道事業者	第 1 3 節第 3
電気の復旧状況	九州電力送配電(株)	第 1 3 節第 4
電話の復旧状況	西日本電信電話(株)他	第 1 3 節第 5
ガスの復旧状況	鳥栖ガス(株)他	第 1 3 節第 6
道路・橋梁の復旧状況	建設第 1 班	第 1 4 節第 2
飲料水、生活用水の給水	上下水道班	第 1 5 節第 1 ・ 2
食料の供給	支援班	第 1 5 節第 5
生活必需品の供給	支援班	第 1 5 節第 8
応急仮設住宅、福祉仮設住宅の 入居	建設第 1 班	第 1 6 節第 3 第 1 9 節第 7
食中毒の予防	健康班、環境班	第 1 7 節第 1
被災地の保健衛生・防疫	環境班	第 1 7 節第 2
生活ごみ・災害廃棄物	環境班	第 1 7 節第 5 ・ 6
被災地内の安全確保	総務班、建設第 1 班、消防団、警察署	第 1 8 節第 1
要配慮者対応	福祉班	第 1 9 節

## 第 2 報道機関への広報

### 1 記者会見の実施

広報班は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。

- 発表者：広報班長
- 記者会見会場：市役所 2 階第 4 会議室

資料編 報道機関（市政記者クラブ）

### 2 取材活動の自粛

広報班は、報道機関に対し、次の場所での取材活動の自粛を依頼する。

- 災害対策本部、避難所

### 第3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、災害が発生した場合、次のとおり応急活動の状況及び復旧の見通しについて広報活動を行う。

機 関	広 報 内 容	手 段
消防本部	火災、避難、救護	広報車、戸別訪問、ホームページ等
警察署	避難、交通規制、二次災害防止	広報車、ホームページ等
九州電力送配電㈱	被害、復旧状況	テレビ、ラジオ、広報車、ホームページ等
西日本電信電話㈱等	通信の途絶、利用の制限	広報車、ホームページ等
鳥栖ガス㈱等	ガスの供給状況、ガスの使用や避難時の注意	広報車、ホームページ等

## 第4節 相互協力・応援要請

項目	活動	担当
派遣要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自衛隊派遣要請</li> <li>●県知事への要請</li> <li>●他自治体、防災関係機関への要請</li> <li>●民間企業等への要請</li> </ul>	総務班 総務班 総務班 各担当班
応援の受入れ	●受援のための措置	応援受入班
従事命令	●従事命令・協力命令	総務班、各担当班
ボランティアの受入れ	●ボランティアセンターの設置・運営	福祉班

市は、災害の規模等により、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、関係法令やあらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、国、県、他市町及びその他防災関係機関、民間企業等と相互に協力して応急対策を実施する。

### 第1 自衛隊派遣要請

災害により、市民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、市長は県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請をするよう求める。

#### 1 派遣要請依頼の方法

総務班は、自衛隊の派遣要請を県知事に対して文書で依頼する。

また、併せてその旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができるものとする。

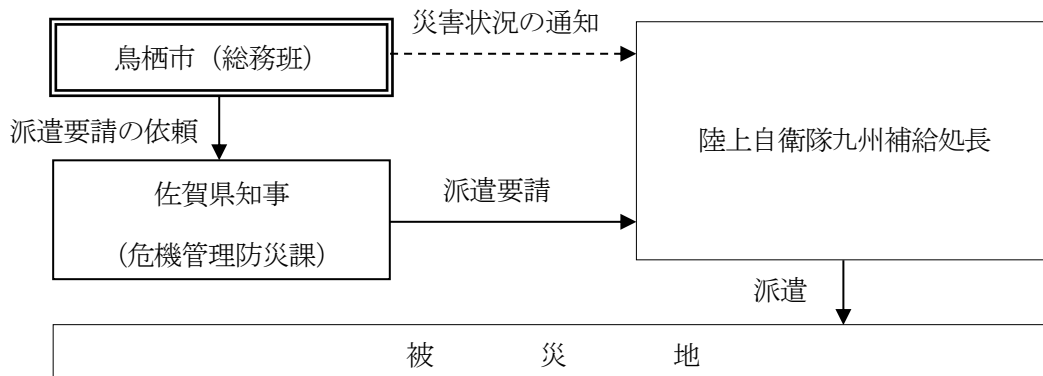
ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話又は無線によるものとし、事後速やかに文書を県へ提出するものとする。

また、通信の途絶等により県知事に要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を直接自衛隊に通知することができる。この場合において、自衛隊は、その事態に照らして特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知しなければならない。

要請依頼先	佐賀県知事（危機管理防災課）
緊急連絡先	自衛隊（陸上自衛隊 九州補給処長）
要請・通知の伝達方法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書を送付）
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の状況</li> <li>○ 派遣を要請する理由</li> <li>○ 派遣を希望する期間</li> <li>○ 派遣を希望する区域及び活動内容</li> </ul>

資料編 「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊部隊の長、  
自衛隊の派遣要請依頼文



※注 破線は、県知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

## 2 活動内容

活動内容	作業内容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関が提供）
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を行う。
行方不明者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急診療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関が提供）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。
道路、水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。（注※）
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

※ 自衛隊は、被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸与（最大3ヶ月）及び食料品、飲料水、医薬品、消毒剤、炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸与・譲与は、市長を通じて行う。

また、応急復旧を行う者に対して、修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等を無償で貸与することもできる。

### 3 自衛隊の自主派遣（自衛隊法第83条第2項）

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合は、部隊等の長は県の要請を待つことなくその判断に基づいて部隊を派遣し、救援活動を実施する。

これには、県への通信の途絶等により、市長から直接災害の状況に関する通知を受けた場合も含むものとする。

### 4 受入体制

自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり部隊の受入体制を準備する。

ヘリポートの設置については、第12節第2「ヘリポートの設置」を参照。

連絡窓口	応援受入班から連絡担当者を選任するとともに、派遣自衛隊へ連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
計 画	○ 応援を求める業務について、速やかに作画を立てる。 ○ 機械、器具類、材料、消耗品等について、特殊なものを除き確保する。 ○ 受入施設等の管理者の了解をとる。 ○ ヘリポートの設置（建設第3班）

#### 資料編 自衛隊等派遣部隊受入れ施設

### 5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた機関（自治体）が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定めるものとする。

- 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする

### 6 撤収要請

市長（本部長）は、県知事に対し、自衛隊災害派遣の目的が達成されたと認める場合には、災害派遣撤収の要請を依頼する。

#### 資料編 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼文

## 第2 県知事への要請

県知事には、応援の要請又は職員派遣の要請を行う。

県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、所定の手続きに基づき運行管理責任者に対して行う。ただし、緊急の場合は自衛隊派遣要請と同様に電話、防災無線等で直接要請し、後日文書を送付する。

また、消防活動、救助活動、救急活動及び水道の応急措置等については、必要に応じて県を通じて応援要請を行う。

要 請 先	佐賀県知事（危機管理防災課）、防災ヘリは運行管理責任者（消防保安室長）	
要請伝達方法	文書各1部（緊急の場合は電話、防災無線、FAXで行い、事後文書送付）	
応援の要求	<input type="checkbox"/> 災害の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする物資の品名、数量 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所、活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要事項	災害対策基本法第68条
職員派遣要請・あっせん	<input type="checkbox"/> 派遣のあっせんを求める理由 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	災害対策基本法第30条
防災ヘリの緊急運航要請	<input type="checkbox"/> 要請の目的、災害種別 <input type="checkbox"/> 災害発生の場所、防災ヘリの離着陸場所 <input type="checkbox"/> 災害の概況 <input type="checkbox"/> 傷病者情報 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	県消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条

### 第3 他自治体、防災関係機関への要請

他の自治体、防災関係機関（緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊等）及び指定地方行政機関等への要請については、次を参考に第2「県知事への要請」に準じて要請する。

県内市町への応援については、「佐賀県・市町災害時相互応援協定」に基づき要請する。

また、茨城県鹿嶋市に対しては、同市との「災害時相互応援に関する協定」に基づき要請する。

要請の内容	要請に必要な事項	根拠法令
他の市町に対する応援要請	<input type="checkbox"/> 災害の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする物資の品名、数量 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所、活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要事項	災害対策基本法第67条
指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求める場合	<input type="checkbox"/> 派遣のあっせんを求める理由 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要事項	災害対策基本法第29条 災害対策基本法第30条 地方自治法第252条の17
他県消防の応援の要請を求める場合	<input type="checkbox"/> 災害発生日時 <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害の種別・状況 <input type="checkbox"/> 人的・物的被害の状況 <input type="checkbox"/> 応援要請日時 <input type="checkbox"/> 必要部隊数 <input type="checkbox"/> その他の情報	消防組織法第44条

#### 第4 民間企業等への要請

各担当班は、あらかじめ締結している協定や平常時からの協力体制等に基づき、民間企業等に協力を要請する。

資料編 鳥栖市が締結している協定

##### 5 その他民間企業等

各担当班は、次のとおり民間企業等へ要請を行う。

要請先	要請項目	担当班
建築協会、建設業者等	救出資機材の提供、建物の応急・復旧作業	救助班、建設第1班
薬局、医療品販売業者	医療品、資機材等の提供	健康班
運輸業者	輸送等の協力	税務班
土木業者、管工事協同組合等	道路、水道、下水道等の復旧工事	農林班、建設第2班、上下水道班
スーパー、企業、卸売業者等	食料、飲料水、生活必需品、資材置場等の提供	支援班、商工班
農業団体等	生鮮食品の提供	支援班、農林班
リース会社	仮設トイレ	市民各班

#### 第5 受援のための措置

市は、県や他の自治体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業等からの支援・協力等を効果的・効率的に受けるため、次を参考に必要な措置を講ずるものとする。

連絡窓口	応援受入班から連絡担当者を選任するとともに、応援隊へ連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
計 画	次の事項を踏まえ、応援を求める業務等について、速やかに計画を立てる。 ○ 地元の被災状況や災害ニーズの把握・伝達方法 ○ 参集場所・活動拠点等に関する情報 ○ 活動地域等に関する連絡調整方法 ○ 応援に必要な情報の収集・提供方法
受入場所 (予定)	応援隊の受入場所については、応援隊の活動内容や人員・規模等を考慮し、適切な場所の提供に努める。 ○ 佐賀競馬場、鳥栖工業高等学校（自衛隊） ○ 鳥栖スタジアム（警察関係機関） ○ その他宿舎、屋内施設、野営ができる場所等



## 第6 従事命令・協力命令

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市民又は当該応急措置を実施すべき現場にいる者に対して、従事命令を執行することができる。

また、県知事は、応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき、従事命令・協力命令・保管命令を公用令書により執行することができる。

他にも、警察官、自衛官、消防吏員、消防団員等が従事命令・措置命令を執行することができる。

### 1 従事命令等の種類と執行者

執行者	種類	要件	根拠法令
市長	従事命令	応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるとき（災害応急対策全般）	災害対策基本法第65条第1項
県知事 (市長)	従事命令 協力命令	応急措置を実施するため、特に必要があると認めるとき（応急措置一般） ※ 公用令書を交付しなければならない。	災害対策基本法第71条
県知事	従事命令 協力命令	災害救助を実施するため、特に必要があると認めるとき（救助法に基づく救助） ※ 公用令書を交付しなければならない。	災害救助法第24条・第25条
警察官	従事命令	市長及びその委任を受けた職員が現場にいないとき、又は市長が要請したとき	災害対策基本法第65条第2項
	措置命令	危険防止のための措置	警察官職務執行法第4条
自衛官	従事命令	災害派遣を命じられた部隊の自衛官で、市長及びその委任を受けた職員、警察官がいないとき	災害対策基本法第65条第3項
消防吏員 消防団員	従事命令	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるとき	消防法第29条第5項
水防管理者 水防団長 消防機関の長	従事命令	水防のためやむを得ない必要があるとき	水防法第24条

その他、災害対策基本法第64条及び第71条、災害救助法第26条等による権限として、「保管」、「管理」、「使用」、「収用」等がある。

資料編 公用令書

## 2 従事命令・協力命令等の対象者

命令の区分	対 象 者
災害対策基本法による市長・警察官・自衛官の従事命令	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害対策基本法及び災害救助法による県知事の従事命令	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師・歯科医師又は薬剤師</li> <li>○ 保健師・助産師・看護師</li> <li>○ 土木技術者又は建築技術者</li> <li>○ 大工・左官・とび職</li> <li>○ 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者</li> <li>○ 地方鉄道業者及びその従業者</li> <li>○ 軌道経営者及びその従業者</li> <li>○ 自動車運送業者及びその従業者</li> <li>○ 船舶運送業者及びその従業者</li> <li>○ 港湾運送業者及びその従業者</li> </ul>
災害対策基本法及び災害救助法による県知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法及び災害救助法による県知事の保管命令	物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者（その取り扱う物資の保管）
警察官職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による従事命令	火災の現場付近にある者
水防法による従事命令	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者

## 3 損害補償（災害対策基本法第84条第1項）

市長が発する従事命令により、災害救助措置及び災害救助に従事した者が、これがために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、それぞれ損害を補償し、又は扶助金を支給する。

## 第7 ボランティアセンターの設置・運営

### 1 鳥栖市災害ボランティア中央センターの設置

福祉班は、鳥栖市社会福祉協議会に対し、ボランティア活動の拠点となる鳥栖市災害ボランティア中央センター（以下「中央センター」という。）の設置・運営を要請する。

また、鳥栖市社会福祉協議会は、必要により各地区社協に地区ボランティアセンター（以下「地区センター」という。）を設置する。

### 2 中央センター、地区センターの業務

中央センター、地区センターの主な役割は、次のとおりとする。

- ボランティアニーズの把握及び情報提供
- ボランティアの受入れ・受付け及び募集
- 活動に関するオリエンテーション（活動形態・宿泊・内容）
- ボランティア活動の集約・管理
- 災害対策本部との連絡調整
- 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整

### 3 市の支援

福祉班は、中央センターが組織化するまでボランティアの受付け及び資機材の提供等、必要な支援を行う。

### 4 ボランティアの派遣要請

ボランティアの派遣を必要とする部は、活動内容、人員、期間等の必要な事項を中央センターへ伝えるものとし、中央センターは、可能な限りボランティアを派遣するものとする。

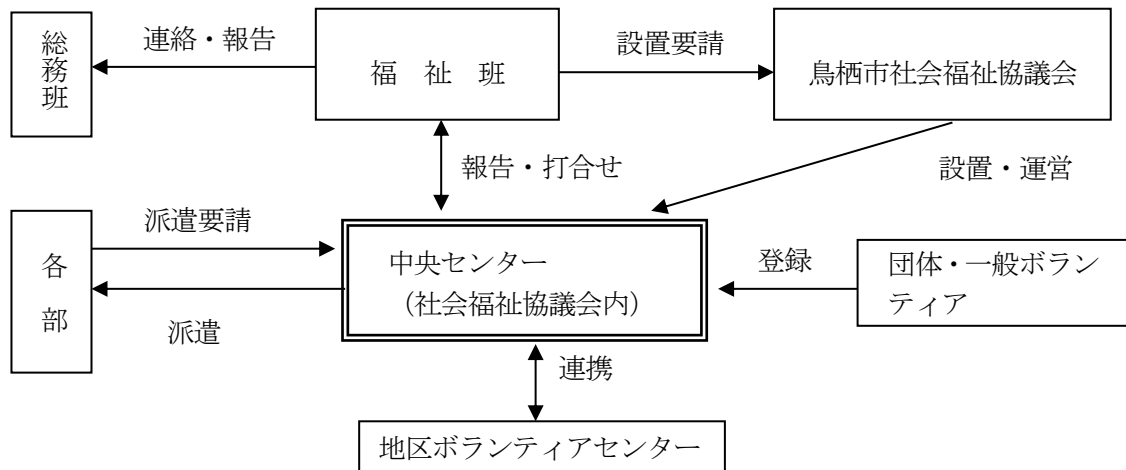
### 5 ボランティアの活動内容の確認

福祉班の担当者は、中央センターの担当者と毎日1回、ボランティアの活動内容等について打合せを行う。

### 6 ボランティアの受入れ及び派遣

個人ボランティアの受入れ及び派遣は、中央センター内に窓口を設置して行う。

#### 【ボランティアセンターの設置・運営】



### 7 ボランティアの活動

#### (1) 一般ボランティア

一般ボランティアの主な活動は、次のとおりとする。

- 救援物資の仕分け、配分、配送
- 避難所の運営補助
- 炊出し
- 清掃
- 要配慮者等への生活支援
- その他軽作業

#### (2) 専門ボランティア

専門ボランティアの主な活動は、次のとおりとする。

- 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）
- 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士）
- 土砂災害危険箇所の調査（砂防ボランティア協会）

- 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等）
- 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）
- 福祉（介護、手話通訳等）
- 無線（アマチュア無線技士）
- 特殊車両操作（大型重機等）
- 通訳（語学）
- 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等）
- 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災エキスパート会等）
- その他特殊な技術を有する者

## 第5節 避難対策

項目	活動	担当
避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難情報</li> <li>●避難誘導等</li> <li>●主な施設における避難</li> <li>●帰宅困難者対策</li> <li>●大規模な避難</li> <li>●原子力災害による避難</li> </ul>	総務班、広報班、消防団、消防本部、警察署 収容各班、消防団、消防本部、警察署 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等 救助班、各担当班 総務班、収容各班、市民各班、教育総務班 総務班、収容各班、県、避難計画策定市町
避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所の開設</li> <li>●避難者の受入れ</li> </ul>	福祉班、収容各班、市民各班、教育総務班 福祉班、収容各班、市民各班、教育総務班
避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所の運営</li> <li>●飲料水、生活用水の供給</li> <li>●食料、生活必需品の供給</li> <li>●避難長期化への配慮</li> <li>●避難所の統合・廃止</li> </ul>	市民各班、福祉班、教育総務班、収容各班 収容各班、上下水道班 支援班、収容各班 収容各班、建設第1班、各担当班 市民第1班

### 第1 避難情報

#### 1 高齢者等避難・避難指示、警戒区域の設定

##### (1) 高齢者等避難・避難指示

市長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市民の生命・身体に危険が及ぶと思われるときは、危険地域の住民に対し高齢者等避難・避難指示を発令する。

発令にあたっては、風水害の場合は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、市民が円滑に避難できるよう迅速な判断を行う。

また、その際には、屋外を移動して避難場所等へ避難するよりも屋内に留まる方が安全だと判断される場合は、屋内の安全な場所へ退避する等、安全を確保するための措置をとるよう呼びかける必要があることに留意する。

県知事は、大規模な災害等により市長がこれを行えない場合は、代わりに発令するものとする。他にも、警察官、水防管理者、自衛隊員又はその命を受けた職員が発令することができる。

##### ① 高齢者等避難

実施者	要件
市長	災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき

##### ② 避難指示

実施者	要件	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
県知事	市長が行うことができないとき	災害対策基本法第60条
警察官	市長から要請がある場合又は市長が避難等の指示をするいとまのないとき	災害対策基本法第61条
自衛官	警察官がその場にいらないとき	自衛隊法第94条

(2) 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命を守るために特に必要があると認める時は、次の区分により警戒区域を設定する。

なお、警戒区域の設定については、住民の生命を守るための適切な範囲での設定に努めるものとする。

区分	実施者	設定権	目的
災害対策基本法 第63条第1項	市長	災害時の一般的な警戒区域 設定権	住民等の 生命・身体 等の保護
災害対策基本法 第73条第1項	県知事（市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるとき）		
災害対策基本法 第63条第2項	警察官（市長若しくはその委任を受けて職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。）		
災害対策基本法 第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（市長又はその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る。）		
水防法 第21条第1項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上、緊急の 必要がある場 所での警戒区 域の設定権	水防・消防 活動関係 者以外の 者を現場 から排除 し、水防・ 消防活動 の便宜を 図ること
水防法 第21条第2項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。）		
消防法 第28条第1項、 第36条	消防吏員又は消防団員	火災の現場及 び水災を除く 他の災害の現 場における警 戒区域の設定 権	
消防法 第28条第1項、 第36条	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったとき）		

2 高齢者等避難・避難指示の発令者又は警戒区域設定者の措置

高齢者等避難・避難指示又は警戒区域設定を行った者は、必要な事項を関係機関に通知する。

(1) 市長の措置

市長 → 県知事（危機管理防災課）

(2) 県知事の措置

県知事（危機管理防災課） → 市長

(3) 警察官の措置

① 災害対策基本法に基づく措置

警察官 → 所管警察署長 → 市長 → 県知事（危機管理防災課）

② 警察官職務執行法（職権）に基づく措置

警察官 → 所管警察署長 → 県警察本部長 → 県公安委員会 → 県知事(危機管理防災課)

(4) 自衛官の措置

自衛官 → 市長 → 県知事(危機管理防災課)

## 第2 避難誘導等

### 1 避難情報の伝達

#### (1) 伝達事項

高齢者等避難・避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った場合、地域の居住者、滞在者等その他の者に次の事項を伝達する。伝達にあたっては、要配慮者(高齢者、障害者、外国人等)及び旅行者などの一時滞在者に配慮する。

避難先は、あらかじめ定めた避難所を指定することを基本とするが、災害の種類及び被害状況等により、避難所を変更又は新設、若しくは屋内へ退避することを指示することができる。

- 発令者
- 避難対象地域
- 高齢者等避難・避難指示、警戒区域の設定の理由
- 避難日時、避難先(屋内への退避含む)及び避難経路
- 避難時の留意事項等

資料編 指定避難所

#### (2) 伝達方法

高齢者等避難・避難指示及び警戒区域の伝達は、次の手段を用いて迅速に行う。

- 防災無線
- サイレン、警鐘
- 広報車
- 地域の連絡網
- 市ホームページ
- テレビ、ラジオ
- 携帯電話等のメール(防災ネットあんあん、緊急速報メール、SNS)

※ なお、テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールの配信については、県も主体的に実施することとし、市からの情報提供のほか、市ヘリエゾン(情報連絡員)を派遣するなど、正確かつ迅速な情報収集に努める。

### 2 避難誘導

避難誘導者は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

避難誘導にあたっては、避難行動要支援者名簿等を活用するなどして、避難行動要支援者を優先して誘導できるよう配慮する。

また、避難所を明示する標識等を設置し、危険な箇所については誘導員を配置するとともに、夜間は投光器など照明器具の設置に務める。

また、旅行者などの一時滞在者については、避難経路や避難場所等を含めて地理に詳しくないために、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

なお、避難行動要支援者の避難誘導については、第19節第1「要配慮者の避難支援・安否確認」を参照。

避難誘導を行う者	避難誘導の流れ
収容各班、消防団	避難指示等の発令後、避難する地域及びあらかじめ指定する避難所にそれぞれ複数の市職員等を派遣する。
派遣された職員	警察官、消防吏員、自主防災組織等の協力により市民等を危険地域から安全な地域へ避難誘導することに務める。
施設の責任者、管理者等	学校、幼稚園、保育所、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、施設の管理者が行う。

### 3 避難者の携行品

- 家族の名簿（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 1人3日分程度の食料と飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話の予備バッテリー等
- 動きやすい服装、帽子、雨具等

※ 上記に加えて、高齢者や乳幼児等いる場合については、常備薬やおくすりノート、ほ乳びんなど、それぞれが必要な物も携行する必要がある。

### 4 避難誘導の方法

避難誘導の方法は、次のとおりとする。

なお、災害が激甚の場合又は緊急を要する場合の避難者の移送については、第12節「緊急輸送対策」を参照。

- 傷病者、心身障害者、妊産婦、乳幼児、高齢者の避難を優先する。
- 経路の安全を確認し、徒歩により避難する。
- 地域の実情、災害の状況に応じ、避難経路を選定する。
- 自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なため中止させる。
- 避難もれ、又は要救出者の有無を確かめる。

### 5 避難

#### (1) 小規模な避難

避難指示等が実施された場合は、その対象となった住民等は、避難指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、避難行動要支援者避難計画に基づき避難を支援するものとし、避難指示等を実施した者又はその者が属する機関及び市は、車両等を準備し、援助するものとする。

#### (2) 自主避難への対応

市は、災害発生の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対してその知識の普及を図る。

また、住民においても、災害が発生する危険性を感じるか、災害発生の前兆現象を発見し、危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

住民が自主的に避難を行う場合には、市は、求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な



措置を講じるものとする。

### 第3 主な施設における避難

#### 1 学校等

公立の学校等は、生徒等の在校時に、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合は、市に対し、さらに市教育委員会に対し、速やかにその旨を連絡する。

私立幼稚園も、これに準じるものとするが、連絡先は市及び関係機関とする。

#### 2 病院等医療機関

病院等医療機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ各機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関に転院させる。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。

この場合は、市に対し速やかにその旨連絡する。

#### 3 社会福祉施設

社会福祉施設は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要性を認める場合は、あらかじめ各施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に入所者又は利用者を避難させる。

この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。

災害により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、市は、そのための措置を講じ、必要に応じて転所先等他の施設に対し、応援を要請する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受入協力を要請する。

#### 4 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。

### 第4 帰宅困難者対策

市は、災害により交通機能が停止し、帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

また、一時的な宿泊場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに

必要な情報の提供及び支援に努める。

## 第5 大規模な避難

### 1 市外への避難

被災地域が広範囲等の理由から大規模な避難が必要となり、市において対応できない場合、市は県に避難先の確保を要請するものとする。

要請を受けた県は、被災していない県内市町と調整して避難先を確保し、また、県を越える避難が必要となった場合は、隣県等に要請して避難先を確保し、市に避難先の指示を行うものとする。

避難にあたっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

### 2 市外からの避難者の受入れ

県知事より、被災した市町からの避難者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、県の計画に定めるところにより受入れを行う。

## 第6 原子力災害による避難

### 1 市外からの避難者の受入れ

原子力災害により、避難計画策定市町（玄海町、唐津市、伊万里市）において住民等に対する避難のための立ち退きの指示が行われた場合における避難者については、当該避難元の市町職員と十分連絡・調整を行い、あらかじめ指定した避難所の安全性を確保したうえで受入れる。

また、避難所の運営については、避難元の市町職員の補助等、必要な協力を行う。

資料編 唐津市原子力災害対応避難（行動）計画 地区別避難所  
※ 受入予定地区のみ

### 2 O I Lに基づく避難等

市は、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示等に基づき、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）の基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示を行う等、必要な応急対策を実施する。

資料編 避難等に関するO I L

### 3 市民の避難

県は、あらかじめ避難計画を定めた地域以外の地域において避難する必要がある場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく県外への避難等を実施するために必要な調整を行うとともに、広域避難に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

市は、県との連絡を密にし、市民の避難が必要となる場合に速やかに対応できるための準備を整えるものとする。

## 第7 避難所の開設

### 1 開設

市民各班、福祉班、教育総務班、収容各班は、被害状況や安全性を確認のうえ開設する避難所を決定し、所管する施設へ避難所開設を連絡する。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある時は、施設の管理責任者、勤務職員又は最初に到着した市職員が避難所を開設するものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定していた避難所以外の施設についても、施設の安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設することができるものとする。

さらに、要配慮者に配慮して、他市町にある施設を含め、民間賃貸住宅や福祉施設、旅館、ホテル等を借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

#### 資料編 指定避難所

### 2 開設の手順

- ① 電話、防災無線等により、避難所を開設する旨を市民第1班に報告する。
- ② 施設の門を開け、入口扉を開ける。
- ③ すでに避難者がある時は、一時的に広いスペースに誘導する。
- ④ 避難所内事務所を開設する。
- ⑤ 必要に応じて要配慮者専用のスペースを確保し、案内する。
- ⑥ 避難収容スペースを決定し、誘導する。

### 3 避難所内事務所の開設

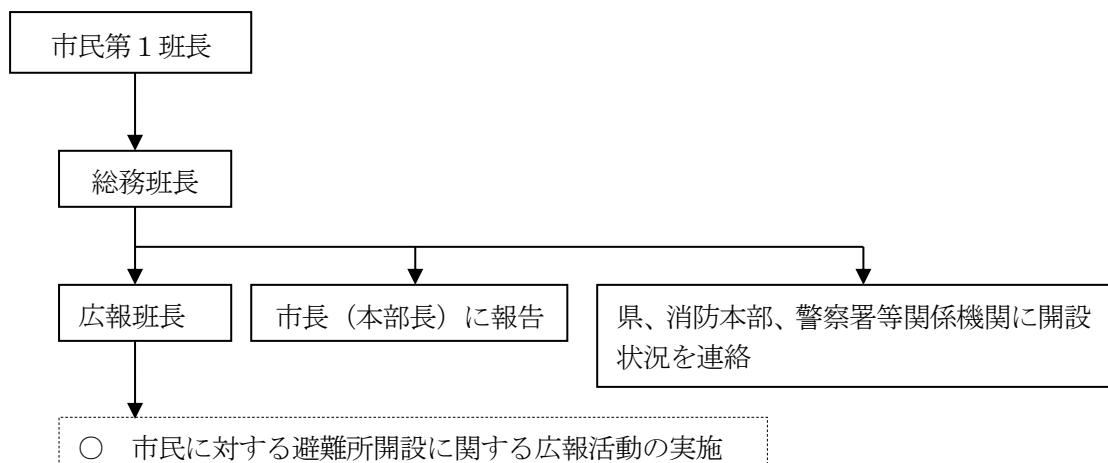
避難所内に事務所を開設するとともに、看板等を掲げて避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、事務所には職員を配置するとともに、避難者世帯票や事務用品等を準備する。

### 4 避難所開設の報告の流れ

避難所を開設したときは、市民に周知するとともに県及び関係機関へ次の事項を報告する。

- 開設日時
- 場所及び収容可能人員
- 開設期間の見込み等（最大30日間での閉鎖を目標）



## 5 避難所の適否の検討

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

## 第8 避難者の受入れ

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、また、受けるおそれがある者（避難指示を受けた者）とする。

また、居住区の割り振りは、次のことに留意して行うものとする。

- 居住区の割り振りは、可能な限り自治会等ごとに設定する。
- 各居住区域は、20人程度で編成し、代表者を選定する。
- 居住スペースは、色テープ等を使用して表示する。

## 第9 避難所の運営

避難所内における情報の伝達、飲料水や食料等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。

### 1 運営

避難所の運営は、各担当班が派遣する複数の職員（うち1人を責任者として班長が指名）が担当し、自治会（自主防災組織）、ボランティア等の協力を得て行う。

避難者のとりまとめや運営は、原則的に避難者の代表者が行うものとする。

また、運営に当たっては、女性の運営参画を推進するとともに、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境の維持に努める。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、LGBTなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、個室更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

さらに、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についても配慮するものとする。

### 2 運営の手順

- 避難者名簿の作成
- 居住区の割り振り
- 食料、生活必需品の請求、受取、配給
- 運営状況の報告（毎日、その他適宜）
- 運営記録の作成

### 3 運営上の留意事項

#### (1) 避難者名簿等の作成

避難所を開設した際には、避難者名簿を配り、世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、市民第1班で取りまとめのうえ、各避難所で保管するものとする。

また、安否確認等が必要な場合、状況に応じて情報を開示することができるよう、あらかじめ開示する情報の範囲について、避難者の同意を得ておくことが望ましいことに留意するものとする。

#### (2) 避難所の運営状況及び運営記録の作成

責任者となる職員は、避難所の運営状況について、1日に1回市民第1班へ報告するものとするが、傷病人の発生等、特別の事情のある時は必要に応じて随時報告する。

また、避難所の運営記録として、避難所日誌を作成する。

資料編 避難者台帳、避難者世帯票、避難所日誌

### 4 居住区の代表者の役割

居住区の代表者は、次の役割を担うものとする。

- 災害対策本部からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保安全管理

### 5 要配慮者のニーズの把握と支援

避難所の運営にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児等のニーズを把握し、これらの者への情報提供に配慮するものとする。

なお、要配慮者支援対策については、第19節第4「避難所での要配慮者支援対策」を参照。

### 6 在宅被災者への配慮

避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

### 7 感染症への対応

被災地において感染症の発症、拡大がみられる場合は、総務班と健康班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

### 8 ホームレスへの対応

指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

### 9 女性や子供等の安全への配慮

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して

使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

## 第10 飲料水、生活用水の供給

飲料水、生活用水の供給については、第15節第2「飲料水、生活用水の給水」を参照。

## 第11 食料、生活必需品の供給

食料、生活必需品の供給については、第15節第3「食料等の応急配給」を参照。

## 第12 避難長期化への配慮

### 1 避難長期化への対応

災害の規模、避難状況等により避難が長期化する場合は、次の対策を実施する。

対 策	配 慮 す る 事 項
長期対策	<ul style="list-style-type: none"><li>○ たたみ、布団、洗濯機等の調達</li><li>○ 報道機関等の取材、資機材持ち込み、立ち入りの制限</li><li>○ 防犯</li><li>○ 衛生管理（トイレ、清掃、ごみ）</li><li>○ 被災者の心のケア</li><li>○ 医療スタッフの配置</li><li>○ 高齢者等の生活不活発病等の予防対策</li><li>○ 車上避難者等の深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）の予防対策</li><li>○ 疾病や心のケア対策のための適度な運動・遊びの機会の創出</li></ul>
要配慮者対策	第19節第4「避難所での要配慮者支援対策」を参照

### 2 住環境の早期改善

避難が長期化する場合は、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を促す。

また、健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって、避難所の早期解消に努める。

## 第13 避難所の統合・廃止

市民第1班は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び廃止を行う。

## 第6節 災害救助法の適用

項目	活動	担当
災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害救助法の適用基準</li> <li>●被災世帯の算定基準</li> <li>●災害救助法の適用手続き</li> <li>●災害救助法による救助の実施</li> <li>●救助業務の実施者</li> </ul>	総務班 福祉班 福祉班、各担当班

### 第1 災害救助法の適用基準

#### 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定による。本市における具体的適用は、次のいずれかの一に該当する場合である。

#### 【災害救助法の適用基準】

指標となる被害項目	滅失世帯	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市80世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県1,000世帯以上 かつ市40世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県5,000世帯以上 かつ市多数	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数	第1項第3号
(5) 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	—	第1項第4号

#### ※注1 上記(4)に係る事例

- ア 有毒ガスの発生、放射性物質の放出のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊な技術を必要とするものであること。
- イ 被害世帯を含む被害地域が他の集落から孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

#### ※注2 上記(5)に係る事例

住家被害の程度に係わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序のために迅速な救助を必要とする場合。

- ア 交通事故等により多数の者が死傷した場合
- イ 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ウ 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合
- エ 山崩れ、崖崩れ等により、多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合
- オ 被災者が現に救助を要する状態にあるものである場合

## 第2 被災世帯の算定基準

### 1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定は、住家の「全壊（全焼・流出）」した世帯を基準とする。

半壊等は、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、次のとおりみなし換算を行う。

	住家被害状況	算定基準
滅失住家1世帯	全壊（全焼・流出）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水（土砂等の堆積により、一時的に居住できない状態になった家を含む。）	3世帯

### 2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行ううえでのおおよその基準は、次のとおりとする。

被害の程度	認定の基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住宅の延床面積の30%以上50%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものであるとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるとする。
準半壊に至らない（一部損壊）	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度の住家の損傷で、補修を必要とする程度のものである



(注)

- (1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または、完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化が生じることにより、補修しなければ元の機能を復元しえない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

### 第3 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施する。この場合、市は県知事が行なう救助を補助する。

また、県知事が救助を迅速に行なうため、市長に救助に関する職権の一部を委任したときは、市長が救助を実施する。

#### 【実施者による救助の種類】

実施者	救 助 の 種 類
県知事又は市長	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難所、応急仮設住宅の供与</li><li>○ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</li><li>○ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</li><li>○ 医療及び助産</li><li>○ 災害にかかった者の救出</li><li>○ 災害にかかった住宅の応急修理</li><li>○ 学用品の給与</li><li>○ 埋葬</li><li>○ 死体の捜索及び処理</li><li>○ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去</li></ul>

※ 救助の実施にあたっては、各種帳簿を作成する必要があるため、福祉班は、各担当班に係る帳簿の作成を指示し、とりまとめるものとする。

また、とりまとめた帳簿を総務班及び県知事に報告する。

### 第4 災害救助法の適用手続き

#### 1 災害救助法の適用要請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。

その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする機関
- 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

#### 2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報告する。

その後の処置に関しては、県知事の指示を受けるものとする。

#### 3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間は、特別な事情がある場合、特別基準の適用を申請することがで

きる。適用申請は県知事に対して行うが、期間延長は救助期間内に行う必要があることに留意する必要がある。

## 第5 災害救助法による救助の実施

### 1 災害報告及び救助実施状況の報告

災害救助法に基づく災害報告は、災害発生の時間的経過に伴い、その都度県知事に報告する。

また、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、毎日記録するとともに、県知事に報告する。

資料編 災害救助法の実施に伴う台帳等の様式

### 2 災害救助法による救助の内容等

災害救助法による救助内容等の詳細については、資料編「災害救助法による救助内容」を参照。



## 第4 自治会等による救助活動

災害が発生した場合、市内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び市民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防本部等が行う救助活動に協力するよう努めるものとする。

- 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
- 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- 救助活動に当たっては、可能な限り消防本部などと連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防本部などに連絡し、早期救助を図る。

## 第5 行方不明者の搜索

### 1 行方不明者リストの作成

市民第2班は、所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届出の受け付けなどを行い、行方不明者リストを作成する。

行方不明者数は、搜索・救助体制の検討等に必要となるため、住民登録等の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力により正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録等を行っていることが判明した場合は、登録地の市町村（外国人のうち旅行者など外国人登録対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

- 市民第2班は、相談・届出窓口として、市役所に「行方不明者相談所」を開設する。
- 届出を受けた時は、行方不明者の住所・氏名・性別・年齢・身長・体重・着衣その他特徴等について、可能な限り詳細に聞き取り「行方不明者搜索票」に記録する。
- 届出のあった行方不明者は、避難者名簿で確認後、「行方不明者搜索名簿」に記載する。
- 「行方不明者搜索票」を警察署長宛に1部送付する。

資料編 行方不明者搜索票、行方不明者搜索名簿

### 2 行方不明者の搜索の実施

行方不明者の搜索は、作成した行方不明者リストに基づき、市、消防団、消防本部が県、警察署の協力を得て実施する。

なお、自衛隊に協力を要請する場合は、県知事へ依頼する。

- 搜索活動中に遺体を発見した時は、災害対策本部及び警察署に連絡する。
- 発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したカードを添えて身元を確認する。
- 搜索の実施期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。

## 第6 救護所への傷病者の搬送

### 1 消防本部

区分	対応
緊急搬送	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。 搬送は、消防本部所有の車両等を使うほか、必要に応じ、県又は自衛隊等のヘリコプターを要請し行う。 なお、自衛隊へ要請する場合は、県知事へ依頼する。</li><li>○ 救護所等から後方医療施設への移送は、第10節第6「後方医療機関への搬送」を参照。</li></ul>
傷病者多数発生時の活動	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害の状況等を判断し、安全で活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、健康班と連携を図り、救護活動を行う。</li><li>○ 救護能力が不足する場合は、救護所、医療機関への輸送力を強化し、効率的な活動を行う。(第12節第4「緊急輸送実施体制」を参照)</li></ul>

### 2 税務班・消防団

区分	対応
救出救護活動及び負傷者の搬送	救助した負傷者は、応急処置を施したのち、救護所に引き継ぐか、又は車両を使用して医療機関に搬送する。

## 第7 安否情報の確認

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第8節 消火活動

項目	活動	担当
消火活動	●出火防止、初期消火 ●消火活動	消防本部、消防団、住民、自主防災組織、事業所 消防本部、消防団

### 第1 出火防止、初期消火

消防本部及び消防団は、災害発生時に住民、自主防災組織、事業所に対し、出火防止、初期消火に努めるよう呼び掛けを行うとともに、警戒、消火活動に当たる。

また、住民、自主防災組織、事業所は、可能な限りこれに努めるものとする。

### 第2 消火活動

#### 1 地震

消防本部は、災害により火災が発生した場合は、消防計画等の定めるところにより、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

消火活動に当たっては、効果的な消火に努め、また、避難指示等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防衛にあたる部隊運用を図る。

消防団は、消防本部と緊密な連携のもとに、消火活動を実施する。

#### 2 林野火災

消防本部は、地上における火災防ぎょ活動を行う場合、迅速に地形の高低、勾配、植生の状況、道路又は進入路の有無及び水利の状況等を把握し、その状況から判断して防ぎょ活動を実施する。

また、焼失面積が広範囲で詳細な点検が難しいなどの林野火災の特性に着目し、残り火による火災発生が生じないように努める。

市及び消防本部は、地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合や火災規模に対して地上の防ぎょ能力が不足又は不足すると判断される場合などについては、ヘリコプターによる空中消火を要請するものとする。

消防団は、消防本部と緊密な連携のもとに、消火活動を実施する。

#### 3 大規模火災

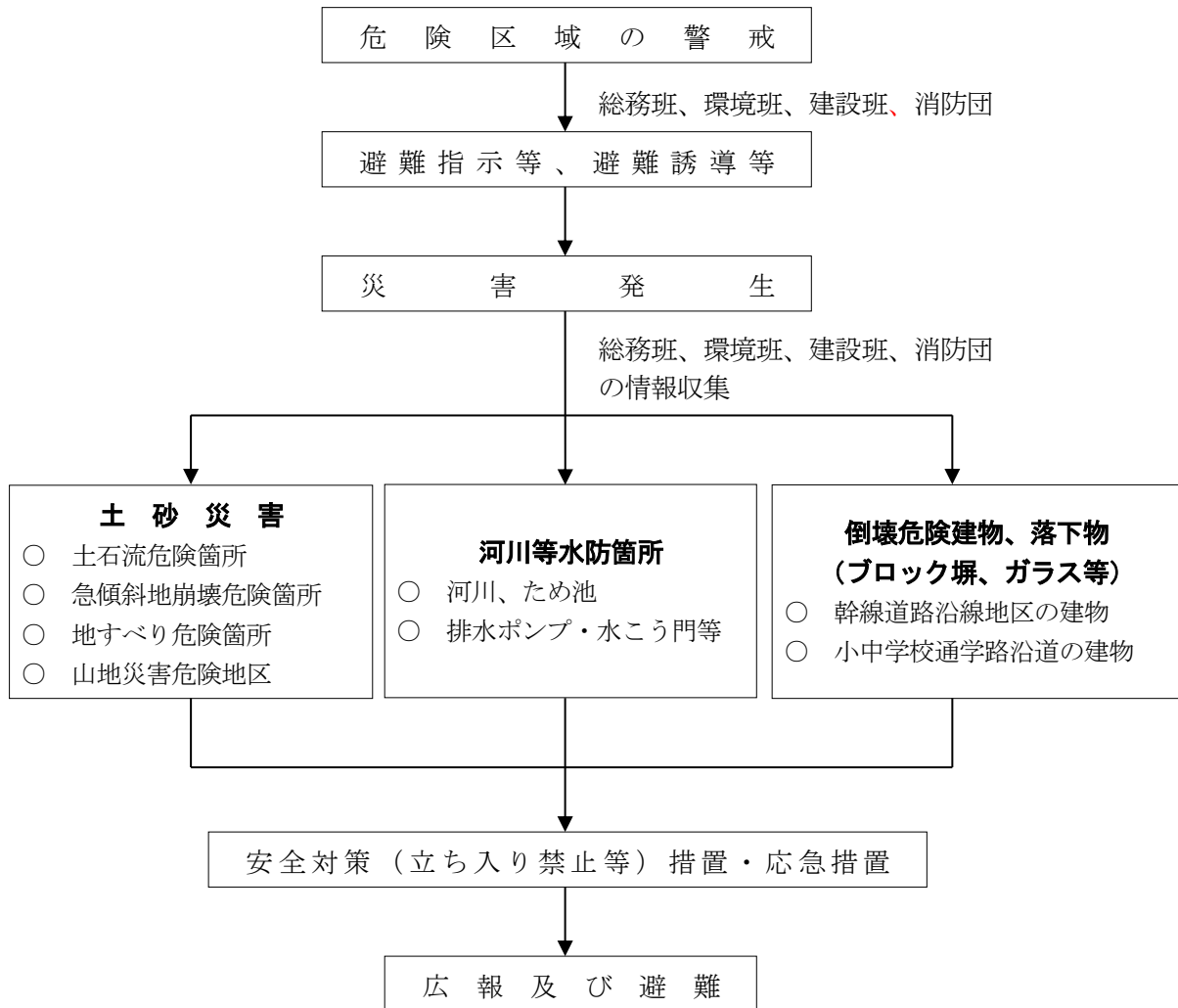
消防本部は、火災の状態を速やかに把握し、風位、風速、延焼方向、火勢に細心の注意を払い、消火活動を実施する。

また、同時に複数の火災の発生を覚知した場合は、鎮火可能な場所から順次消火活動を行うとともに、危険物貯蔵施設等や病院、福祉施設等の収容施設、住宅等の密集地域に面する場所等の重要かつ危険度の高い場所の消火又は延焼防止を優先する。

消防団は、消防本部と緊密な連携のもとに、消火活動を実施する。

## 第9節 危険箇所の対策

項目	活動	担当
危険箇所対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●危険箇所の警戒・情報収集</li> <li>●安全対策の実施・応急措置</li> <li>●広報及び避難</li> </ul>	総務班、環境班、建設班、消防団 環境班、建設班、消防団 総務班、広報班、各担当班



資料編 河川等水防箇所、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区

### 第1 危険箇所の警戒・情報収集

総務班、環境班、建設班、消防団は、警戒・情報収集にあたる者の安全を確保したうえで、危険箇所について情報を収集し、把握した危険箇所については応急措置を講ずるものとする。



## 第2 安全対策の実施・応急措置

区 分	箇 所	対 応
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土石流危険区域</li> <li>○ 急傾斜地崩壊危険箇所</li> <li>○ 地すべり危険箇所</li> <li>○ 山地災害危険地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 立入禁止の措置</li> <li>○ 落石防止、降雨対策のためのシート保護</li> </ul>
水防箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川・ため池</li> <li>○ 排水ポンプ・水こう門等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 立入禁止の措置</li> <li>○ 水防工法</li> </ul>
危険建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幹線道路沿道の建物</li> <li>○ 小中学校通学路沿道の建物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 立入禁止の措置 (建物の高さの1/2の範囲内)</li> <li>○ 沿道通行禁止措置の実施</li> <li>○ 幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。)</li> </ul>
ブロック塀等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 倒壊、落下危険の標識設置</li> <li>○ 通学路沿道の建物、構築物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。)</li> </ul>

資料編 河川等水防箇所、排水ポンプ及び水こう門設置箇所、土砂災害危険箇所、  
山地災害危険地区

## 第3 広報及び避難

住民に対し広報活動を行い、必要に応じて避難準備情報・避難指示の発令、避難誘導等の措置を行う。

- 広報については、第3節第1「災害情報等の広報」を参照。
- 避難指示、避難誘導については、第5節「避難対策」を参照。

## 第10節 災害時の医療救護

項目	活動	担当
応急救護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 後方医療体制の確立</li> <li>● 医療班の編成</li> <li>● 医療品・資機材の調達</li> <li>● 現地救護所・臨時救護所・助産所の設置</li> <li>● 現地救護所・臨時救護所の活動</li> <li>● 後方医療施設への搬送</li> </ul>	健康班、消防本部 健康班 健康班、上下水道班 健康班 健康班、消防本部 支援班、税務班、消防団、消防本部
避難所での医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 巡回救護の実施</li> <li>● 心のケア対策</li> </ul>	健康班 福祉班、健康班

### 第1 後方医療体制の確立

健康班及び消防本部は、医師会と協力して病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、臨時救護所から搬送される重傷病者の後方医療施設を確保する。

なお、後方医療施設については、救急指定病院等とする。

また、市外の後方医療施設への転送が必要な場合は、県又は近隣市町の委託医療機関での救護を要請する。

### 第2 医療班の編成

#### 1 出動要請

健康班は、鳥栖三養基医師会その他関係機関に対し、医療班の編成及び出動を要請する。

状況	要請・出動
災害により多数の傷病者が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鳥栖三養基医師会、医療関係機関による医療班の編成並びに出動を要請</li> <li>○ 災害の状況に応じ、県知事に対して必要な措置を要請</li> </ul>
医療関係者が自ら必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要請を待たずに医療班を編成して出動</li> <li>○ 出動した場合は、直ちに市長に連絡する。</li> </ul>

#### 2 医療班

医療班の構成は、医師1名、保健師、助産師又は看護師（准看護師を含む）2名、事務職員1名及び運転手1名の計5名とする。

#### 3 県により編成される医療班

県は、市長から要請があったときは、県の地域防災計画に基づき、医療班を編成し、医療機関等の応援を得て派遣する。

#### 4 人工透析対策

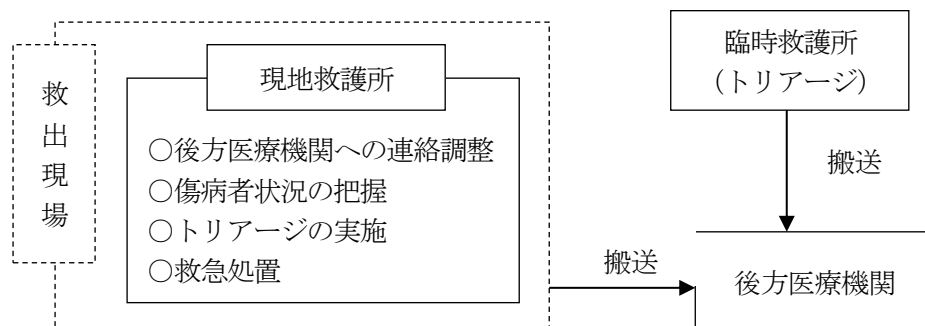
健康班は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、患者、患者団体等に的確な情報を提供する。

### 第3 医薬品・資機材の調達

- 1 需給状況の把握  
健康班は、医師会、薬剤師会等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。
- 2 医療品、医療用資機材の調達方法  
医療品・医療用資機材等は原則として、市保有のもの及び医療機関で保有するものを使う。なお、不足する医療品・医療用資機材等については、次のとおり対応する。
  - 市内の薬局及び医薬品販売業者から調達する。
  - 薬品の入手が困難な場合は、県、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会を通じて要請する。
  - 医療品等が不足する場合は、自己が携行したものを使用する。この場合、費用は市が実費弁償する。（災害救助法が適用された場合を除く。）
  - 飲料水、洗浄のための給水は、上下水道班に要請する。
- 3 輸血用血液の確保  
輸血用血液が必要な場合は、日赤県支部（県赤十字血液センター）に供給を依頼する。  
また、必要に応じて市民への献血の呼びかけを行う。  
ただし、献血で得られた血液には有効期限があり、一方で献血は一度行くと次に献血ができるまでに期間を要することから、一時期に偏ることのないように留意し、継続的な献血を行うことが必要となることも併せて呼びかけを行う。

### 第4 現地救護所・臨時救護所・助産所の設置

- 1 現地救護所の設置  
健康班は、災害現場付近に現地救護所を設置する。
- 2 臨時救護所の設置  
健康班は、臨時救護所を学校、まちづくり推進センター等の公共施設に設置し、医師会と協力して環境を整備する。（最大14日間での終了を目標）
- 3 応急医療のシステム



- ※ トリアージ：傷病者の重症度と緊急度を判定して、収容機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモを装着すること。一見して重症にみえないクラッシュ症候群（手足等の圧迫から起こる全身障害）への注意が必要。
- ※ 傷病者の搬送については、第12節「緊急輸送対策」を参照。

#### 4 助産所の設置

助産所は、助産施設のある医療機関を充てる。

#### 5 傷病者の収容

収容医療施設が不足する場合は、仮設の収容施設や学校・まちづくり推進センター等のうち、収容可能な施設を確保する。

### 第5 現地救護所・臨時救護所の活動

健康班及び消防本部は、現地救護所・臨時救護所で、次の活動を実施する。

- トリアージ（緊急度分類）
- 中等傷者以上に対する応急措置
- 後方医療施設への転送の要否及び搬送順位の決定
- 転送困難な患者に対する医療の実施
- 死亡の確認
- 助産

#### 【トリアージ（緊急度分類）と搬送先】

分類	症状・状態	搬送先
第1順位	意識障害2桁以上・循環機能障害を伴うもの、大出血、重症ショック、重症熱傷、脊椎（髄）損傷、全身打撲、多損傷、頭部・胸部・腹部・腰部の外傷、呼吸困難	◆第3次医療機関 心肺蘇生法を継続している傷病者等、緊急に救命措置を必要とするものは、直近の医療機関に搬送し、応急医療処置を受けた後、適応医療機関へ搬送する。
第2順位	第1順位以外の傷病者	◆第2次医療機関
第3順位	程度は軽傷であるが、何らかの救急処置を必要とするもの	◆その他適応医療機関（第1順位及び第2順位の傷病者の数と医療機関の収容能力を考慮する。）
第4順位	死亡者	◆原則として、搬送活動は行わない。

### 第6 後方医療機関への搬送

#### 1 後方医療機関への搬送

現地救護所、臨時救護所で治療できない重症者は、適切な後方医療機関へ搬送する。

#### 2 搬送体制・方法

救出者、重症者の搬送は、搬送先を考慮して適切な方法で行う。

なお、県防災航空センター、又は自衛隊等のヘリコプターによる搬送が必要と認めるときは、総務班及び消防本部が県に対し出動を要請し、ドクターヘリによる搬送が必要と認めるときは、消防本部が医療機関に対し出動を要請する。

搬送隊（協力者）	主な搬送手段	主な搬送範囲
県防災航空隊、自衛隊	ヘリコプター	市外
佐賀大学医学部附属病院、久留米大学病院	ドクターヘリ	市外
消防本部、消防団	救急車、タンカ、徒手搬送	市内、市外
支援班、税務班、警察署、自主防災組織、ボランティア	担架、市所有の緊急車両、その他の協力団体の緊急車両	救出現場周辺、市内

## 第7 巡回救護の実施

### 1 巡回救護班の編成

健康班は、医療関係者と協力し、災害発生から一週間後を目安として、長期的な医療や心のケア対策を行うための巡回救護班を編成するとともに、避難所等の巡回スケジュールを作成して、避難所で定期的な医療活動を行う。

### 2 避難所救護センターの設置

避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、県と協力して避難所内に救護センターを設置する。

## 第8 心のケア対策

市及び県は、大規模な災害の発生後については、精神科医や医療ケースワーカー、保健師、児童相談所員等により災害に関わった人たちの心的外傷への対策を行う。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神疾患治療中の患者、治療歴のある患者の症状の悪化</li> <li>○ 復旧活動の従事者、ボランティアの抑うつ状態、燃え尽き症候群</li> <li>○ 被災者の子供、避難所生活者、専門家自身等</li> <li>○ 災害現場等で救助活動等に従事し、惨事を体験した防災関係機関の職員等</li> </ul>
対策の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心のケア救護所の設置（保健センター、病院、保健福祉事務所等）</li> <li>○ 災害相談所の設置（保健センター、病院、保健福祉事務所等）</li> <li>○ 心的外傷に関する広報活動の実施</li> <li>○ 専門ボランティアの受入れ</li> </ul>

## 第11節 交通管制

項目	活動	担当
交通対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通規制</li> <li>●緊急輸送道路の確保</li> <li>●運転者に対する広報</li> </ul>	建設第3班、消防団、警察署 建設第2班、建設第3班 建設第3班、警察署、道路管理者

### 第1 交通規制

#### 1 交通規制

次の機関は、交通の混乱を防止し緊急輸送道路を確保するため、交通検問所を設置するなど交通規制を実施する。

なお、市道の交通規制は鳥栖警察署長に連絡した後、管理者権限に基づき市長が実施するものとし、建設第3班が消防団と協力して交通規制を行うものとする。

区分	実施責任者	範囲	根拠法令
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路の損壊、その他の理由により、交通が危険であると認められる場合</li> <li>○ 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合</li> </ul>	道路法第46条
公安委員会	公安委員会 警察署長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するため必要があると認める場合</li> <li>○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合</li> <li>○ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合</li> </ul>	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条、第5条、第6条

#### 2 交通規制情報の収集・周知

建設第3班は、警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、車両を用いる班に伝達する。

また、交通規制の実施状況については、道路情報センターや報道機関の協力を得て市民等への周知に努める。

### 第2 緊急輸送道路の確保

#### 1 道路の確保順位

建設部各班は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、主要な路線において障害物等を除去し、緊急輸送道路を確保する。

また、主要な路線を確保することが困難な場合は、代替路線の確保に努める。

## 2 道路確保作業の内容

- 道路被害状況の調査
- 緊急輸送道路の決定（応急復旧）
- 道路管理者、警察署への復旧・交通規制の要請及び通報

## 3 緊急輸送道路の周知及び交通規制

建設第3班は、緊急輸送道路について、住民、運転者等に周知徹底する。

また、緊急輸送道路確保のため、交通を規制する必要があるときは、県公安委員会及び鳥栖警察署長に通知し、交通規制を行う。

### 資料編 緊急通行車両以外の車両通行止標示

## 4 緊急輸送道路確保のための措置

- 主な警戒措置
  - ・ 効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努める。
  - ・ 緊急輸送道路を確保するために必要な場合は、放置車の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。
  - ・ 緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
  - ・ 緊急輸送道路の障害物の除去について道路管理者等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

## 第3 運転者に対する広報

警察署、道路管理者は、市、県及び防災関係機関と協力し、災害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。この措置の主な内容は、次のとおりである。

- 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。
- 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。
- 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

## 第12節 緊急輸送対策

項目	活動	担当
輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急輸送</li> <li>●ヘリポートの設置</li> <li>●緊急通行車両の届出</li> <li>●緊急輸送実施体制</li> <li>●物資輸送拠点の設置</li> </ul>	支援班、税務班、防災関係機関 建設第3班 支援班 支援班 福祉班

### 第1 緊急輸送

#### 1 緊急輸送の実施

支援班、税務班、防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、次の輸送を実施する。

なお、輸送を行うにあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

第1段階 (災害発生直後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助救急活動、医療活動従事者、医薬品等物資等人命救助に要する人員物資</li> <li>○ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資</li> <li>○ 政府、地方公共団体の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道の施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資等</li> <li>○ 後方医療機関へ搬送する負傷者等</li> <li>○ 輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資</li> </ul>
第2段階 (災害応急対策時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1段階の続行</li> <li>○ 水、食料等生命の維持に必要な物資</li> <li>○ 傷病者及び被災者等の被災地外への輸送</li> <li>○ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資</li> </ul>
第3段階 (災害復旧対策時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2段階の続行</li> <li>○ 災害復旧に必要な人員・物資</li> <li>○ 生活必需品</li> </ul>

#### 2 緊急輸送の方法

緊急輸送は、市及び防災関係機関の所有車両で行う。

また、重傷病者の緊急又は長距離の輸送が必要な場合は、県に要請する。

### 第2 ヘリポートの設置

建設第3班は、緊急輸送のヘリコプター離着陸場を設置する。

また、物資投下が可能な場所も選定する。

資料編 ヘリポート設置箇所



### 第3 緊急通行車両の届出

#### 1 緊急通行車両

緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援班は、緊急通行車両として使用する場合、県知事又は公安委員会に対し確認を求め、標章及び確認証明書の交付を受ける。</li> <li>○ 交付を受けた標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。</li> </ul>
緊急通行車両の事前届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公安委員会は、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、届出済証を交付する。</li> <li>○ 支援班は、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、標章及び確認証明書の交付を受ける。</li> </ul>

資料編 緊急通行車両標章、緊急通行車両確認証明書

### 第4 緊急輸送実施体制

#### 1 車両、燃料の調達

支援班は、市所有車両及び調達先の輸送車両（バス、トラック等）の燃料の調達を行う。

#### 2 県や関係機関への要請

- 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量）
- 車両、船舶等の種類及び台数
- 輸送を必要とする区間及び借上期間
- 集結場所及び日時

車両が不足する場合	県に県有車両の提供、民間車両等の調達又はあっせんを要請する。
陸上輸送が不可能な場合	道路の途絶や渋滞によって陸上交通が不可能な場合は、県や関係機関にヘリコプターによる輸送を要請する。
鉄道による輸送	九州旅客鉄道株、日本貨物鉄道株九州支社に対しての協力を県に要請する。
船舶による輸送	洪水等の場合は、県に船舶による輸送を要請する。
人力等による輸送	安全かつ効率的な輸送通路を検討し、ボランティアや地域住民等の協力を得て人力等による輸送を行う。

#### 3 配車計画

支援班は、市所有車両、応援派遣された車両を総合的に調整する。

また、車両の運行に必要な人員は、原則として使用する各班の職員を充てる。

なお、防災関係機関から要請があったときは、待機車両を活用して可能な限り協力する。

## 第5 物資輸送拠点の設置

調達した物資や他市町村等からの救援物資の受入れや保管、配布のための仕分けを行うために、交通や連絡に便利な次の場所に、物資集積所を設置する。

詳細については、第15節第5「食料の確保・供給」、第15節第8「生活必需品の確保・供給」、第15節第9「義援物資・義援金の受入れ・配分」を参照。

- 小中学校等の指定避難所、又はその周辺で物資を集積するスペースを確保できる場所に設置する。
- その他、必要に応じて民間の倉庫等に受入れ等の要請を行う。  
(地震等の災害発生時における市民生活の支援に関する協定：大和ハウス工業株式会社)

## 第13節 ライフラインの応急対策

項目	活動	担当
上水道	●上水道の応急・復旧対策	上下水道班
下水道	●下水道の応急・復旧対策	上下水道班
工業用水道	●工業用水道の応急・復旧対策	工業用水道事業者
電気	●電気の応急・復旧対策	九州電力送配電(株)
電話	●電話の応急・復旧対策	西日本電信電話(株)等
ガス	●ガスの応急・復旧対策	鳥栖ガス(株)等
鉄道	●鉄道の応急・復旧対策	九州旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)九州支社

### 第1 上水道の応急・復旧対策

上水道施設が被災し、機能が停止した場合は、速やかに応急・復旧対策を実施する。  
また、給水のための重要度や修理の可能性等を考慮して、鳥栖市管工事協同組合の応援を求める。  
豪雨等の被害及び漏水、重大な水道水質被害等が起きた場合には、県及び近隣水道事業者、水道用水供給事業者等に応援要請を行う。(第15節第2の2「応援要請」を参照)

#### 資料編 水道事業に関する協定

##### 1 応急対策

###### (1) 被害調査

配水管の被害調査は、主要幹線系統、連絡管系統、給水拠点系統の順で行う。  
また、緊急配水調査として、配水池、配水設備及び連絡管の調査を行う。

###### (2) 応急対策活動

漏水を確認した時は、バルブ操作により飲料水を確保するとともに、配水管の破損に対しては、区間断水を行う。  
また、配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限するほか、原水から給水栓に至るまでの水質を監視する。

##### 2 復旧対策

###### (1) 資機材、車両、人材の確保

資機材等は、基本的に市所有のものを使用する。  
また、必要に応じて協定団体、民間工事業者、他市町村の水道事業者の協力を得るものとする。

###### (2) 災害時の広報

市民に対し、破損箇所、復旧作業の状況等を広報する。

###### (3) 各復旧対策順位

施設は、取水・導水・浄水施設、送水・配水施設、給水装置の順で、管は、送水管、配水管の順で復旧を行い、破裂折損を優先して給水可能区域の拡大を図る。  
また、配水管路は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等、緊急給水施設の順で、

給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものの順で復旧を行う。

## 第2 下水道の応急・復旧対策

下水道施設が被災し、機能が停止した場合は、速やかに応急・復旧対策を実施する。

### 1 応急対策

#### (1) 被害調査

上下水道班は、直ちに施設の被害調査を行う。

#### (2) 応急対策活動

汚水管渠は、汚水のそ通に支障がないよう移動式ポンプを配置する。

また、多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないようマンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

### 2 復旧対策

#### (1) 資機材、車両、人材の確保

資機材等は、基本的に市所有のものを使用する。

また、必要に応じて民間工事業者、他市町等の協力を得るものとする。

#### (2) 災害時の広報

市民に対し、破損箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置等を広報する。

## 第3 工業用水道の応急・復旧対策

工業用水道事業者は、災害により施設に被害が生じたおそれがある場合には、速やかに施設の巡視、点検を行う。また、市、利用者等との連絡体制を確保しながら、情報収集に努め、被害状況を把握する。

被害状況に応じて、必要な場合は給水停止等の措置を講じつつ、施設の迅速な応急復旧に努める。

被害が甚大な場合は、復旧までの間、利用者の代替水源確保（地下水、河川水、農業用水からの取水）について、水利権者等関係機関に対し、協力を要請する。

市、県及び利用者等に対し、給水停止エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に広報するよう努める。

## 第4 電気の応急・復旧対策

九州電力送配電(株)は、災害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき、速やかに応急・復旧対策を実施する。

応急復旧に際しては、水道施設、市役所、警察署、消防本部、電話施設、病院、避難所、報道機関、その他重要な施設に対しては、優先的に送電する。

また、市民に対し、電線等による感電防止や被害状況、復旧の見通し等を広報する。

## 第5 電話の応急・復旧対策

西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)及びソフトバンク(株)は、災害が発生した場合は、

あらかじめ作成している防災業務計画等に基づき、速やかに応急・復旧対策を実施する。  
また、市民に対し、被害状況や復旧の見通し等を広報する。

#### 1 応急対策

次の応急対策を実施する。

- 設備、資機材の準備及び点検
- 非常用可搬型交換機の設置
- 臨時回線の確保
- 非常通話、緊急通話の優先
- 最小限の通信の確保
- 特設公衆電話の設置
- 通信の利用制限

資料編 特設公衆電話設置箇所

#### 2 復旧対策

次の復旧対策を実施する。

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線の復旧
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動のため必要と認められる回線の復旧
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線の復旧

### 第6 ガスの応急・復旧対策

災害が発生した場合は、鳥栖ガス(株)、液化石油ガス(LPガス)事業者が定める保安規程に基づき、速やかに応急・復旧対策を実施する。

また、市民に対し、被害状況や復旧の見通し等を広報する。

### 第7 鉄道の応急・復旧対策

災害が発生した場合は、鉄道事業者は、被害を最小限に止め、輸送の確保を図るため、速やかに応急・復旧対策を実施する。

- 災害時の列車の運転規制
- 災害時の代替輸送方法
- 災害対策本部の設置
- 連絡通報
- 応急措置
- 施設の応急復旧

## 第14節 公共施設等の応急対策

項目	活動	担当
市の施設並びにその他の公共施設	●市の施設並びにその他の公共施設の応急・復旧対策	各施設管理者
道路・橋梁	●道路及び橋梁の応急・復旧対策	建設第1班、道路管理者
河川	●河川管理施設の応急・復旧対策	建設第1班、消防団、河川管理者
砂防施設	●砂防施設等の応急・復旧対策	砂防施設等管理者
治山施設	●治山施設等の応急・復旧対策	治山施設等管理者
農地農業用施設	●農地農業用施設の応急・復旧対策	農林班、農業用排水施設管理者

### 第1 市の施設並びにその他の公共施設の応急・復旧対策

市庁舎、まちづくり推進センター、市民文化会館等の市公共施設や社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため、次の応急・復旧対策を実施する。

- 避難対策の実施
- 施設利用者や施設入所者の人命救助及び混乱の防止
- 施設が被災した場合、安全確保のための立ち入り禁止措置
- 施設の応急復旧対策の実施
- 災害対策本部への通報

#### 1 施設利用者、施設入所者の安全確保

- 施設利用者、施設入所者の人命救助を第一とする。
- 避難対策で講じた応急措置の概要を、市災害対策本部へ速やかに報告する。
- 館内放送や職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講じる。

#### 2 施設の保全

##### (1) 応急措置

施設の保全は、防災活動の拠点となるものについて重点的に実施するものとし、施設の被害状況を早急に調査のうえ、次の措置をとる。

- 危険箇所の緊急保安措置、危険防止の保全措置等を実施する。
- 施設機能を確保するために必要な復旧措置を実施する。
- 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が困難な場合は、関係機関の応援を得て実施する。

##### (2) その他の留意事項

- 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査
- ガラス類等の危険物の処理
- 危険箇所への立ち入り禁止の表示

### 第2 道路及び橋梁の応急・復旧対策

道路管理者は、災害により、道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、

それぞれの所管の道路及び橋梁について被害状況を速やかに把握し、応急・復旧対策を実施する。

(1) 応急対策

① 被害状況の調査・把握

建設第1班は、災害が発生した場合、道路パトロールにより被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を総務班を通じて市長（本部長）に報告する。

また、関係機関から道路被害に関する情報を収集する。

② 道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

また、道路占用施設（上・下水道、電気、ガス、電話等）の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び道路管理者にその旨を通報する。

③ 交通規制

通行が危険な路線・区間は、警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を要請する。

また、通行止め、交通規制等を実施した時は、市民等へ広報するものとする。

(2) 復旧対策

① 応急復旧

被害を受けた市道については、市内建設業者等の協力により、応急復旧を実施する。

なお、市道以外の道路について、事態が緊急を要し当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を実施する。

また、道路の応急復旧が困難な場合は、県知事、自衛隊に対し応援を要請する。

② 仮設道路の設置

道路が破損し、復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、関係機関と協議のうえ、仮設道路を設置する。

### 第3 河川管理施設の応急・復旧対策

河川管理者は、災害により、河川及び排水機場等の施設が被害を受けた場合、又は被害を受けるおそれがあると認める場合は、応急・復旧対策にあたる者の安全を確保したうえで、応急・復旧対策を実施する。

(1) 応急対策

① 施設の巡視

建設第1班、消防団及び河川管理者は、災害が発生した場合に水防活動と並行して河川管理施設を巡視し、その状況を総務班を通じて市長（本部長）及び県に報告する。

○ 重点巡視箇所

- ・ 管内の河川管理施設
- ・ 工事中の箇所
- ・ 危険箇所

資料編 河川等水防箇所、排水ポンプ及び水こう門設置箇所

## ② 被害発生時の措置

災害により河川管理施設に被害が発生した場合は、直ちに施設管理者に報告するとともに、次の措置を行う。

- 移動排水ポンプの派遣要請
- 排水作業
- 外水被害の拡大防止
- 技術指導の要請

## (2) 復旧対策

堤防、護岸及び水門等の被害について調査し、河川管理者に速やかに応急復旧の実施を要請する。

## 第4 砂防施設等の応急・復旧対策

砂防施設等の管理者は、災害により、砂防施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、市及び県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

市及び県は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急措置（砂防施設等の修復、不安定土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

## 第5 治山施設等の応急・復旧対策

治山施設等の管理者は、災害により、治山施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、市及び県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

## 第6 農地農業用施設の応急・復旧対策

市及び農業用排水施設管理者は、災害により、農地農業用施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、市及び県に対し、この結果を連絡する。

市及び農業用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

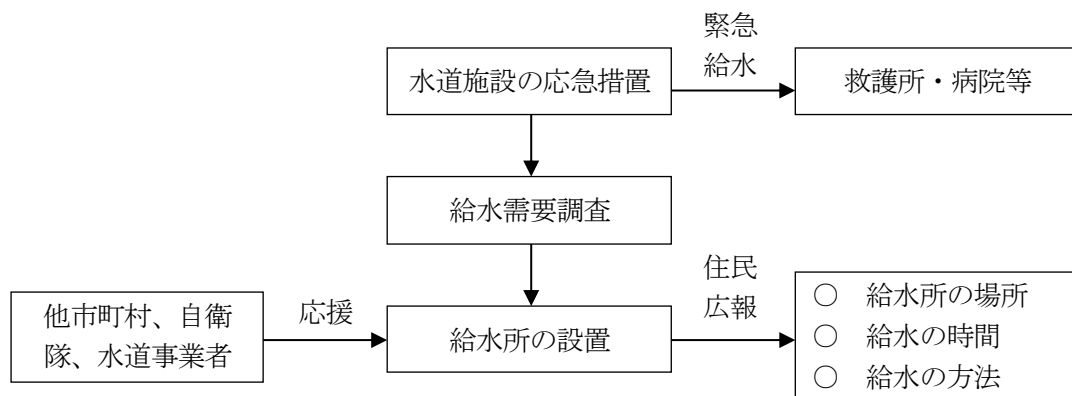


## 第15節 生活救援対策

項目	活動	担当
飲料水、生活用水の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急給水</li> <li>●飲料水、生活用水の給水</li> </ul>	上下水道班 広報班、収容各班、上下水道班
食料の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食料等の応急配給</li> <li>●食料の需要の把握</li> <li>●食料の確保・供給</li> <li>●炊き出しの実施</li> </ul>	総務班、支援班、市民各班、税務班、福祉班、収容各班 総務班、支援班、市民各班、福祉班、収容各班 支援班、市民各班、税務班、福祉班、収容各班 こども班、収容第3班
生活必需品の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活必需品の需要の把握</li> <li>●生活必需品の確保・供給</li> </ul>	総務班、支援班、福祉班、収容各班 支援班、税務班、福祉班、収容各班
救援物資の受入れ	●義援物資・義援金の受入れ・配分	広報班、出納班、税務班、福祉班
災害総合窓口	●災害時総合相談窓口業務	市民第1班、各課等
罹災証明	●罹災証明	総務班、消防本部

### 第1 緊急給水

災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、上下水道班は直ちに被害状況を把握し、応急措置の後、重要施設への緊急給水を実施する。



#### 1 緊急給水先

緊急給水は、次の施設の順で行う。

- ① 救護所
- ② 病院（特に人工透析治療施設）
- ③ 社会福祉施設
- ④ 避難所

#### 2 給水方法

上下水道班は、班所有の資機材、車両を用いて給水を行う。

## 第2 飲料水、生活用水の給水

### 1 給水源の確保

- (1) 災害発生後、直ちに水源地、導水ポンプ及び連絡管等の異常を調査し、漏水を確認した時はバルブ操作により給水源を確保する。
- (2) 専用水道や家庭の井戸等を利用等により、給水源の確保の周知に努める。
- (3) 受水槽、プール等を補給給水源として使用する場合、塩素剤による消毒を行う。
- (4) 上下水道局長と協議し、取水基地、取水計画等を定める。
- (5) 復旧に時間を要する地域や多量の水を必要とする医療機関等の断水に対しては、協力団体への応援を求め、巡回給水や応急仮配管による応急給水を行う。

### 2 応援要請

豪雨等の被害、渇水、重大な水道水質被害等が起きた場合及び自らの活動のみでは困難と認める場合には、近隣水道事業者、水道用水供給事業者、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。

#### (1) 要請の方法

電話、FAX等により県に要請し、後日文書を提出する。

#### (2) 要請時の報告事項

- 被害の状況
- 応急給水用資機材とその数量
- 応援人員とその数量
- 水道資材とその数量
- 機械器具とその数量
- その他応援を要請したい事項

### 3 給水の需要調査

上下水道班は、給水機能が停止すると判断される場合は、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の調査を実施する。

- 給水班の編成状況
- 応急給水の開始時期
- 給水所の設置場所
- 給水機能停止区域、世帯、人口
- 復旧の見込み

### 4 応急給水の必要量

災害から2～3日以内は飲料水、それ以後は飲料水と生活用水を供給する。ただし、大規模な災害のため、必要量の供給が困難な場合は、供給可能な範囲内での給水に努めるものとする。

- 発災直後～2、3日：1人1日3リットル程度（飲料水）
- 2、3日以降：1人1日20リットル程度（飲料水＋生活用水）

## 5 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用する車両及び資機材は、上下水道班が準備する。

なお、市が所有するものを用いるが、不足する場合は、民間業者、自衛隊及び他市町の水道事業者に応援を要請する。

また、ポリタンク、バケツ等の給水容器は、市内業者等から調達する。

## 6 給水所の設置

給水は、給水所を設置して、給水車等による拠点給水方式で行う。

給水所は、避難所に設置するものとするが、必要に応じて被災地等にも給水所を設置する。

また、給水所の設置場所には「給水所」の看板等を掲示するものとする。

## 7 周知・広報

給水所を設置した時は、広報班と協力して、住民への周知に努める。

- 給水所の場所
- 給水の時間
- 給水の方法

## 8 給水の方法

### (1) 給水所への運搬

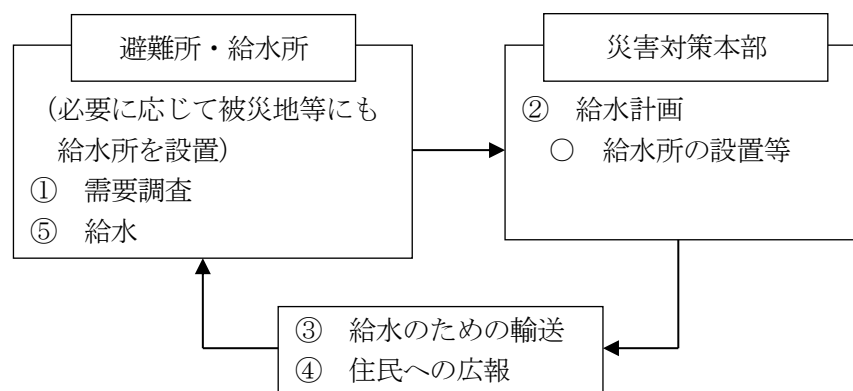
飲料水等の給水所への運搬は、税務班、上下水道班、ボランティア及び応援団体等が配水池から給水車、トラック等の車両及び給水容器等を使用して行う。

### (2) 給水所での給水

給水所での給水は、避難所に派遣された職員、消防団、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、市民自らが持参した容器に給水する。

また、不足する場合には、給水袋等を使用する。

### 【飲料水・生活用水の供給の流れ】



## 9 在宅等被災者への対応

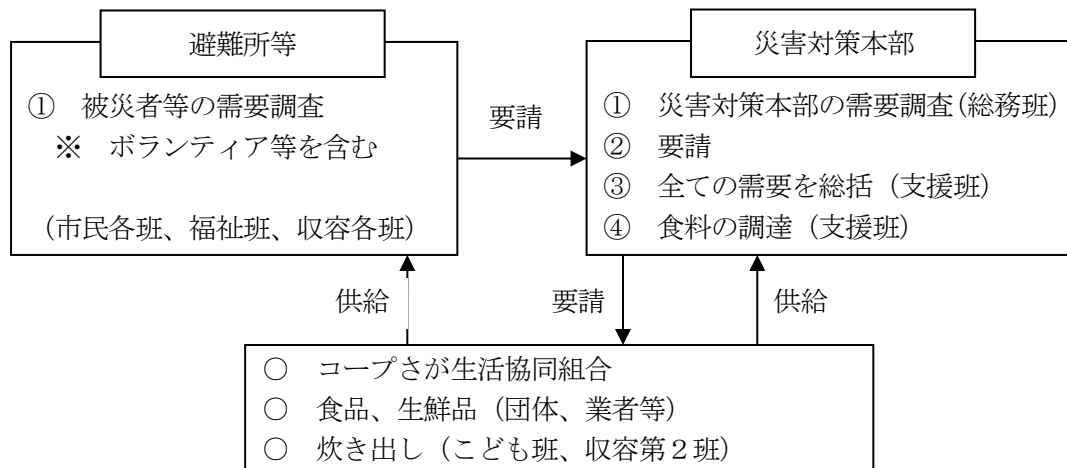
大規模な災害が発生した場合、あらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により飲料水や生活用水の調達ができない場合がある。

これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において供給を行うなど飲料水や生活用水が提供されるよう努めるものとする。

### 第3 食料等の応急配給

大規模災害が発生した場合、発生から2～3日以内の食料は、炊き出しや弁当類を配給する。  
各担当班は、食料を災害対策本部、避難所等へ運び、避難者、被災住民、応急対策活動等に従事する者（職員、応援団体、ボランティア等）へ配給する。

#### 【食料、生活必需品の供給の流れ】



- ※ 食料等の運搬は、業者に要請するものとし、要請できない場合は、税務班が行う。
- ※ 配給の際には、物品等受払簿に記入する。

資料編 物品等受払簿

### 第4 食料の需要の把握

支援班は、総務班、市民各班、福祉班及び収容各班と連絡を行い、食料の需要を把握する。

- 避難所における必要数は、収容各班が把握する。
- 在宅等被災者は、自治会（自主防災組織）、ボランティア等の協力を得て福祉班が把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、総務班、福祉班が把握する。

### 第5 食料の確保・供給

#### 1 市の食料の確保

支援班は、協定締結業者や製パン業者、食料加工業者、スーパー等からパン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。

また、乳児に対しては粉ミルクを県及び販売業者等から調達する。

#### 2 県からの食料調達

県は、市から要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、食料等を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。

- 独自で備蓄している食料（栄養調整食品、アルファ米、おかゆ袋等）を供給する。
- 農林水産省生産局を通じ、県内の米穀出荷・販売事業者への手持ち精米の供給あっせんを要請する。

また、災害救助用米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省生産局に政府所有米穀の引き渡しを要請する。

- 「災害時における物資の調達に関する協定」を締結した事業者等から調達する。アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ、市場や関係団体等を通じあつせんする。
- 必要に応じ、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく支援を要請する。

### 3 供給対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

- 避難指示に基づき、避難所に収容された人
- 住家が被害（全焼、全壊、流失、半壊、半焼、床上浸水）を受け、炊事の不可能な人
- 住家が被害を受けたため一時縁故先等へ避難する人
- 旅行者、市内通過者等の一時滞在者で他に食料を得る手段のない人
- 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人
- 災害応急対策活動従事者

### 4 食料供給活動の実施

食料の供給については、比較的小規模な災害の場合や災害発生の初期段階については以下のとおり行うものとするが、被害が甚大・長期化する場合については、「第9の1 義援物資」を参照して供給体制をとるものとする。

#### (1) 食料の輸送

食料供給に関する輸送業務は業者が行うが、必要な場合は税務班も行うものとする。  
また、市で調達した食料及び県等から支給を受けた食料の輸送は、税務班が行う。

#### (2) 食料の集積場所

食料の集積場所（保管場所）は、災害の状況に応じて交通及び連絡に便利な公共施設、その他の適当な場所に設置し、福祉班が管理する。

#### (3) 食料の供給

災害発生第1～2日目については、県等の備蓄食料や弁当等、第3日目以降については、米飯の炊き出し又は弁当・パン等を供給するものとする。  
また、乳幼児に対しては、粉ミルクを供給するものとする。

#### (4) 供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食当たり精米300グラムの範囲内とする。

### 5 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し

災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であつて緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするとき、市は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。

## 6 在宅等被災者への対応

大規模な災害が発生した場合、あらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料の調達ができない場合がある。

これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において供給を行うなど食料が提供されるよう努めるものとする。

## 第6 炊き出しの実施

炊き出しは、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、自治会（自主防災組織）、ボランティア等の協力を得て、避難所又はその近隣などで実施する。

炊き出しに必要な原材料、燃料等は市で調達する。

### 【炊き出し】

- 炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。
- 器具は、まちづくり推進センター等既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人から借り上げる。
- 炊出しに当たっては、担当班の職員が立会し、その実施に関して指揮する。
- 乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

## 第7 生活必需品の需要の把握

生活必需品の需要の把握については、「第4 食料の需要の把握」を準用する。

## 第8 生活必需品の確保・供給

### 1 対象者

生活必需品の供給は、住宅の全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者に対して行うものとする。

### 2 供給内容

生活必需品の内容は、次のとおりとし、供給、貸与は災害救助法の範囲内で行う。

- 寝具・・・就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
- 衣類・・・洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない）
- 身の回り品・・・タオル、靴下、サンダル、傘等
- 炊事道具・・・炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
- 食器・・・茶碗、皿、はし等
- 日用品・・・オムツ（大人用・子供用）、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等
- 光熱材料・・・マッチ、カセットこんろ、カセットガストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等
- 情報機器・・・ラジオ、乾電池等

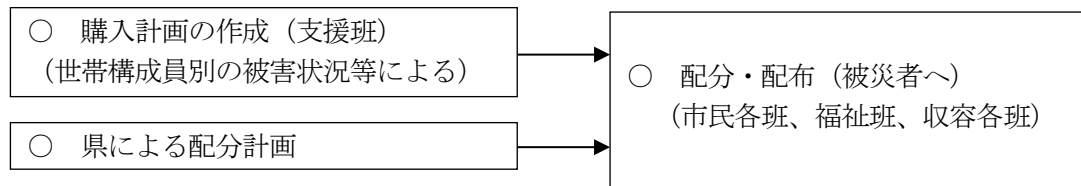
### 3 集積・配分

生活必需品の集積場所は、災害の状況に応じて交通及び連絡に便利な公共施設、その他の適当な場所とし、福祉班が管理する。

また、輸送が必要な時は、税務班、ボランティア等が行う。

### 4 購入による供給

生活必需品の購入による供給は、災害救助法の供給、貸与の基準の範囲内で行う。



資料編 災害救助法による救助内容

### 5 県からの生活必需品の調達

県は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、必要な供給品目、数量等の把握に努めつつ、自ら備蓄していた生活必需品等を放出し、又は「災害時における物資の調達に関する協定」を締結している事業者など、あらかじめ把握している調達可能業者等から調達し、市に供給する。

また、県内の他の市町に対し、備蓄品の放出及び業者からの調達を要請する。

これらの措置を講じてもおお不足する場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

### 6 在宅等被災者への対応

大規模な災害が発生した場合、あらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により生活必需品の調達ができない場合がある。

これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において供給を行うなど生活必需品が提供されるよう努めるものとする。

## 第9 義援物資・義援金の受入れ・配分

義援物資・義援金は、市、県、日本赤十字佐賀県支部及び佐賀県共同募金会が相互に協力し、受け付けし、迅速かつ確実に被災者に配分する。

### 1 義援物資

#### (1) 義援物資の受入れの基本方針

義援物資は、必要に応じて福祉班が受入体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、次の点に留意し、応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達する。

- 企業・団体等からの大口受入れを基本とし、個人からの物資は原則として受け取らない（個人には、義援金としての支援に理解を求める）。
- 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。

- 物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。
- 可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難所に直接配送してもらうよう依頼する。

## (2) 受入れの広報

広報班は、円滑な物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供を要請する。

- 受付窓口
- 受入れを希望する義援物資と受入れを希望しない義援物資のリスト  
(時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえて、逐次見直す。)
- 送付先(集積場所)及び送付方法(梱包方法を含む)
- 個人からは、原則義援金を受付ける
- 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となるため行わないこと

## (3) 義援物資の保管・仕分け・輸送

義援物資の保管・仕分けは福祉班が、輸送・配布は税務班が担当する。

被災者が置かれている環境に鑑みあらかじめ必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て義援物資を受入れるとともに、当該義援物資が被災者に公平にいきわたるよう配慮して配分する。

配分作業の効率化を図るため、義援物資は一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けした後、被災者に配送する。

ただし、災害が激甚などにより、市での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町に対して義援物資の配送について支援を要請する。

県は、市から要請があった場合(要請が必要と見込まれる場合も含む)、支援物資の受入・配送システムに基づき、支援物資の受入れから避難所までの配送を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

また、大規模な災害が発生した場合、自宅や車上など避難所以外で生活する者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合があることに配慮し、これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うものとする。

## 2 義援金

### (1) 義援金の受付け

出納班は、必要に応じて、義援金の受付窓口を設置する。

義援金の受付けに際しては、出納班が受付記録簿を作成し、保管の手続きを行うとともに、寄託者に領収書を発行する。

また、日本赤十字佐賀県支部の支部、地区・分区及び佐賀県共同募金会においても受付体制を整備する。

資料編 義援金品領収書



## (2) 義援金の保管、配分

市に寄せられた義援金は、被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成して管理・保管する。

県は、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と共同で「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

義援金配分委員会は義援金の受入額や被災状況等を考慮のうえ、配分対象、基準、時期及び支給方法等を定めた配分計画の速やかな決定に努めることとし、1次配分については、迅速性に重きを置いた配分を行うため1か月以内を目途に決定することとする。

市に寄せられた義援金の配分は、義援金配分委員会の配分計画を参考に、市災害対策本部が協議のうえ決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

## 第10 災害時総合相談窓口業務

### 1 開設

市民第1班は、市域に大規模な災害が発生した場合及びその他必要と認める場合には、直ちに本庁舎1階市民ホールに災害時総合相談窓口を開設する。

また、各部長に開設の旨を連絡して職員の派遣を要請する。

また、防災関係機関による相談窓口が市庁舎に設置されるよう関係機関・団体等へ協力を要請する。

#### 【各課の相談事項】

総務課・税務課	罹災証明の発行・判定結果・再調査の申請、税の減免
地域福祉課 高齢障害福祉課	福祉全般、救助物資の管理・支給、被災者生活再建
こども育成課	保育、育児相談
健康増進課	カウンセリング（保健師他、ボランティア等の協力を得て行う。）、医療、健康
市民協働推進課	法律相談、分掌の明らかでない事項に関する相談
市民課	遺体の埋火葬許可、要搜索者名簿の閲覧、外国人からの問い合わせ
国保年金課	国民健康保険、国民年金
環境対策課	環境衛生全般
商工振興課	商工業全般
農林課	農林業全般、農業土木
建設課	建物危険度判定、応急仮設住宅、市営住宅、道路、被害家屋の解体
都市計画課	都市計画
上下水道局	水道、給水、下水道
学校教育課	教育相談
生涯学習課	文化財
消防本部	罹災証明の発行（火災）

### 2 臨時市民相談所の開設

市民第1班は、必要と認める場合は、市長（本部長）の指示に基づき、避難所又は被災地のうち交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情等の積極的な聞き取りに努める。

### 3 防災関係機関による災害相談

#### (1) 警察署

警察署は、必要に応じて、警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を開設する。

#### (2) 消防本部

消防本部は、必要に応じて、消防本部やその他必要な場所に臨時相談所を開設する。

#### (3) その他の防災関係機関

市長（本部長）は、必要に応じて、その他の防災関係機関に対して、市の災害時総合窓口及び臨時市民相談所への担当者の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。

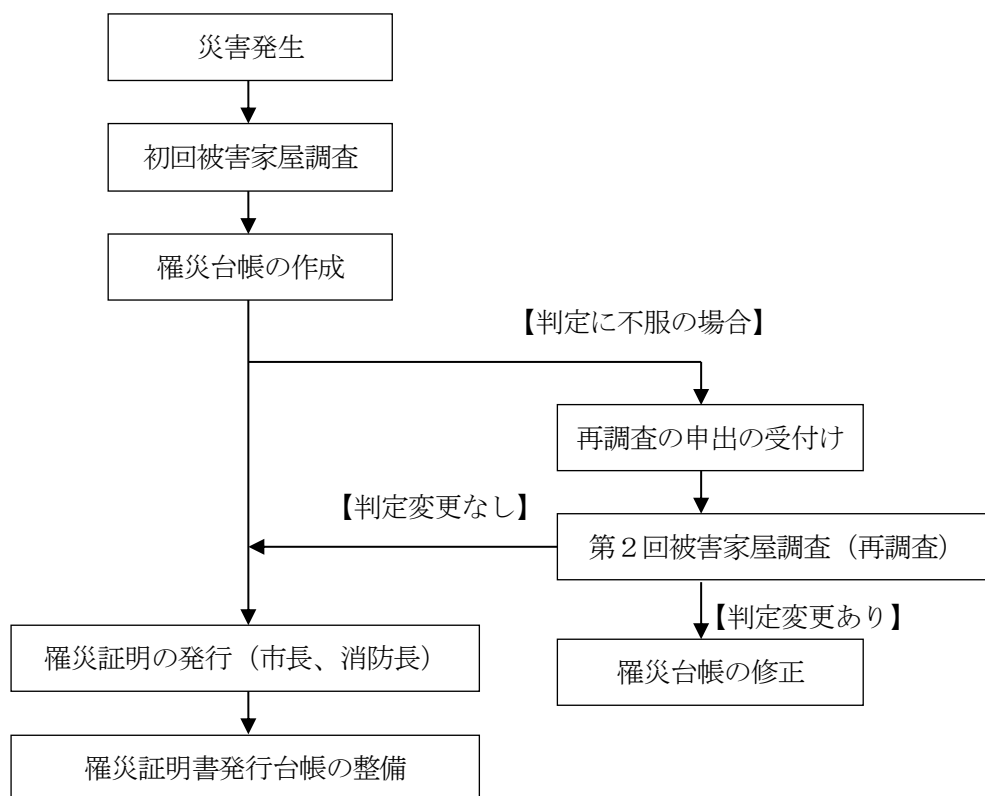
また、防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集、広報に努める。

### 4 県民相談窓口

県は、市の災害時総合相談窓口と連携して被災者からの相談や問い合わせに対応する。

## 第 1 1 罹災証明

### 1 罹災証明書の発行



※ 中間調査、確定調査は、第2節第2・第3を参照

(1) 対象

災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋については、次の項目の「罹災証明」を行うものとする。

- 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）

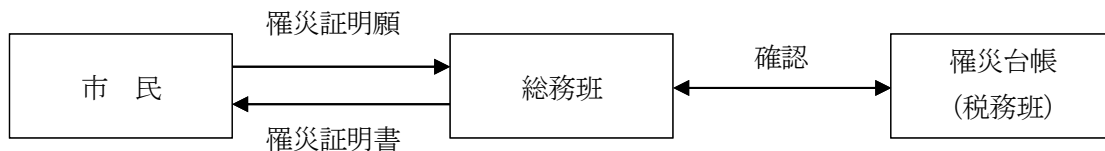
(2) 発行者

罹災証明は市長が行う。なお、火災による罹災証明は消防長が行う。

(3) 証明書の発行

総務班は、税務班が作成した「罹災台帳」を確認のうえ、被災者の申請により「罹災証明書」を発行する。

なお、「罹災台帳」により確認ができない場合については、申請者の立証資料（写真）等をもとに、客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行することができる。



※ 火災は、消防本部

資料編 罹災証明書

(4) 罹災証明に関する相談・再調査の受け付け

税務班は、罹災証明に不服がある場合の再調査等を受け付ける相談窓口を設置して、被災者に対応する。

また、罹災証明に不服がある場合や第1次調査が物理的にできなかった家屋については、再調査を実施する。

## 第16節 災害時における「住」対策

項目	活動	担当
被災住宅の修理等	●被災住宅の解体、撤去 ●被災住宅の応急修理	建設第1班 建設第1班
応急仮設住宅の設置	●応急仮設住宅の需要の把握 ●応急仮設住宅の用地の確保及び建設 ●応急仮設住宅に入居者の募集・選定	広報班、福祉班、収容各班 建設第1班 福祉班、建設第1班、収容各班
住宅の確保	●公営・民間住宅の確保 ●公営・民間住宅の入居者の選定	建設第1班 建設第1班

### 第1 被災住宅の解体、撤去

建設第1班は、危険と判断される被災した住宅の所有者に対して、解体、撤去の措置を促すものとする。

また、所有者が自力で撤去できないと市長（本部長）が判断し、必要と認めた場合については、建設第1班が解体、撤去を行うものとする。

なお、作業計画は、第17節第6「災害廃棄物処理の計画・実施」との整合性を確保しながら行うものとする。

### 第2 被災住宅の応急修理

#### (1) 応急修理の決定

市長（本部長）は、必要と認める場合は、災害救助法の規定に基づき被災住宅の応急修理を実施する。

#### (2) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、次の基準に該当する者とする。

- 住家が半壊、半焼などの被害を受けて、当面の日常生活を営むことができない状態にある市民
- 自らの資力では、住家の修理ができない市民

#### (3) 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠かすことのできない部分について、必要最小限度の範囲内で実施する。

#### (4) 応急修理の実施

応急修理の実施については、資料編「災害救助法による救助の内容」を参照。

#### (5) 公営住宅の応急修理

公営住宅の応急修理は、建設第1班が調査を行い、修理の必要度の高い住宅から実施する。

#### (6) 修理期間

災害発生日から1ヶ月以内に行うものとする。

### 第3 応急仮設住宅の需要の把握

#### 1 需要の把握

福祉班、収容各班は、災害発生後速やかに、応急仮設住宅への入居希望者を把握する。

調査方法については、広報班において入居の資格基準及び該当者要件等を広報した後、入居希望者を避難所等で受付ける。

なお、入居希望者については、被災者が災害時に市内に居住していれば、住民登録の有無を問わないものとする。

#### 2 入居の資格基準

入居できるものは、次のいずれかに該当する世帯とする。

- 住家が全焼、全壊又は流失した者であること
- 居住する住家がない者であること
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者であること
  - ・ 生活保護法の被保護者並びに要保護者
  - ・ 特定の資産のない失業者
  - ・ 特定の資産のない未亡人、母子世帯
  - ・ 特定の資産のない高齢者、障害者等の要配慮者
  - ・ 特定の資産のない勤労者
  - ・ 特定の資産のない小企業者
  - ・ 上記に準ずる経済的弱者

### 第4 応急仮設住宅の用地の確保及び建設

#### 1 建設実施の決定

市長（本部長）は、必要と認める場合は、災害救助法の規定に基づき応急仮設住宅を建設する。

#### 2 用地の確保

応急仮設住宅の建設地は、二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

なお、遠隔地等の理由により申込みのない応急仮設住宅は、災害救助費の国庫負担の対象とならないために注意する。

#### 資料編 応急仮設住宅建設候補地

#### 3 建設の実施

##### (1) 住宅の仕様

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障害者等に配慮した仕様及び設計に努める。

建設の規模、費用の基準については、資料編「災害救助法による救助の内容」を参照。

##### (2) 建設工事の実施

応急仮設住宅の建設工事は、建設業者に協力を要請する。

(3) 建設期間

災害発生日から、20日以内を目標に着工し、速やかに完成させる。

(4) 建設戸数

住家の全壊・全焼・流失した世帯数の3割以内を基準とする。

4 要配慮者向け応急仮設住宅の設置

要配慮者向け応急仮設住宅の設置に努めるものとする。

5 福祉仮設住宅の設置

高齢者居宅介護等に利用できる福祉仮設住宅の設置に努めるものとする。

6 集会場の設置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための集会場の設置に努めるものとする。

## 第5 応急仮設住宅の入居者の募集・選定

1 入居の資格基準及び該当者

入居の資格基準及び該当者については、第3「応急仮設住宅の需要の把握」を参照。

2 入居者の募集

入居者の募集については、第3「応急仮設住宅の需要の把握」を参照。

3 入居者の選定

入居者の選定は、建設第1班が入居希望者の条件を十分調査し、本部会議において決定する。  
選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当てに配慮するものとする。

また、要配慮者が優先的に入居できるよう配慮するものとする。

県が行った場合は、市はこれに協力する。

4 応急仮設住宅の管理

建設第1班は、応急仮設住宅の管理を行うとともに、応急仮設住宅入居を円滑に進める。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

5 供与期間

応急仮設住宅の完成日から、建築基準法第85条第4項による期限内（2年以内）とする。

## 第6 公営・民間住宅等の確保

建設第1班は、公営住宅、民間住宅等の空室、空き家の確保を行うものとする。

### 1 公営住宅の確保

#### (1) 市営住宅の確保

市は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用するものとする。

なお、市営住宅は災害発生の日から3年間に限り(公営住宅法第24条)、一時居住宅として正規の入居資格要件の有無を問わず入居することができる。

#### (2) 公営住宅の確保の要請

県や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等に対し、所有する公営住宅を被災者向けに確保するよう要請する。

県は、一元的に、公営住宅の空室情報を収集するとともに、必要な場合は、「九州山口9県災害時応援協定」等に基づき、他都道府県内の公営住宅の提供について要請する。

### 2 民間住宅の確保

県は、応急仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請する。

また、県は、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅を確保する。

### 3 企業等の施設の供与

市は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

## 第7 公営・民間住宅の入居者の選定

公営・民間住宅の入居者の選定については、第5「応急仮設住宅の入居者の募集・選定」を準用する。

## 第17節 災害時の環境・衛生対策

項目	活動	担当
保健衛生・防疫対策	●食中毒の予防 ●被災地の保健衛生・防疫活動	広報班、健康班、環境班 健康班、環境班
し尿対策	●仮設トイレの設置 ●し尿の収集・処理	環境班 環境班
清掃対策	●生活ごみの処理 ●災害廃棄物処理の計画・実施	環境班 環境班
遺体の処理・埋葬	●遺体の処置 ●遺体の埋火葬	市民第2班、税務班、環境班、警察署 環境班

### 第1 食中毒の予防

県は、食中毒を予防するため、飲料水の簡易検査、救護食品の監視指導及び試験検査等を行う。

特に食中毒が発生しやすい時期は、住民に広報等で注意を呼びかけるとともに、食品調達業者に食中毒の防止を指導する。また、市はこれに協力する。

### 第2 被災地の保健衛生・防疫活動

#### 1 保健活動

市及び鳥栖保健福祉事務所は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者等の健康が損なわれることのないよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、次のとおり保健活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、実施する。

- 健康班は、医師会、鳥栖保健福祉事務所等と連携の下に、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・精神保健相談等の健康管理を行う。
- 被災者の衛生状況を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。
- 食中毒等の予防のため、被災者等への食料衛生知識の普及や避難所等における食料衛生指導及び検査の徹底を図る。

#### 2 防疫活動

健康班及び環境班は、県の指示に基づき防疫活動を実施する。

##### (1) 消毒の実施

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認められるときは、感染症法第27条の規定により、次のような地域等の管理者等に対して消毒を命じる。

ただし、命令による消毒が困難な場合は、県は市に対し消毒の指示を行う。

なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第14条の規定により行う。

- 感染症が発生した地域
- 水害により下水道や道路側溝等、家屋周辺が不衛生になった箇所



- 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸のある地域
- 浸水、倒壊家屋、下水その他が不衛生となり、消毒を必要とするとき
- 土壌還元によるし尿処理を行うとき
- 鼠、昆虫が多量に発生したとき
- 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき
- 避難所、便所その他不衛生な場所

(2) 防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は、市が保有するものを使用して行うが、不足する場合は県及び業者等に協力を要請する。

3 避難所の防疫指導

県の指示に基づき、避難所の避難者に対して次のとおり防疫指導を行う。

- 清潔方法及び消毒方法の実施
- 飲料水の管理
- 健康診断

4 検病活動

健康班は、県が実施する検病調査に協力する。

(1) 検病調査及び健康診断

県は、災害の規模に応じ、市、地区医師会等関係機関の協力を得て、情報の的確な把握に努め、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、避難所等その他衛生条件の悪い地域を優先し、緊急度に応じて段階的に、順次検病調査を実施する。

また、検病調査の結果必要があると認めるときは、感染症法第17条第1項の規定により県は健康診断の勧告又は措置を行う。

(2) 感染症対策

県は、感染症患者で入院の必要な者に対し、感染症法第19条の規定により入院の勧告又は措置を行い、市に報告する。

感染症対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の定めるところにより行うものとする。

- 被災地及び避難所における感染症患者等の早期発見
- 感染症患者等への入院勧告、措置、報告
- 手指の消毒等必要な指導及びクレゾール石鹼液等の配布
- 感染症発見箇所の消毒の実施
- 広報の依頼（広報班へ）
- 必要に応じ臨時予防接種の実施

(3) 感染症患者の入院

県は、入院する感染症患者を当該入院に係る病院又は診療所に移送する。

5 水質調査

県は、被災地及び避難所周辺の水質汚染について水質調査を実施し、汚染された場所について

市民への周知や消毒を行う。

#### 6 ねずみ族、昆虫等の駆除

県は、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき地域を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じる。

ただし、命令による駆除が困難な場合は、県は当該区域を管轄する市に対し駆除の指示を行う。  
なお、駆除の実施に当たっては、同法施行規則第15条の規定により行う。

#### 7 家庭動物等の保護・収容

環境班は、放置された家庭動物等について鳥栖保健福祉事務所と協力して一時的な保護の措置を講じる。

- 所有者不明の家庭動物等のうち、譲渡可能な家庭動物等は譲渡する。
- 犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。

### 第3 仮設トイレの設置

環境班は、大規模な災害発生時における被災地の衛生環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障害者等に配慮する。

仮設トイレはリース会社等から調達するが、市で調達できない場合は県に調達を要請する。

- 主な設置場所：被災により下水道が使用不可能となった避難所、被災地内又は隣接地の公園等の空地

### 第4 し尿の収集・処理

し尿の収集・処理は、市内し尿収集業者と協力して実施する。

- 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- 予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレの状況によりし尿処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。
- 水害等により冠水した地区については、便槽が満水しているおそれがあるため、優先的に汲み取りを行う。
- 収集運搬車及び人員を確保するとともに適正に配置する。
- 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。
- 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

### 第5 生活ごみの処理

環境班は、次の点に注意しながら、生活ごみをごみ処理車、ダンプ、トラック等で搬送し、ごみ処理場で焼却又は埋め立ての方法により処理する。

- 住民に対し、自治会単位によるごみの収集を呼びかける。
- 生ごみ等腐食しやすい廃棄物は、早急に収集・搬送・処理する。
- 処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場を指定する。
- 一時集積場は、定期的に消毒を実施する。

## 第6 災害廃棄物処理の計画・実施

### 1 処理計画

市は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、一般家庭、避難所等からの生活ごみ、粗大ごみ及び大量に発生するがれきについて、ごみ処理実施方針を立て、収集運搬及び処分を行う。

収集したごみを短期間に処理することが困難な場合には、仮置き場にごみを搬入する。

資料編 鳥栖市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第5章 災害廃棄物処理計画）

### 2 収集処理の実施

環境班は、災害時に道路等に排出された廃棄物を仮置場に車両で運搬し、集積されたごみは、焼却・破砕処分し最終処分場へ搬出する。仮置場、最終処分場の確保が困難な場合は県に要請する。

また、建物倒壊等に伴うコンクリート等のがれきは、アスベスト等の有害廃棄物に注意して運搬・処理を行う。

### 3 リサイクルの徹底

災害時に発生する廃棄物は多種多様なものとなるため、分別の徹底を周知して、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

### 4 広域的な処理

廃棄物の量が膨大であるなど、市内のみでの処理が困難な場合は、県へ応援を要請する。

県は、必要に応じ、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」に基づき、一般社団法人佐賀県産業資源循環協会に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

また、県内市町の応援のみでは処理が困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

## 第7 遺体の処置

### 1 検視・検案

発見した遺体は、現地において警察官が死体取扱規則及び検視規則等に基づき検視を行うとともに、医師による検案を実施する。

なお、現地での検視・検案が困難な場合は、遺体を一時収容できる安置所に搬送して検視・検案を行う。

また、環境班は遺体調書を作成する。

資料編 遺体調書

### 2 遺体の搬送・身元の確認

検視・検案を終えた遺体は、遺族に引渡しを行うものとするが、引渡しが困難な場合や身元不明の場合は、税務班に要請して指定された安置所へ搬送する。

また、身元不明者は警察署、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物を回収するとともに、歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

### 3 用品等の確保

環境班は、市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、埋火葬祭用品等必要な資機材を確保するとともに、納棺作業の指導要員を確保する。

### 4 遺体の安置

環境班は、公共施設や市内の寺院等、遺体の安置に適切な場所を選定して、安置所を開設する。  
なお、適当な建物が確保できない場合は、公共空地等を活用しテント等を設置して安置所を開設する。

また、医師より死体検案書を引き継ぎ、遺体調書及び遺体遺留品処理票を作成するとともに、棺に氏名札を添付する。

○ 遺体安置所設置予定箇所：鳥栖市斎場

資料編 遺体調書、遺体遺留品処理票

### 5 引渡し

収容された遺体について、遺族やその他関係者から遺体の引き取り申し出があった時は、遺体調書及び遺体遺留品処理票を整理のうえ、引き渡すものとする。

## 第8 遺体の埋火葬

遺族等が遺体の埋火葬を行うことが困難な場合又は遺族がいない場合は、市長（本部長）の許可に応じて応急的な遺体の埋火葬を実施する。

### 1 埋火葬の手続き

身元引受人が見つからない遺体については、市長（本部長）を身元引受人として、市民第2班が死体火葬許可証の発行手続きをとる。

### 2 埋火葬

(1) 環境班は、遺骨及び遺留品に氏名札及び遺体遺留品処理票を添付し、税務班に要請して所定の場所に移送する。

(2) 火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、必要に応じて佐賀県広域火葬計画に基づき広域的な火葬を実施する。

資料編 佐賀県広域火葬計画（一部抜粋）

### 3 遺骨・遺留品の保管

環境班は、遺骨及び遺留品の保管所を設置し、遺骨及び遺留品を一時保管する。

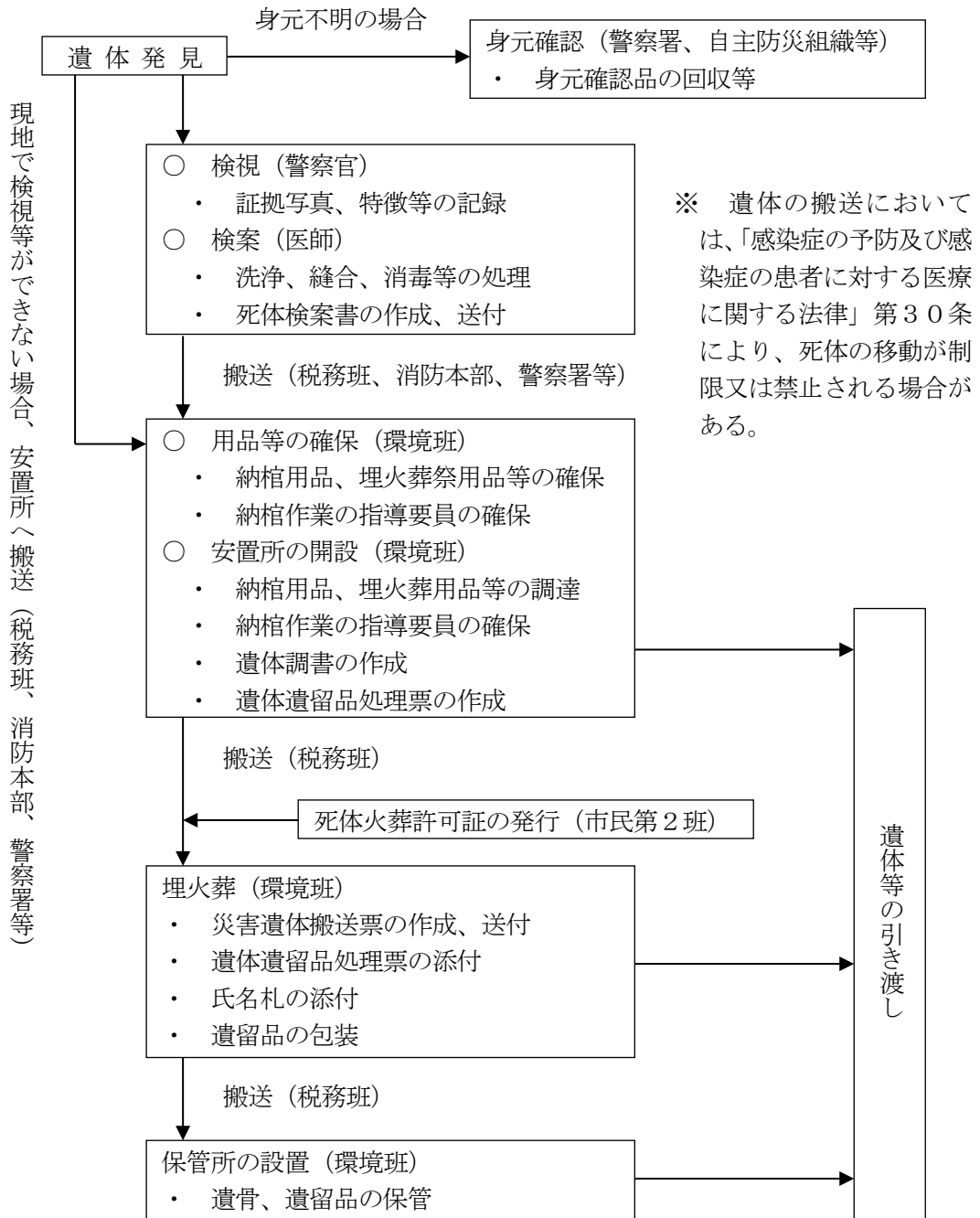
また、身元不明の遺骨について1年以内に引取人が判明しない場合については、身元不明者取り扱いとして、市が別に定める場所に移管する。

4 遺骨・遺留品の保管

埋火葬に関する支出費用は、災害救助法の基準によるものとする。

資料編 災害救助法による救助内容

【遺体の処理の流れ】



## 第18節 災害時の警備対策

項目	活動	担当
安全の確保	●被災地内の安全確保	総務班、建設第1班、消防団
治安の維持	●被災地内の社会秩序の維持	警察署

### 第1 被災地内の安全確保

#### 1 安全確保の協力要請

総務班は、協力団体及び自治会（自主防災・防犯組織）等に対し、避難所及び被災地における安全確保のための活動への協力を要請する。

また、関係各部署は、所管する施設の警備・防犯活動を行う。

#### 2 市民・事業所・消防団の役割

市民等は、自ら居住する区域において、被災地における安全確保のために必要な活動を可能な限り行うものとする。

また、消防団は、自治会（自主防災組織）及び付近住民と協力して救助・救出活動を行うとともに、消防本部や警察署、自衛隊等の救出活動の専門部隊が到着した場合は、現場指揮官の指示に基づいて諸活動を行うものとする。

#### 3 防犯灯・街路灯の調査等

総務班及び建設第1班は、自治会（自主防災・防犯組織）の協力を得て、災害により被災した防犯灯・街路灯の調査を行うとともに、道路管理者・関係機関等と連携・協力して、復旧等の必要な措置を講ずるものとする。

### 第2 被災地内の社会秩序の維持

警察署は、大規模災害の発生後に予想される様々な社会的混乱に対して被災地域における治安の維持を図るために、各種の犯罪予防活動及び取締り、その他公共の安全と秩序を維持する活動を実施するものとし、必要に応じて現地警備本部を設置するなど警備体制を確立する。

また、被災地域における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、消防団、各協力隊、警備業者等と連携協力して、被災地域、避難所等に対するパトロールや巡回等を行う。

## 第19節 要配慮者支援対策

項目	活動	担当
安全対策	●要配慮者の避難支援・安否確認	福祉班
保護対策	●孤児、遺児等の保護 ●高齢者、障害者の保護	こども班 福祉班
避難所	●避難所での要配慮者支援対策 ●福祉避難所の確保と移送	福祉班 税務班、福祉班
応急ケア	●巡回ケア対策及び広報・相談窓口の設置 ●応急仮設住宅の供給と復旧期応急ケア対策	広報班、市民第1班、福祉班、健康班 福祉班、健康班、建設第1班
外国人対策	●外国人対策	市民第1班

要配慮者に対しては、特に災害時の応急対策を円滑に行うものとする。

なお、要配慮者に対する対応は、本節に掲げるものに限らず本計画の全ての事項において配慮が必要である。

### 第1 要配慮者の避難支援・安否確認

#### 1 避難支援

福祉班は、要配慮者の安全を確保するため、福祉関係団体、民生委員・児童委員、自治会（自主防災組織）、婦人会、消防団、鳥栖市社会福祉協議会等に要請して、それぞれ適切な避難所等へ誘導する。

在宅の避難行動要支援者にあつては、避難行動要支援者避難支援計画に基づき、個別計画等を活用し避難支援を行うものとする。

#### 2 避難行動要支援者の安否・所在地の確認

福祉班は、避難行動要支援者支援台帳を基にし、福祉関係団体、民生委員・児童委員、自治会（自主防災組織）、婦人会、消防団、鳥栖市社会福祉協議会等の協力により、避難行動要支援者の安否と所在地を確認し、避難行動要支援者の所在地及び不明者のリストを作成する。

### 第2 孤児、遺児の保護

#### 1 孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握

こども班は、児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。

また、住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

#### 2 孤児、遺児等の保護

市及び県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所に送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。

### 第3 高齢者、障害者の保護

市及び県は、被災高齢者、障害者のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取扱いが円滑、的確に行われるよう、手続きの弾力的な運用などによる緊急保護体制の整備を図る。

### 第4 避難所での要配慮者支援対策

#### 1 応急ケア対策実施のためのリスト作成

福祉班は、要配慮者に必要となる応急的なケア対策を把握するため、次の点に留意してリストを作成する。

- 避難所単位に作成
- 福祉避難所への移送の要否
- 介護や介助要員の種別・規模などを項目別に作成
- その他必要と考えられる対策を項目別に作成
  - ※ 車椅子やつえ等の介助用具の要否、手話通訳要員の要否、点字広報誌の要否 など

#### 2 応急ケア対策の実施

福祉班は、上記で作成したリスト及び要配慮者からの要望を取りまとめ、避難所等において応急ケア対策を実施する。

- 健康診断や相談対応
- ボランティア等による介護
- 避難スペースの優先的割当
- 聴覚障害者向け掲示板等の設置

### 第5 福祉避難所の確保と移送

#### 1 福祉避難所・病院等の確保

福祉班は、避難所からの要配慮者支援要請に対して、要配慮者専用の福祉避難所となる施設を確保する。

なお、施設の確保にあたっては、当該施設の災害からの安全性についての確認を行うものとする。

- 福祉避難所に指定している施設の開設
- 市内の福祉施設・医療施設等への特別受入れの要請
- 県へ他市町の要配慮者受入可能施設への特別受入れの要請を依頼
- 孤児や遺児については、親族や養護施設へ受入れを要請

#### 2 福祉避難所・病院・養護施設等への移送

福祉避難所が確保され次第、税務班により移送を行うほか、福祉班は、必要に応じて福祉施設や福祉関係団体、運送事業者、自衛隊等の防災関係機関及びボランティア等に移送を要請する。



## 第6 巡回ケア対策及び広報・相談窓口の設置

### 1 巡回ケア対策

健康班は、避難所、その他の要配慮者の所在地において、要配慮者向け巡回ケアサービスに関係機関と協力して実施する。

- 各要配慮者支援組織による全般的なケア対策
- ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務
- 医師会（医療班を中心として）等との連携・協力による健康チェック
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助
- 障害者施設職員等の協力による生活環境チェック

### 2 要配慮者向け広報活動及び相談業務

広報活動及び相談業務については、広報班及び市民第1班が関係団体・専門ボランティア等の協力を得ながら、第3節「災害時の広報」及び第15節第10「災害時総合相談窓口業務」により行うとともに、要配慮者が支援を支障なく受けられるよう次の点に留意する。

- 放送・拡声器等の音声情報に偏らないよう、聴覚障害者向けの伝達手段を併用
- 年金・各種手当等の受給に必要な証書類を紛失した場合の再発行手続を簡略化
- 周囲の市民の理解と協力を得られるような配慮

## 第7 応急仮設住宅の供給と復旧期ケア対策

### 1 要配慮者向け住宅の供給計画案の作成等

要配慮者向け住宅の供給計画案の作成等は、第16節「災害時における「住」対策」により行うとともに、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、次の点に留意する。

- 住宅仕様のニーズ把握
- 優先的に入居できるよう配慮

### 2 復旧期応急ケア対策の実施

健康班は、避難所閉鎖以降の応急仮設住宅設置期間中に必要とされる応急ケア対策について、復旧期応急ケア対策実施計画を策定し、関係各部の職員、応急仮設住宅の住民組織及びボランティア等の協力を得て、応急仮設住宅入居の要配慮者向けの応急ケア対策を実施する。

また、応急仮設住宅入居者全体の生活向上のため、次の活動を行う。

- 応急仮設住宅の居住環境の向上
- 医師会、福祉班及び医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック、心のケア対策の実施
- ケースワーカー及びカウンセラー等による全般的な生活相談、各種行政支援サービスの利用相談、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向けの対策の実施

## 第8 外国人対策

市は、災害時に必要と認める場合は、外国語が話せるボランティアの協力を得ながら、外国人について安否確認、避難誘導、救助活動等を行う。

また、外国語が話せる者を確保するため、県に対し、関係職員等の派遣を要請する。

### 第20節 応急教育・応急保育

項目	活動	担当
応急教育対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校の災害直後の措置</li> <li>●児童、生徒及び教職員の安否確認</li> <li>●応急教育の実施</li> </ul>	教育総務班、学校教育班 学校教育班 学校教育班
応急保育対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所の災害直後の措置</li> <li>●園児・職員の安否確認</li> <li>●応急保育の実施</li> </ul>	こども班 こども班 こども班

#### 第1 学校の災害直後の措置

##### 1 災害が発生した場合の措置

災害が発生した場合、学校長は次の措置を行い、教育総務班を通じて災害対策本部に報告する。

##### (1) 勤務時間内

学 校 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の状況に応じて、緊急避難の指示を行う。</li> <li>○ 児童及び生徒、校舎等の被害状況を把握する。</li> <li>○ 児童・生徒は、学校にて保護者に引き渡す。又は、災害の状況により自宅への下校が可能な場合は、教員の引率により集団下校させる。</li> </ul>
教 職 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童及び生徒の安全を確保する。</li> <li>○ 応急救助及び手当の措置を行う。</li> </ul>

##### (2) 勤務時間外

学 校 長	○ 参集した教職員の所属、職、氏名を確認する。
教 職 員	○ 勤務している学校に参集する。

##### 2 市が災害に関する情報を受けた場合の措置

市長（本部長）は、災害に関する情報を学校教育班を通じて、学校へ伝達する。

学 校 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に関する情報を速やかに教職員に伝達する。</li> <li>○ ラジオ、テレビ等で、災害情報や被害状況等を収集する。</li> <li>○ 児童及び生徒へ情報を伝達する際は、混乱防止に努める。</li> <li>○ 災害の状況に応じて、児童及び生徒の集団下校や休校等、適切に措置を行う。</li> </ul>
教 職 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象状況、その他災害に関する情報を収集する。</li> <li>○ 学校長と協力して応急教育体制を整備する。</li> </ul>

## 第2 児童、生徒及び教職員の安否確認

学校教育班は、学校長を通じて児童、生徒及び教職員の安否の確認を行う。

学 校 長	○ 児童、生徒及び教職員の安否を取りまとめる。
教 職 員	○ 児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。

## 第3 応急教育の実施

### 1 施設及び教職員等の確保

(1) 学校長は、避難所との兼ね合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所を確保する。

なお、市内に適当な施設がない場合は、県教育委員会に対して、施設のあるせんを要請する。

(2) 学校教育班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、又は県教育委員会に連絡して、応急救職員の緊急派遣を求める。

### 2 応急教育の内容

応急教育の実施については、次の事項に留意する。

- 災害の状況に応じて、休校や二部授業等の措置をとる。
- 応急教育の開始時期や方法等について、児童、生徒及び保護者に周知する。
- 児童、生徒の在校時及び登下校時の安全確保に努める。
- 児童及び生徒の健康衛生に関する生活指導等を行う。

### 3 学用品の調達及び支給

市は、被災した児童、生徒及び災害により滅失した教科書、教材の状況を県教育委員会に報告する。

支給の対象	災害により、住家に被害を受け、学用品（教科書、文房具、通学用品）を失い、又はき損し、就学上支障がある児童及び生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
支給の期間	災害救助法が適用された場合の支給期間は、教科書は災害発生の日から1ヵ月以内、文房具及び通学用品は、災害発生の日から15日以内と定められている。
支給の方法	災害救助法の適用の有無にかかわらず、必要数を把握して県に給付を要請する。 県より給付を受けられない者については、市長（本部長）が教育部長に調達を指示する。 学校教育班は、指定業者から調達する。
費用の限度	被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

資料編 災害救助法による救助内容

#### 4 その他の留意事項

(1) 施設内における児童及び生徒の救護は、原則として当該学校医、歯科医、養護教諭等が行うものとする。

なお、重症者がいる場合は、救護所に搬送する。

(2) 学校給食は、原則として一時中止する。

応急給食は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を把握した後、県教育委員会及び鳥栖保健福祉事務所と相談して実施する。

(3) 学校施設が被災者の避難所となった場合は、これに協力するものとする。

### 第4 保育所の災害直後の措置

保育所の災害直後の措置については、第1「学校の災害直後の措置」を準用する。

### 第5 園児及び職員の安否確認

園児及び職員の安否の確認については、第2「児童、生徒及び教職員の安否の確認」を準用する。

### 第6 応急保育の実施

#### 1 応急保育の実施

(1) 保育園長は、職員を掌握して保護者及び園児の被災状況を把握する。

(2) 保育園長は、保育所の被害状況の把握を行い、応急保育実施のための準備を行う。

(3) 応急保育の内容については、第3の2「応急教育の内容」を準用する。

#### 2 施設・職員等の確保

応急保育の実施場所と職員の確保については、第3の1「施設・職員等の確保」を準用する。

#### 3 その他の留意事項

(1) 園児の避難時の注意事項

- 避難所を確認する。
- 保育士は、避難経路の安全を確認して園児とともに整然と避難する。
- 避難所に到着した順に整列させて、人員点呼を行う。
- 指示があるまで、その場所を離れないよう指導する。

(2) 施設内における園児の救護は、原則として市医師会等に協力を求める。

(3) 給食は、原則として一時中止する。

(4) 使用可能な給食施設は、災害対策本部員及び応急復旧作業従事者用の炊き出しを実施する。

#### 4 幼稚園における応急保育

幼稚園における応急保育は、保育所と同様とする。

## 第21節 農産物等対策

項目	活動	担当
農産物対策	●農産物応急対策 ●家畜応急対策	農林班 農林班

### 第1 農産物応急対策

- 1 病害虫の駆除  
市は、災害時における病害虫のまん延を防止するため、県及び佐賀県農業協同組合等と連携して、被災農家に対し、必要な防除対策を講じるよう指導する。
- 2 種苗対策  
市は、佐賀県農業協同組合等に必要種苗の確保を依頼するとともに、県へ報告する。
- 3 営農指導等  
市は、三神農業振興センターと連携して、被害の状況を速やかに把握し、被害実態に応じた技術対策、営農指導を行うものとする。

### 第2 家畜応急対策

- 1 避難対策  
市は、災害による畜舎の倒壊及び二次災害の発生のおそれがある場合には、家畜の管理者に対して、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。  
また、家畜数を勘案して、安全と認められる場所に必要に応じて家畜等の避難施設等を設置する。
- 2 家畜の防疫  
県は、家畜防疫員及び家畜診療獣医師の協力を得て、救護班を組織し、必要な防疫や管理指導を実施する。
  - (1) 健康検査と傷病家畜の応急救護  
被災地域に飼育されている家畜の健康検査を実施するとともに、傷病家畜については、応急手当を実施する。
  - (2) 畜舎等の消毒  
各種家畜伝染病の発生に備え、被災地域の浸水汚染畜舎の消毒を実施する。
  - (3) 家畜伝染性疾病の予防注射  
災害により発生が予想される伝染性疾病については、関係団体と連携のうえ、予防注射等を実施し、発生予防並びに蔓延防止を図る。
- 3 管理指導  
県は、関係機関及び団体と連携し、家畜診療獣医師の協力を得て、家畜の管理に関する指導を行う。
- 4 飼料の確保  
市は、家畜飼料の不足が予想される場合は、県へ要請を行い、各農家の飼料の確保に協力する。

## 第2 2 節 危険物等の保安計画

項 目	活 動	担 当
保安計画	●火薬類の保安 ●高圧ガスの保安 ●石油類及び化学製品類の保安 ●放射性物質の保安 ●毒物・劇物の保安	火薬類事業者 高圧ガス事業者 危険物施設の管理者等 放射線同位元素等の使用者等 毒物・劇物取扱者等

### 第 1 火薬類の保安

#### 1 被害状況の把握、連絡

火薬類の製造業者、販売業者及び消費者（以下「火薬類事業者」という。）は、災害により施設等（製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所）に被害が発生したときに、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

また、防災関係機関に対し連絡する。

#### 2 施設の応急措置

火薬類事業者は、災害により施設等に被害が発生したときには、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（火薬類取締法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

#### 3 その他の応急措置

警察署は、市から要求があったとき、又は必要と認めたときは、警戒区域の設定及び付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。実施した場合は、その旨を市に通知する。

警察署は、県及び市と連絡をとり、必要と認めたときは、火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、必要な限度において、災害を拡大させると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

### 第 2 高圧ガスの保安

#### 1 被害状況の把握、連絡

高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）は、災害により施設等に被害が発生したときは、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

また、防災関係機関に対し連絡する。

#### 2 施設の応急措置

高圧ガス事業者は、災害により施設等に被害が発生したときには、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

#### 3 その他の応急措置

警察署は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

### 第3 石油類及び化学製品類の保安

#### 1 被害状況の把握、連絡

石油類及び化学製品類の関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等（以下「危険物施設の管理者等」という。）は、災害により施設等に被害が発生したときは、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

また、防災関係機関に対し通報する。

#### 2 応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

- 危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- 危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置
- 異常が認められた施設の応急措置

#### 3 その他の応急措置

市又は消防本部は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急措置を実施する。

警察署は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

### 第4 放射性物質の保安

放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射線同位元素等の使用者等」という。）は、災害により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等）に基づき必要に応じ、次の措置を講じる。

- 1 発見した場合は、直ちに、その旨を警察署に通報する。
- 2 施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。
- 3 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- 4 放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置をとる。
- 5 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。
- 6 その他必要な防止措置を講じる。

### 第5 毒物・劇物の保安

毒物・劇物施設が災害により被災し、毒物・劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

- 1 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物取扱者等」という。）は、ただちに県、保健福祉事務所、警察署、消防本部に届け出るとともに、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。

2 県、警察署、消防本部は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。

- 情報収集、被害区域の拡大防止措置
- 警戒区域の設定
- 市及び住民に対する周知
- 被災者の避難誘導、救出・救護
- 原因の特定・原因者に対する指導

## 第23節 石油等の大量流出の防除対策計画

項目	活動	担当
防除対策	●石油等の大量流出の防除対策	石油等の取扱事業所、防災関係機関

### 第1 石油等の大量流出の防除対策

災害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

#### 1 通報連絡

石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関への通報連絡は、次により行うこととする。

##### (1) 通報連絡の内容

- 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名称、流出石油等の種類及び量
- 発生日時及び場所
- 石油等の流出の概要
- 気象、海象の状況
- 流出石油等の状況
- 今後予想される災害
- その他必要な事項

##### (2) 住民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺住民等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺住民等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、市、防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

#### 2 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者、防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者、防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。



(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

- 河川管理者に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- オイルフェンスの展張、油処理剤及び油吸着材等による流出石油等の拡散防止又は分散
- 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え
- 事業所の従業員等の救助
- 火災等二次災害発生の防止

(2) 防災関係機関の応急対策

河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、筑後川・矢部川・嘉瀬川水質汚濁対策連絡協議会において定められている要領等により、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。

【主な応急対策】

- 石油等の取扱事業所の従業員等の救助
- 流出石油等の拡散防止
- 消火対策等
- 漂着石油等の処理
- 流出石油等の防除資機材の調達

## 第24節 応急金融対策

項目	活動	担当
応急金融対策	●応急金融対策	佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店（日本銀行佐賀事務所）

### 第1 応急金融対策

災害発生時において、金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給を確保するため、関係する防災関係機関は、万全の措置を講じる。

1 通貨供給の確保

佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店及び同行佐賀事務所は、相互に連携し、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、次の措置を講じる。

(1) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ、日本銀行職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の確保を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ、金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

2 非常金融措置

佐賀財務事務所及び日本銀行福岡支店は、必要に応じ、金融機関に対し、次の措置を適切に講じるよう要請する。

ただし、緊急を要する事態で日本銀行福岡支店との連絡手段の途絶等による場合は、日本銀行佐賀事務所が日本銀行福岡支店に代わり、金融上の措置を講じる。

(1) 非常金融措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により、次のような非常金融措置を適切に講じるよう要請する。

- 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- 被災者に対して、定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ、必要な措置をとること。
- 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。
- 証券、保険会社においても、銀行等の対応と同様に非常金融措置を適切に講じること。

(2) 各種金融措置等に関する広報

上記1(3)及び2(1)に定める要請や措置を講じたときは、金融機関及び放送事業者等と協力して、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

## 第25節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に、風水害、地震の発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

災害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき市災害対策本部の業務については、概ね次のとおりである。

ただし、その災害の状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

### 1 災害の発生や避難に備え、警戒が必要な時期【災害発生前】

- 災害情報連絡室の設置
- 警報等の伝達、警戒活動、水防活動
- 気象情報等の広報
- 避難準備（避難行動要支援者避難）情報の発令、避難行動要支援者の避難開始
- 避難所の設置、学校における生徒の安全確保

※ 避難判断水位（特別警戒水位）への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合

- 警報等の情報の伝達
- 避難指示等の発令、避難の開始
- 避難指示等の広報

### 2 人命優先に活動する時期【災害発生～24時間（初期）】

- 防災活動体制の確立（職員の参集、災害対策本部の設置、通信手段・車両・燃料確保）
- 災害情報の収集・連絡
- 人命救助活動、警備活動
- 自衛隊の出動準備要請、派遣要請、連絡調整
- 医療機関における医療活動の確保、救護所の設置
- 輸送ルートの確保、応急対策に必要な人員及び物資の緊急輸送
- 被害情報・避難所情報など住民への情報提供、市長（本部長）の緊急メッセージ発出
- 帰宅困難者対策、外国人対策
- 国への被害状況報告
- 危険個所の対策
- 行方不明者の捜索

### 3 被災者支援を開始する時期【災害発生～72時間（中期・終息期）】

- 自衛隊の派遣部隊の受入れ、活動用資機材の準備
- 応援要請（応援協定に基づく各種の応援要請）
- 医療活動（医療救護班の編成・派遣、人工透析受療の確保、医薬品・医療資機材の調達、医療施設の応急復旧）
- 避難所へ仮設トイレ設置・し尿処理
- 災害時総合相談窓口の設置
- 避難所情報の把握、食料・飲料水・生活必需品の調達供給
- 災害対策用機材・復旧資材等の調達

- ボランティアセンターの設置
  - 災害救助法の適用
  - 義援物資・義援金の受付窓口の設置、希望物資の情報提供
- 4 被災者の生活再建に向けた対策を開始する時期【終息期～72時間】
- 公共施設等の点検・応急復旧
  - 被災者等の健康管理、食品衛生管理
  - 災害救助法の適用
  - 義援金・義援物資の受入れ、仕分け、配分
  - ボランティアの受入れ
  - 学校施設の応急復旧、応急教育の実施
- 5 被災者の生活再建に向けた対策を本格化する時期【終息期～1週間】
- 公営住宅等の提供、被災住宅の応急修理
  - 被災者の心のケア
  - 医療、住宅、融資等の相談窓口の確立
  - 被災生徒へ授業料免除等への支援
  - 災害廃棄物（ガレキ等）の処理
  - 家畜の避難等、家庭動物の保護
- 6 本格的な被災者の生活再建が行われる時期【終息期～1カ月】
- 応急仮設住宅の建設
  - 教育の再開
  - 義援金の配分
  - 被害者生活再建支援法の適用

## 第5編 災害復旧・復興計画

### 第1章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第2節 市民生活安定のための支援

## 第5編 災害復旧・復興計画

### 第1章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図るものとする。

#### 第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

活 動	担 当
●災害復旧・復興事業	総合政策課
●迅速な原状復旧	各課
●計画的復興	総合政策課、各課

#### 第1 災害復旧・復興事業

市は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「迅速な原状復旧を目指すのか」又は「さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのか」について早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。

必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

#### 第2 迅速な原状復旧

市、県及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うこととなるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

##### 1 復旧事業の対象施設

- 公共土木施設（河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園）
- 農林施設
- 都市施設
- 上水道
- 簡易水道施設
- 社会福祉施設
- 公立学校
- 社会教育施設
- 公営住宅
- 公立医療施設

- ライフライン施設
- 交通輸送施設
- その他の施設

## 2 資金の確保

市、県及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

### (1) 国庫負担又は補助を規定している主なもの

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
- 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成7年3月30日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- 公営住宅法（昭和26年法律第193号）

### (2) 地方債の発行が許可される主なもの

- 補助災害復旧事業
- 直轄災害復旧事業
- 単独災害復旧事業
- 公営企業災害復旧事業
- 歳入欠かん

## 3 激甚災害の指定

発生した災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、県及び市は相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとるものとする。

## 4 復旧・復興事業からの暴力団の排除

警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

## 5 災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

### 第3 計画的復興

#### 1 防災まちづくり

市は、次のような災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、市長を本部長とする「鳥栖市災害復興対策本部」を設置するとともに、関係機関との調整を図り、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、住民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

復興を進めるに当たっては、住民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行うものとする。

- 被災市街地復興特別措置法等の活用や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新
- 河川等の治水安全度の向上
- 土砂災害に対する安全性の確保 等

#### 2 文化財対策

##### (1) 指定文化財等の復旧

県（教育委員会）及び市（教育委員会）は、風水害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

##### (2) 埋蔵文化財の保護

県及び市は、復旧・復興を進めるにあたっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、市は、国や県・他市町に対し、人的・財政的支援を求める。



## 第2節 市民生活安定のための支援

活 動	担 当
●被災者の生活確保	総務課、情報政策課、地域福祉課、市民協働推進課、税務課、商工振興課、建設課
●農林業に対する復旧・復興資金の確保	農林課
●中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保	商工振興課
●義援金品の受入れ・配分	出納室、地域福祉課、高齢障害福祉課

### 第1 被災者の生活確保

#### 1 災害弔慰金等

##### (1) 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び条例の定めるところにより災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

##### (2) 災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び条例の定めるところにより災害により障害者となった住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

##### (3) 被災者に対する生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金の支援については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう県及び国等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

##### (4) 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して災害見舞品等を贈呈する。

#### 2 災害援護資金等の貸付等

##### (1) 災害援護資金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

##### (2) 生活福祉資金

佐賀県社会福祉協議会は、被災者に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、貸し付けを行う。

##### (3) 母子寡婦福祉資金貸付金

県は、被災した20歳未満の児童を扶養している「配偶者のいない女子」又は寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者に対し、母子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、母子寡婦福祉資金貸付金を貸し付ける。

#### 3 住宅の供給、資金の貸付等

市及び県は、被災市街地復興特別措置法第21条の適用を受ける者については、公営住宅への

受入れを行う。

また、貸付制度については、上記2「災害援護資金等の貸付等」を参照。

#### 4 郵政事業の災害特別事務取扱等

##### (1) 郵便業務関係

- 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地（市、県、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

##### (2) 為替貯金業務関係

- 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
- 郵便貯金の非常貸付け
- 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

##### (3) 簡易保険関係

- 保険料払込猶予期間の延伸
- 保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払
- 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- 解約還付金の非常即時払
- 保険貸付金の非常即時払

#### 5 租税の徴収猶予及び減免

##### (1) 市税（国民健康保険税を含む。）の期限の延長（地方税法第20条の5の2、鳥栖市税条例18条の2）

申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の期限延長【2月以内】

##### (2) 市税の徴収猶予（地方税法第15条）

##### (3) 市税（国民健康保険税を含む。）の減免

- 市民税（地方税法第323条、鳥栖市税条例50条）
- 固定資産税（地方税法第367条、鳥栖市税条例70条）
- 軽自動車税（地方税法第454条、鳥栖市税条例84条）
- 特別土地保有税（地方税法第605条の2、鳥栖市税条例126条の3）
- 国民健康保険税（鳥栖市国民健康保険条例第24号）

##### (4) 国税・県税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を状況により実施する。

#### 6 職業のあっせん

市は、所轄内の公共職業安定所に対し、被災離職者の早期再就職を図るために、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

- 被災者の緊急職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、緊急職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用

#### 7 相談の実施

市、県及び防災関係機関は、必要に応じて、市民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

相談窓口については、第4編第3章第15節第10「災害時総合相談窓口業務」を参照。

#### 8 広報の実施

「被災者の生活確保」に関する広報活動は、災害対策本部設置期間中は、第4編第3章第3節「災害時の広報」により行い、災害対策本部廃止後においては、「市報とす」若しくはチラシの配付等により行う。

なお、市外に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、避難先の自治体と協力して被災者の所在地等の情報の共有を図る。

#### 9 罹災証明の交付等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付の体制を確立し、遅滞なく、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、火災の罹災証明については、消防本部が交付するものとする。

また、市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

## 第2 農林業に対する復旧・復興資金の確保

市は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画の作成を促進し、民生の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林業者の経営安定を図る。

- 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- 日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

## 第3 中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保

市は、国及び県に対して、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るための、復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう要請する。

県は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、中小企業者等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるような措置を実施する。

- 1 被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図るとともに、被害の状況に応じて、現地において融資相談所の設置や経営指導等を行う。
- 2 佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。  
また、激甚災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。
- 3 県制度金融について、被害の状況に応じて、償還猶予等必要な措置を講じる。
- 4 信用力、担保力が不足した中小企業者等の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
- 5 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

#### **第4 義援金品の受入れ・配分**

義援金品の受入れ・配分については、第4編第3章第15節第9「義援物資・義援金の受入れ・配分」を参照。